

原発本第150号

2019年11月22日

原子力規制委員会 殿

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号

九州電力株式会社

代表取締役 池辺和弘
社長執行役員

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の24第1項の規定に基づき、
川内原子力発電所原子炉施設保安規定について、下記のとおり変更認可を申請いたします。

記

1. 変更の内容

昭和58年7月6日付けの58資序第10017号で認可を受け、昭和59年8月3日付けの59資序第8966号、昭和59年8月17日付けの59資序第10192号、昭和60年1月30日付けの59資序第17525号、昭和63年2月23日付けの62資序第16340号、平成元年3月31日付けの元資序第3507号、平成2年3月23日付けの2資序第1878号、平成3年5月13日付けの3資序第3840号、平成5年2月2日付けの4資序第14734号、平成6年2月28日付けの6資序第471号、平成7年5月19日付けの7資序第4157号、平成8年5月22日付けの8資序第3207号、平成9年7月23日付けの平成09・06・12 資第10号、平成13年1月5日付けの平成12・09・20 資第9号、平成13年2月23日付けの平成13・02・15 原第21号、平成13年3月30日付けの平成13・03・23 原第7号、平成13年10月1日付けの平成13・09・18 原第3号、平成14年3月8日付けの平成14・02・08 原第26号、平成14年10月22日付けの平成14・09・27 原第8号、平成15年5月15日付けの平成15・04・22 原第5号、平成16年5月18日付けの平成15・12・25 原第26号、平成16年9月1日付けの平成16・07・20 原第6号、平成17年6月28日付けの平成17・06・13 原第25号、平成18年2月22日付けの平成18・01・27 原第14号、平成19年5月18日付けの平成19・05・08 原第7号、平成19年12月13日付けの平成19・09・28 原第26号、平成19年12月13日付けの平成19・11・30 原第19号、平成20年3月19日付けの平成20・02・29 原第59号、平成20年6月6日付けの平成20・05・13 原第5号、平成20年8月22日付けの平成20・07・11 原第11号、平成20年12月12日付けの平成20・10・31 原第11号、平成21年9月11日付けの平成21・08・03 原第6号、平成22年2月22日付けの平成22・01・20 原第8号、平成22年6月22日付けの平成22・05・21 原第8号、平成23年5月6日付けの平成23・04・04 原第40号、平成23年5月11日付けの平成23・04・21 原第11号、平成23年6月16日付けの平成23・05・19 原第24号、平成24年3月7日付けの平成24・02・16 原第11号、平成24年6月21日付けの平成24・05・23 原第5号、平成24年9月6日付けの20120717 原第31号、平成25年2月13日付けの原管P収第121212002号、平成25年6月17日付けの原管P発第1306172号、平成26年6月9日付けの原規規発第1406093号、平成27年5月27日付けの原規規発第1505273号、平成27年8月5日付けの原規規発第15080516号、平成27年11月18日付けの原規規発第1511185号、平成28年3月24日付けの原規規発第16032421号、平成29年2月8日付けの原規規発第1702089号、平成29年6月26日付けの原規規発第1706262号、平成29年8月25日付けの原規規発第1708251号、平成30年1月10日付け原規規発第1801101号、平成30年6月26日付け原規規発第1806266号、平成30年12月17日付け原規規発第18121710号、平成31年2月13日付け原規規発第1902135号及び令和元年7月5日付け原規規発第1907054号で変更認可を受けた川内原子力発電所原子炉施設保安規定の

記述を、別添の川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表の変更後欄のとおり変更する。(ただし、下線部及び変更箇所表示部は含まない。)

2. 変更の理由

(1) 1号炉及び2号炉の常設直流電源設備（3系統目）の設置に伴う変更

実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第五十七条第2項に規定される特に高い信頼性を有する常設直流電源設備（3系統目）を設置することに伴い、以下の条文について変更を行う。

- ・第83条（重大事故等対処設備）
- ・添付1 異常時の運転操作基準（第90条関連）
- ・添付3 重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準

(2) 1号炉及び2号炉の原子炉安全保護盤取替工事に伴う変更

設備の保守性、信頼性向上の観点から、原子炉安全保護盤についてデジタル制御装置を採用した制御盤に取り替える。

あわせて、原子炉非常停止及び工学的安全施設等の作動信号の一部について、作動信号に用いる検出信号を増やし、信頼性及び保守性の向上を図ると共に、設定値を最新プラントの考え方で整合させる観点から、原子炉非常停止信号及び工学的安全施設等の作動信号の設定値を変更する。これらの工事等に伴い、以下の条文について変更を行う。

- ・第33条（計測及び制御設備）
- ・第34条（D N B比）
- ・第42条（加圧器）

また、デジタル制御装置の採用により電源容量が増加し、全交流電源喪失時の蓄電池（安全防護系用及び重大事故等対処用）の負荷が増加することから、全交流電源喪失時における不要直流負荷の早期隔離の手順が追加されたことを踏まえ、「添付3 重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準」を変更する。

3. 施行期日

(1) この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、10日以内に施行する。

(2) 本規定施行の際、使用前検査対象となる規定については、各原子炉施設に係る使用前検査終了日以降に適用することとし、それ以前は従前の例による。

以上

別添

川内原子力発電所原子炉施設保安規定
変更前後比較表

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

考 備	<p>・1号炉及び2号炉の原子炉安全保護盤取替工事に伴う変更</p>																																					
変 更 後	<table border="1" data-bbox="415 571 2065 1175"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">設定値 1号炉及び2号炉</th> <th rowspan="2">適用モード</th> <th rowspan="2">所要チャンネル・系統数</th> <th colspan="3">所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置^{※2}</th> <th rowspan="2">完了時間</th> <th colspan="3">確認事項</th> </tr> <tr> <th>条件</th> <th>措置</th> <th></th> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="415 635 493 1175">3. 中性子束高 (出力領域)</td> <td data-bbox="493 635 628 1175">高設定 定格出力の <u>111</u> %以下</td> <td data-bbox="628 635 718 1175">モード 1 及び 2</td> <td data-bbox="718 635 808 1175">4^{※7}</td> <td data-bbox="808 635 1077 1175">A. 1 チャンネル が動作不能で ある場合 B. 条件 A の措置 を完了時間内 に達成できな い場合</td> <td data-bbox="1077 635 1347 1175">A. 1 保修課長は、当該チャンネルを 動作可能な状態にする。^{※8} B. 1 当直課長は、モード 3 にする。</td> <td data-bbox="1347 635 1436 1175">6 時間 12 時間</td> <td data-bbox="1436 635 1706 1175">原子炉熱出力と出力領域 中性子束計装の指示値と の差が± 2 %を超える場 合は、出力領域中性子束 計装の指示値を校正す る。</td> <td data-bbox="1706 635 1796 1175">原子炉熱出力が 15 %以 上となつてから 24 時間 以内 その後の 1 日に 1 回</td> <td data-bbox="1796 635 1885 1175">保修課長 技術課長 及び 当直課長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="415 952 493 1175"></td> <td data-bbox="493 952 628 1175">低設定 定格出力の <u>27</u> %以下</td> <td data-bbox="628 952 718 1175">モード 1 (b) 及 び 2</td> <td data-bbox="718 952 808 1175">4^{※7}</td> <td data-bbox="808 952 1077 1175">A. 1 チャンネル が動作不能で ある場合 B. 条件 A の措置 を完了時間内 に達成できな い場合</td> <td data-bbox="1077 952 1347 1175">A. 1 保修課長は、当該チャンネルを 動作可能な状態にする。^{※8} B. 1 当直課長は、モード 3 にする。</td> <td data-bbox="1347 952 1436 1175">6 時間 12 時間</td> <td data-bbox="1436 952 1706 1175">動作不能でないこ とを指 示値により確 認^{※6}する。</td> <td data-bbox="1706 952 1796 1175">1 日に 1 回</td> <td data-bbox="1796 952 1885 1175">当直課長</td> </tr> </tbody> </table> <p>※6 :「動作不能でないことを指示値により確認」とは、当該チャンネルの指示値に異常な変動がないことを確認すること、また可能であれば他の計器チャンネルによって得られた値と差異がないことを確認することをいう。なお、トリップ状態にあるチャンネルについては指示値の確認を行う必要はない（以下、本条において同じ）。</p> <p>※7 :検出器特性検査時、炉内外核計装照合校正時、出力領域中性子束計装の指示校正時又はモード 2 での炉物理検査時においては、残りの 3 チャンネルが動作可能であることを条件に、1 チャンネルをバイパスすることができる。この場合は、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない（以下、本条文において同じ）。</p> <p>※8 :検出器特性検査時、炉内外核計装照合校正時、出力領域中性子束計装の指示校正時又はモード 2 での炉物理検査時においては、残りの 3 チャンネルが動作可能であることを条件に、1 チャンネルをバイパスする措置を行うことができる（以下、本条文において同じ）。</p>	機能	設定値 1号炉及び2号炉	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			完了時間	確認事項			条件	措置		項目	頻度	担当	3. 中性子束高 (出力領域)	高設定 定格出力の <u>111</u> %以下	モード 1 及び 2	4 ^{※7}	A. 1 チャンネル が動作不能で ある場合 B. 条件 A の措置 を完了時間内 に達成できな い場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを 動作可能な状態にする。 ^{※8} B. 1 当直課長は、モード 3 にする。	6 時間 12 時間	原子炉熱出力と出力領域 中性子束計装の指示値と の差が± 2 %を超える場 合は、出力領域中性子束 計装の指示値を校正す る。	原子炉熱出力が 15 %以 上となつてから 24 時間 以内 その後の 1 日に 1 回	保修課長 技術課長 及び 当直課長		低設定 定格出力の <u>27</u> %以下	モード 1 (b) 及 び 2	4 ^{※7}	A. 1 チャンネル が動作不能で ある場合 B. 条件 A の措置 を完了時間内 に達成できな い場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを 動作可能な状態にする。 ^{※8} B. 1 当直課長は、モード 3 にする。	6 時間 12 時間	動作不能でないこ とを指 示値により確 認 ^{※6} する。	1 日に 1 回	当直課長
機能	設定値 1号炉及び2号炉					適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			完了時間	確認事項																										
		条件	措置		項目			頻度	担当																													
3. 中性子束高 (出力領域)	高設定 定格出力の <u>111</u> %以下	モード 1 及び 2	4 ^{※7}	A. 1 チャンネル が動作不能で ある場合 B. 条件 A の措置 を完了時間内 に達成できな い場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを 動作可能な状態にする。 ^{※8} B. 1 当直課長は、モード 3 にする。	6 時間 12 時間	原子炉熱出力と出力領域 中性子束計装の指示値と の差が± 2 %を超える場 合は、出力領域中性子束 計装の指示値を校正す る。	原子炉熱出力が 15 %以 上となつてから 24 時間 以内 その後の 1 日に 1 回	保修課長 技術課長 及び 当直課長																													
	低設定 定格出力の <u>27</u> %以下	モード 1 (b) 及 び 2	4 ^{※7}	A. 1 チャンネル が動作不能で ある場合 B. 条件 A の措置 を完了時間内 に達成できな い場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを 動作可能な状態にする。 ^{※8} B. 1 当直課長は、モード 3 にする。	6 時間 12 時間	動作不能でないこ とを指 示値により確 認 ^{※6} する。	1 日に 1 回	当直課長																													
変 更 前	<table border="1" data-bbox="415 1842 2065 2445"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">設定値 1号炉及び2号炉</th> <th rowspan="2">適用モード</th> <th rowspan="2">所要チャンネル・系統数</th> <th colspan="3">所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置^{※2}</th> <th rowspan="2">完了時間</th> <th colspan="3">確認事項</th> </tr> <tr> <th>条件</th> <th>措置</th> <th></th> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="415 1905 493 2445">3. 中性子束高 (出力領域)</td> <td data-bbox="493 1905 628 2445">高設定 定格出力の <u>109</u> %以下</td> <td data-bbox="628 1905 718 2445">モード 1 及び 2</td> <td data-bbox="718 1905 808 2445">4</td> <td data-bbox="808 1905 1077 2445">A. 1 チャンネル が動作不能で ある場合 B. 条件 A の措置 を完了時間内 に達成できな い場合</td> <td data-bbox="1077 1905 1347 2445">A. 1 保修課長は、当該チャンネルを 動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード 3 にする。</td> <td data-bbox="1347 1905 1436 2445">6 時間 12 時間</td> <td data-bbox="1436 1905 1706 2445">原子炉熱出力と出力領域 中性子束計装の指示値と の差が± 2 %を超える場 合は、出力領域中性子束 計装の指示値を校正す る。</td> <td data-bbox="1706 1905 1796 2445">原子炉熱出力が 15 %以 上となつてから 24 時間 以内 その後の 1 日に 1 回</td> <td data-bbox="1796 1905 1885 2445">保修課長 技術課長 及び 当直課長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="415 2223 493 2445"></td> <td data-bbox="493 2223 628 2445">低設定 定格出力の <u>25</u> %以下</td> <td data-bbox="628 2223 718 2445">モード 1 (b) 及 び 2</td> <td data-bbox="718 2223 808 2445">4</td> <td data-bbox="808 2223 1077 2445">A. 1 チャンネル が動作不能で ある場合 B. 条件 A の措置 を完了時間内 に達成できな い場合</td> <td data-bbox="1077 2223 1347 2445">A. 1 保修課長は、当該チャンネルを 動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード 3 にする。</td> <td data-bbox="1347 2223 1436 2445">6 時間 12 時間</td> <td data-bbox="1436 2223 1706 2445">動作不能でないこ とを指 示値により確 認^{※6}する。</td> <td data-bbox="1706 2223 1796 2445">1 日に 1 回</td> <td data-bbox="1796 2223 1885 2445">当直課長</td> </tr> </tbody> </table> <p>※6 :「動作不能でないことを指示値により確認」とは、当該チャンネルの指示値に異常な変動がないことを確認すること、また可能であれば他の計器チャンネルによって得られた値と差異がないことを確認することをいう。なお、トリップ状態にあるチャンネルについては指示値の確認を行う必要はない（以下、本条において同じ）。</p>	機能	設定値 1号炉及び2号炉	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			完了時間	確認事項			条件	措置		項目	頻度	担当	3. 中性子束高 (出力領域)	高設定 定格出力の <u>109</u> %以下	モード 1 及び 2	4	A. 1 チャンネル が動作不能で ある場合 B. 条件 A の措置 を完了時間内 に達成できな い場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを 動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード 3 にする。	6 時間 12 時間	原子炉熱出力と出力領域 中性子束計装の指示値と の差が± 2 %を超える場 合は、出力領域中性子束 計装の指示値を校正す る。	原子炉熱出力が 15 %以 上となつてから 24 時間 以内 その後の 1 日に 1 回	保修課長 技術課長 及び 当直課長		低設定 定格出力の <u>25</u> %以下	モード 1 (b) 及 び 2	4	A. 1 チャンネル が動作不能で ある場合 B. 条件 A の措置 を完了時間内 に達成できな い場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを 動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード 3 にする。	6 時間 12 時間	動作不能でないこ とを指 示値により確 認 ^{※6} する。	1 日に 1 回	当直課長
機能	設定値 1号炉及び2号炉					適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			完了時間	確認事項																										
		条件	措置		項目			頻度	担当																													
3. 中性子束高 (出力領域)	高設定 定格出力の <u>109</u> %以下	モード 1 及び 2	4	A. 1 チャンネル が動作不能で ある場合 B. 条件 A の措置 を完了時間内 に達成できな い場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを 動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード 3 にする。	6 時間 12 時間	原子炉熱出力と出力領域 中性子束計装の指示値と の差が± 2 %を超える場 合は、出力領域中性子束 計装の指示値を校正す る。	原子炉熱出力が 15 %以 上となつてから 24 時間 以内 その後の 1 日に 1 回	保修課長 技術課長 及び 当直課長																													
	低設定 定格出力の <u>25</u> %以下	モード 1 (b) 及 び 2	4	A. 1 チャンネル が動作不能で ある場合 B. 条件 A の措置 を完了時間内 に達成できな い場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを 動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード 3 にする。	6 時間 12 時間	動作不能でないこ とを指 示値により確 認 ^{※6} する。	1 日に 1 回	当直課長																													

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

考 備		<p style="text-align: center;">・1号炉及び2号炉の原子炉安全保護盤取替工事に伴う変更</p>										
変 更	後											
		機能		設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項		
		1号炉及び2号炉					条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
		4. 出力領域中性子束 変化率高	増加率高	定格出力の <u>11</u> %ステップ以下	モード1及び 2	4 ^{※7}	A. 1 チャンネル が動作不能で ある場合 B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを 動作可能な状態にする。 ^{※8} B. 1 当直課長は、モード3にする。	6時間 12時間	設定値確認及び機能検査 を実施する。	定期検査時	保修課長
			減少率高	定格出力の <u>-8</u> %ステップ以上	モード1及び 2	4 ^{※7}	A. 1 チャンネル が動作不能で ある場合 B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを 動作可能な状態にする。 ^{※8} B. 1 当直課長は、モード3にする。	6時間 12時間			
		5. 中性子束高 (中間領域)		定格出力の <u>30</u> %以下	モード1(b)及 び2(c)	2 ^{※9}	A. 1 チャンネル が動作不能で ある場合 B. 2 チャンネル が動作不能で ある場合	A. 1 当直課長は、P-6未満にする。 又は A. 2 当直課長は、P-10以上にす る。 及び B. 1 当直課長は、1次冷却材中のほ う素濃度が低下する操作及び制 御棒の引抜き操作を全て中止す る。	2時間 2時間	設定値確認及び機能検査 を実施する。	定期検査時	保修課長
					モード2(d)	2	A. 1 又は2チャ ンネルが動作 不能である場 合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを 動作可能な状態にする。	P-6を超 えるまでに	動作不能でないことを指 示値により確認する。	1日に1回	当直課長
変 更	前	<p style="text-align: center;">^{※9} : 制御棒引抜き阻止の設定又は中間領域中性子束高トリップ設定点の設定時においては、残りのチャンネルが動作可能であることを条件に、2時間に限り、1チャンネルをバイパスすることができる。 この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。</p>										
		機能		設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項		
		1号炉及び2号炉					条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
		4. 出力領域中性子束 変化率高	増加率高	定格出力の <u>15</u> %ステップ以下	モード1及び 2	4	A. 1 チャンネル が動作不能で ある場合 B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを 動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。	6時間 12時間	設定値確認及び機能検査 を実施する。	定期検査時	保修課長
			減少率高	定格出力の <u>10</u> %ステップ以下	モード1及び 2	4	A. 1 チャンネル が動作不能で ある場合 B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを 動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。	6時間 12時間			
		5. 中性子束高 (中間領域)		定格出力の <u>25</u> %以下	モード1(b)及 び2(c)	2 ^{※7}	A. 1 チャンネル が動作不能で ある場合 B. 2 チャンネル が動作不能で ある場合	A. 1 当直課長は、P-6未満にする。 又は A. 2 当直課長は、P-10以上にす る。 及び B. 1 当直課長は、1次冷却材中のほ う素濃度が低下する操作及び制 御棒の引抜き操作を全て中止す る。	2時間 2時間	設定値確認及び機能検査 を実施する。	定期検査時	保修課長
					モード2(d)	2	A. 1 又は2チャ ンネルが動作 不能である場 合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを 動作可能な状態にする。	P-6を超 えるまでに	動作不能でないことを指 示値により確認する。	1日に1回	当直課長
変 更	後	<p style="text-align: center;">^{※7} : 制御棒引抜き阻止の設定又は中間領域中性子束高トリップ設定点の設定時においては、残りのチャンネルが動作可能であることを条件に、2時間に限り、1チャンネルをバイパスすることができる。 この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。</p>										

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

考 備	<p>・1号炉及び2号炉の原子炉安全保護盤取替工事に伴う変更</p>		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機能</th><th rowspan="2">設定値 1号炉及び2号炉</th><th rowspan="2">適用モード</th><th rowspan="2">所要チャンネル・系統数</th><th colspan="3">所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置^{※2}</th><th colspan="3">確認事項</th></tr> <tr> <th>条件</th><th>措置</th><th>完了時間</th><th>項目</th><th>頻度</th><th>担当</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="404 794 561 857">6. 中性子束高 (中性子源領域)</td><td data-bbox="561 794 673 857">2×10^5 cps 以下</td><td data-bbox="673 794 785 857">モード2 (d)</td><td data-bbox="785 794 898 857">2^{※10}</td><td data-bbox="898 794 1010 857">A. 1 チャンネルが動作不能である場合</td><td data-bbox="1010 794 1122 857">A. 1 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作及び制御棒の引抜き操作を全て中止する。</td><td data-bbox="1122 794 1234 857">速やかに</td><td data-bbox="1234 794 1347 857">設定値確認及び機能検査を実施する。</td><td data-bbox="1347 794 1459 857">定期検査時</td><td data-bbox="1459 794 1571 857">保修課長</td></tr> <tr> <td data-bbox="1010 857 1122 921"></td><td data-bbox="1122 857 1234 921"></td><td data-bbox="1234 857 1347 921"></td><td data-bbox="1347 857 1459 921"></td><td data-bbox="1459 857 1571 921"></td><td data-bbox="1571 857 1683 921"></td><td data-bbox="1683 857 1796 921"></td><td data-bbox="1796 857 1908 921"></td><td data-bbox="1908 857 2020 921"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1010 921 1122 984"></td><td data-bbox="1122 921 1234 984"></td><td data-bbox="1234 921 1347 984"></td><td data-bbox="1347 921 1459 984"></td><td data-bbox="1459 921 1571 984">B. 2 チャンネルが動作不能である場合</td><td data-bbox="1571 921 1683 984">B. 1 当直課長は、原子炉トリップしや断器を開く。</td><td data-bbox="1683 921 1796 984">速やかに</td><td data-bbox="1796 921 1908 984">動作不能でないことを指示値により確認する。</td><td data-bbox="1908 921 2020 984">1日に1回</td><td data-bbox="2020 921 2105 984">当直課長</td></tr> <tr> <td data-bbox="1010 984 1122 1048"></td><td data-bbox="1122 984 1234 1048"></td><td data-bbox="1234 984 1347 1048"></td><td data-bbox="1347 984 1459 1048"></td><td data-bbox="1459 984 1571 1048"></td><td data-bbox="1571 984 1683 1048"></td><td data-bbox="1683 984 1796 1048"></td><td data-bbox="1796 984 1908 1048"></td><td data-bbox="1908 984 2020 1048"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1010 1048 1122 1111"></td><td data-bbox="1122 1048 1234 1111"></td><td data-bbox="1234 1048 1347 1111"></td><td data-bbox="1347 1048 1459 1111"></td><td data-bbox="1459 1048 1571 1111">C. 1 当直課長は、原子炉トリップしや断器を開く。</td><td data-bbox="1571 1048 1683 1111">速やかに</td><td data-bbox="1683 1048 1796 1111"></td><td data-bbox="1796 1048 1908 1111"></td><td data-bbox="1908 1048 2020 1111"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1010 1111 1122 1175"></td><td data-bbox="1122 1111 1234 1175"></td><td data-bbox="1234 1111 1347 1175"></td><td data-bbox="1347 1111 1459 1175"></td><td data-bbox="1459 1111 1571 1175"></td><td data-bbox="1571 1111 1683 1175"></td><td data-bbox="1683 1111 1796 1175"></td><td data-bbox="1796 1111 1908 1175"></td><td data-bbox="1908 1111 2020 1175"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1010 1175 1122 1238"></td><td data-bbox="1122 1175 1234 1238"></td><td data-bbox="1234 1175 1347 1238"></td><td data-bbox="1347 1175 1459 1238"></td><td data-bbox="1459 1175 1571 1238">A. 全てのチャンネルが動作不能である場合</td><td data-bbox="1571 1175 1683 1238">A. 1 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。</td><td data-bbox="1683 1175 1796 1238">速やかに</td><td data-bbox="1796 1175 1908 1238"></td><td data-bbox="1908 1175 2020 1238"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1010 1238 1122 1302"></td><td data-bbox="1122 1238 1234 1302"></td><td data-bbox="1234 1238 1347 1302"></td><td data-bbox="1347 1238 1459 1302"></td><td data-bbox="1459 1238 1571 1302">A. 2 当直課長は、停止余裕が第19条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。</td><td data-bbox="1571 1238 1683 1302">2時間 その後の12時間に1回</td><td data-bbox="1683 1238 1796 1302"></td><td data-bbox="1796 1238 1908 1302"></td><td data-bbox="1908 1238 2020 1302"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1010 1302 1122 1365"></td><td data-bbox="1122 1302 1234 1365"></td><td data-bbox="1234 1302 1347 1365"></td><td data-bbox="1347 1302 1459 1365"></td><td data-bbox="1459 1302 1571 1365">及び</td><td data-bbox="1571 1302 1683 1365"></td><td data-bbox="1683 1302 1796 1365"></td><td data-bbox="1796 1302 1908 1365"></td><td data-bbox="1908 1302 2020 1365"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1010 1365 1122 1429"></td><td data-bbox="1122 1365 1234 1429"></td><td data-bbox="1234 1365 1347 1429"></td><td data-bbox="1347 1365 1459 1429"></td><td data-bbox="1459 1365 1571 1429">A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。</td><td data-bbox="1571 1365 1683 1429">48時間</td><td data-bbox="1683 1365 1796 1429"></td><td data-bbox="1796 1365 1908 1429"></td><td data-bbox="1908 1365 2020 1429"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1010 1429 1122 1492"></td><td data-bbox="1122 1429 1234 1492"></td><td data-bbox="1234 1429 1347 1492"></td><td data-bbox="1347 1429 1459 1492"></td><td data-bbox="1459 1429 1571 1492">A. 1 当直課長は、原子炉トリップしや断器を開く。</td><td data-bbox="1571 1429 1683 1492">1時間</td><td data-bbox="1683 1429 1796 1492"></td><td data-bbox="1796 1429 1908 1492"></td><td data-bbox="1908 1429 2020 1492"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1010 1492 1122 1556"></td><td data-bbox="1122 1492 1234 1556"></td><td data-bbox="1234 1492 1347 1556"></td><td data-bbox="1347 1492 1459 1556"></td><td data-bbox="1459 1492 1571 1556">B. 1 当直課長は、原子炉トリップしや断器を開く。</td><td data-bbox="1571 1492 1683 1556">速やかに</td><td data-bbox="1683 1492 1796 1556"></td><td data-bbox="1796 1492 1908 1556"></td><td data-bbox="1908 1492 2020 1556"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1010 1556 1122 1619"></td><td data-bbox="1122 1556 1234 1619"></td><td data-bbox="1234 1556 1347 1619"></td><td data-bbox="1347 1556 1459 1619"></td><td data-bbox="1459 1556 1571 1619">C. 1 当直課長は、原子炉トリップしや断器を開く。</td><td data-bbox="1571 1556 1683 1619">速やかに</td><td data-bbox="1683 1556 1796 1619"></td><td data-bbox="1796 1556 1908 1619"></td><td data-bbox="1908 1556 2020 1619"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1010 1619 1122 1683"></td><td data-bbox="1122 1619 1234 1683"></td><td data-bbox="1234 1619 1347 1683"></td><td data-bbox="1347 1619 1459 1683"></td><td data-bbox="1459 1619 1571 1683">A. 1 当直課長は、停止余裕が第19条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。</td><td data-bbox="1571 1619 1683 1683">2時間 その後の12時間に1回</td><td data-bbox="1683 1619 1796 1683"></td><td data-bbox="1796 1619 1908 1683"></td><td data-bbox="1908 1619 2020 1683"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1010 1683 1122 1746"></td><td data-bbox="1122 1683 1234 1746"></td><td data-bbox="1234 1683 1347 1746"></td><td data-bbox="1347 1683 1459 1746"></td><td data-bbox="1459 1683 1571 1746">及び</td><td data-bbox="1571 1683 1683 1746"></td><td data-bbox="1683 1683 1796 1746"></td><td data-bbox="1796 1683 1908 1746"></td><td data-bbox="1908 1683 2020 1746"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1010 1746 1122 1810"></td><td data-bbox="1122 1746 1234 1810"></td><td data-bbox="1234 1746 1347 1810"></td><td data-bbox="1347 1746 1459 1810"></td><td data-bbox="1459 1746 1571 1810">A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。</td><td data-bbox="1571 1746 1683 1810">48時間</td><td data-bbox="1683 1746 1796 1810"></td><td data-bbox="1796 1746 1908 1810"></td><td data-bbox="1908 1746 2020 1810"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1010 1810 1122 1873"></td><td data-bbox="1122 1810 1234 1873"></td><td data-bbox="1234 1810 1347 1873"></td><td data-bbox="1347 1810 1459 1873"></td><td data-bbox="1459 1810 1571 1873">A. 1 当直課長は、原子炉トリップしや断器を開く。</td><td data-bbox="1571 1810 1683 1873">1時間</td><td data-bbox="1683 1810 1796 1873"></td><td data-bbox="1796 1810 1908 1873"></td><td data-bbox="1908 1810 2020 1873"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1010 1873 1122 1937"></td><td data-bbox="1122 1873 1234 1937"></td><td data-bbox="1234 1873 1347 1937"></td><td data-bbox="1347 1873 1459 1937"></td><td data-bbox="1459 1873 1571 1937">C. 1 当直課長は、原子炉トリップしや断器を開く。</td><td data-bbox="1571 1873 1683 1937">速やかに</td><td data-bbox="1683 1873 1796 1937"></td><td data-bbox="1796 1873 1908 1937"></td><td data-bbox="1908 1873 2020 1937"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1010 1937 1122 2000"></td><td data-bbox="1122 1937 1234 2000"></td><td data-bbox="1234 1937 1347 2000"></td><td data-bbox="1347 1937 1459 2000"></td><td data-bbox="1459 1937 1571 2000">A. 1 当直課長は、停止余裕が第19条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。</td><td data-bbox="1571 1937 1683 2000">2時間 その後の12時間に1回</td><td data-bbox="1683 1937 1796 2000"></td><td data-bbox="1796 1937 1908 2000"></td><td data-bbox="1908 1937 2020 2000"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1010 2000 1122 2064"></td><td data-bbox="1122 2000 1234 2064"></td><td data-bbox="1234 2000 1347 2064"></td><td data-bbox="1347 2000 1459 2064"></td><td data-bbox="1459 2000 1571 2064">及び</td><td data-bbox="1571 2000 1683 2064"></td><td data-bbox="1683 2000 1796 2064"></td><td data-bbox="1796 2000 1908 2064"></td><td data-bbox="1908 2000 2020 2064"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1010 2064 1122 2127"></td><td data-bbox="1122 2064 1234 2127"></td><td data-bbox="1234 2064 1347 2127"></td><td data-bbox="1347 2064 1459 2127"></td><td data-bbox="1459 2064 1571 2127">A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。</td><td data-bbox="1571 2064 1683 2127">48時間</td><td data-bbox="1683 2064 1796 2127"></td><td data-bbox="1796 2064 1908 2127"></td><td data-bbox="1908 2064 2020 2127"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1010 2127 1122 2191"></td><td data-bbox="1122 2127 1234 2191"></td><td data-bbox="1234 2127 1347 2191"></td><td data-bbox="1347 2127 1459 2191"></td><td data-bbox="1459 2127 1571 2191">A. 1 当直課長は、原子炉トリップしや断器を開く。</td><td data-bbox="1571 2127 1683 2191">1時間</td><td data-bbox="1683 2127 1796 2191"></td><td data-bbox="1796 2127 1908 2191"></td><td data-bbox="1908 2127 2020 2191"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1010 2191 1122 2254"></td><td data-bbox="1122 2191 1234 2254"></td><td data-bbox="1234 2191 1347 2254"></td><td data-bbox="1347 2191 1459 2254"></td><td data-bbox="1459 2191 1571 2254">C. 1 当直課長は、原子炉トリップしや断器を開く。</td><td data-bbox="1571 2191 1683 2254">速やかに</td><td data-bbox="1683 2191 1796 2254"></td><td data-bbox="1796 2191 1908 2254"></td><td data-bbox="1908 2191 2020 2254"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1010 2254 1122 2318"></td><td data-bbox="1122 2254 1234 2318"></td><td data-bbox="1234 2254 1347 2318"></td><td data-bbox="1347 2254 1459 2318"></td><td data-bbox="1459 2254 1571 2318">A. 1 当直課長は、停止余裕が第19条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。</td><td data-bbox="1571 2254 1683 2318">2時間 その後の12時間に1回</td><td data-bbox="1683 2254 1796 2318"></td><td data-bbox="1796 2254 1908 2318"></td><td data-bbox="1908 2254 2020 2318"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1010 2318 1122 2382"></td><td data-bbox="1122 2318 1234 2382"></td><td data-bbox="1234 2318 1347 2382"></td><td data-bbox="1347 2318 1459 2382"></td><td data-bbox="1459 2318 1571 2382">及び</td><td data-bbox="1571 2318 1683 2382"></td><td data-bbox="1683 2318 1796 2382"></td><td data-bbox="1796 2318 1908 2382"></td><td data-bbox="1908 2318 2020 2382"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1010 2382 1122 2445"></td><td data-bbox="1122 2382 1234 2445"></td><td data-bbox="1234 2382 1347 2445"></td><td data-bbox="1347 2382 1459 2445"></td><td data-bbox="1459 2382 1571 2445">A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。</td><td data-bbox="1571 2382 1683 2445">48時間</td><td data-bbox="1683 2382 1796 2445"></td><td data-bbox="1796 2382 1908 2445"></td><td data-bbox="1908 2382 2020 2445"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1010 2445 1122 2509"></td><td data-bbox="1122 2445 1234 2509"></td><td data-bbox="1234 2445 1347 2509"></td><td data-bbox="1347 2445 1459 2509"></td><td data-bbox="1459 2445 1571 2509">A. 1 当直課長は、原子炉トリップしや断器を開く。</td><td data-bbox="1571 2445 1683 2509">1時間</td><td data-bbox="1683 2445 1796 2509"></td><td data-bbox="1796 2445 1908 2509"></td><td data-bbox="1908 2445 2020 2509"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1010 2509 1122 2572"></td><td data-bbox="1122 2509 1234 2572"></td><td data-bbox="1234 2509 1347 2572"></td><td data-bbox="1347 2509 1459 2572"></td><td data-bbox="1459 2509 1571 2572">C. 1 当直課長は、原子炉トリップしや断器を開く。</td><td data-bbox="1571 2509 1683 2572">速やかに</td><td data-bbox="1683 2509 1796 2572"></td><td data-bbox="1796 2509 1908 2572"></td><td data-bbox="1908 2509 2020 2572"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1010 2572 1122 2636"></td><td data-bbox="1122 2572 1234 2636"></td><td data-bbox="1234 2572 1347 2636"></td><td data-bbox="1347 2572 1459 2636"></td><td data-bbox="1459 2572 1571 2636">A. 1 当直課長は、停止余裕が第19条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。</td><td data-bbox="1571 2572 1683 2636">2時間 その後の12時間に1回</td><td data-bbox="1683 2572 1796 2636"></td><td data-bbox="1796 2572 1908 2636"></td><td data-bbox="1908 2572 2020 2636"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1010 2636 1122 2699"></td><td data-bbox="1122 2636 1234 2699"></td><td data-bbox="1234 2636 1347 2699"></td><td data-bbox="1347 2636 1459 2699"></td><td data</tr></tbody></table>	機能	設定値 1号炉及び2号炉	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当	6. 中性子束高 (中性子源領域)	2×10^5 cps 以下	モード2 (d)	2 ^{※10}	A. 1 チャンネルが動作不能である場合	A. 1 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作及び制御棒の引抜き操作を全て中止する。	速やかに	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長														B. 2 チャンネルが動作不能である場合	B. 1 当直課長は、原子炉トリップしや断器を開く。	速やかに	動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回	当直課長														C. 1 当直課長は、原子炉トリップしや断器を開く。	速やかに																	A. 全てのチャンネルが動作不能である場合	A. 1 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。	速やかに							A. 2 当直課長は、停止余裕が第19条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。	2時間 その後の12時間に1回								及び									A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間								A. 1 当直課長は、原子炉トリップしや断器を開く。	1時間								B. 1 当直課長は、原子炉トリップしや断器を開く。	速やかに								C. 1 当直課長は、原子炉トリップしや断器を開く。	速やかに								A. 1 当直課長は、停止余裕が第19条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。	2時間 その後の12時間に1回								及び									A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間								A. 1 当直課長は、原子炉トリップしや断器を開く。	1時間								C. 1 当直課長は、原子炉トリップしや断器を開く。	速やかに								A. 1 当直課長は、停止余裕が第19条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。	2時間 その後の12時間に1回								及び									A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間								A. 1 当直課長は、原子炉トリップしや断器を開く。	1時間								C. 1 当直課長は、原子炉トリップしや断器を開く。	速やかに								A. 1 当直課長は、停止余裕が第19条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。	2時間 その後の12時間に1回								及び									A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間								A. 1 当直課長は、原子炉トリップしや断器を開く。	1時間								C. 1 当直課長は、原子炉トリップしや断器を開く。	速やかに								A. 1 当直課長は、停止余裕が第19条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。	2時間 その後の12時間に1回							
機能	設定値 1号炉及び2号炉	適用モード	所要チャンネル・系統数					所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項																																																																																																																																																																																																																																																																																			
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当																																																																																																																																																																																																																																																																																					
6. 中性子束高 (中性子源領域)	2×10^5 cps 以下	モード2 (d)	2 ^{※10}	A. 1 チャンネルが動作不能である場合	A. 1 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作及び制御棒の引抜き操作を全て中止する。	速やかに	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長																																																																																																																																																																																																																																																																																					
				B. 2 チャンネルが動作不能である場合	B. 1 当直課長は、原子炉トリップしや断器を開く。	速やかに	動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回	当直課長																																																																																																																																																																																																																																																																																					
				C. 1 当直課長は、原子炉トリップしや断器を開く。	速やかに																																																																																																																																																																																																																																																																																									
				A. 全てのチャンネルが動作不能である場合	A. 1 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。	速やかに																																																																																																																																																																																																																																																																																								
				A. 2 当直課長は、停止余裕が第19条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。	2時間 その後の12時間に1回																																																																																																																																																																																																																																																																																									
				及び																																																																																																																																																																																																																																																																																										
				A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間																																																																																																																																																																																																																																																																																									
				A. 1 当直課長は、原子炉トリップしや断器を開く。	1時間																																																																																																																																																																																																																																																																																									
				B. 1 当直課長は、原子炉トリップしや断器を開く。	速やかに																																																																																																																																																																																																																																																																																									
				C. 1 当直課長は、原子炉トリップしや断器を開く。	速やかに																																																																																																																																																																																																																																																																																									
				A. 1 当直課長は、停止余裕が第19条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。	2時間 その後の12時間に1回																																																																																																																																																																																																																																																																																									
				及び																																																																																																																																																																																																																																																																																										
				A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間																																																																																																																																																																																																																																																																																									
				A. 1 当直課長は、原子炉トリップしや断器を開く。	1時間																																																																																																																																																																																																																																																																																									
				C. 1 当直課長は、原子炉トリップしや断器を開く。	速やかに																																																																																																																																																																																																																																																																																									
				A. 1 当直課長は、停止余裕が第19条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。	2時間 その後の12時間に1回																																																																																																																																																																																																																																																																																									
				及び																																																																																																																																																																																																																																																																																										
				A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間																																																																																																																																																																																																																																																																																									
				A. 1 当直課長は、原子炉トリップしや断器を開く。	1時間																																																																																																																																																																																																																																																																																									
				C. 1 当直課長は、原子炉トリップしや断器を開く。	速やかに																																																																																																																																																																																																																																																																																									
				A. 1 当直課長は、停止余裕が第19条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。	2時間 その後の12時間に1回																																																																																																																																																																																																																																																																																									
				及び																																																																																																																																																																																																																																																																																										
				A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間																																																																																																																																																																																																																																																																																									
				A. 1 当直課長は、原子炉トリップしや断器を開く。	1時間																																																																																																																																																																																																																																																																																									
				C. 1 当直課長は、原子炉トリップしや断器を開く。	速やかに																																																																																																																																																																																																																																																																																									
				A. 1 当直課長は、停止余裕が第19条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。	2時間 その後の12時間に1回																																																																																																																																																																																																																																																																																									

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

考 備		<p>・1号炉及び2号炉の原子炉安全保護監査工事に伴う変更</p>																																										
変更後		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機能</th><th>設定値</th><th rowspan="2">適用モード</th><th rowspan="2">所要チャンネル・系統数</th><th colspan="3">所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2</th><th colspan="3">確認事項</th></tr> <tr> <th>1号炉及び2号炉</th><th>条件</th><th>措置</th><th>完了時間</th><th>項目</th><th>頻度</th><th>担当</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">6. 中性子束高 (中性子源領域)</td><td rowspan="2">2×10^5 cps 以下</td><td rowspan="2">モード6 (j)</td><td rowspan="2">1 (監視機能のみ)</td><td>A. 全てのチャンネルが動作不能である場合</td><td>A. 1 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 及び A. 2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が第79条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。</td><td>速やかに 4時間 その後の12時間に1回</td><td rowspan="2">設定値確認及び機能検査を実施する。</td><td rowspan="2">定期検査時</td><td rowspan="2">保修課長</td></tr> <tr> <td>B. 2 チャンネルが動作不能である場合</td><td>B. 1 保修課長は、原子炉格納容器内の燃料の移動を中止する※13。 及び B. 2 保修課長は、1チャンネルを動作可能な状態にする措置を開始する。 及び B. 3 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 及び B. 4 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が第79条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。</td><td>速やかに 速やかに 速やかに 速やかに 4時間 その後の12時間に1回</td></tr> <tr> <td rowspan="2">10^5 cps 以下</td><td rowspan="2">モード6 (k)</td><td rowspan="2">2 (監視機能のみ)</td><td>A. 1 チャンネルが動作不能である場合</td><td>A. 1 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が第79条で定める運転上の制限を満足していることを1日に1回確認することで、燃料の取出作業を行うことができる。</td><td>速やかに 4時間 その後の12時間に1回</td><td rowspan="2">動作不能でないことを指示値により確認する。</td><td rowspan="2">1日に1回</td><td rowspan="2">当直課長</td></tr> <tr> <td>B. 2 チャンネルが動作不能である場合</td><td>B. 1 保修課長は、原子炉格納容器内の燃料の移動を中止する※14。 及び B. 2 保修課長は、1チャンネルを動作可能な状態にする措置を開始する。 及び B. 3 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が第79条で定める運転上の制限を満足していることを12時間に1回確認することで、燃料の取出作業を行うことができる。</td><td>速やかに 速やかに 速やかに 速やかに 4時間 その後の12時間に1回</td></tr> </tbody> </table>	機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2			確認事項			1号炉及び2号炉	条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当	6. 中性子束高 (中性子源領域)	2×10^5 cps 以下	モード6 (j)	1 (監視機能のみ)	A. 全てのチャンネルが動作不能である場合	A. 1 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 及び A. 2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が第79条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。	速やかに 4時間 その後の12時間に1回	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長	B. 2 チャンネルが動作不能である場合	B. 1 保修課長は、原子炉格納容器内の燃料の移動を中止する※13。 及び B. 2 保修課長は、1チャンネルを動作可能な状態にする措置を開始する。 及び B. 3 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 及び B. 4 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が第79条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。	速やかに 速やかに 速やかに 速やかに 4時間 その後の12時間に1回	10^5 cps 以下	モード6 (k)	2 (監視機能のみ)	A. 1 チャンネルが動作不能である場合	A. 1 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が第79条で定める運転上の制限を満足していることを1日に1回確認することで、燃料の取出作業を行うことができる。	速やかに 4時間 その後の12時間に1回	動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回	当直課長	B. 2 チャンネルが動作不能である場合	B. 1 保修課長は、原子炉格納容器内の燃料の移動を中止する※14。 及び B. 2 保修課長は、1チャンネルを動作可能な状態にする措置を開始する。 及び B. 3 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が第79条で定める運転上の制限を満足していることを12時間に1回確認することで、燃料の取出作業を行うことができる。	速やかに 速やかに 速やかに 速やかに 4時間 その後の12時間に1回
機能	設定値	適用モード		所要チャンネル・系統数			所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2			確認事項																																		
	1号炉及び2号炉		条件		措置	完了時間	項目	頻度	担当																																			
6. 中性子束高 (中性子源領域)	2×10^5 cps 以下	モード6 (j)	1 (監視機能のみ)	A. 全てのチャンネルが動作不能である場合	A. 1 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 及び A. 2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が第79条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。	速やかに 4時間 その後の12時間に1回	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長																																			
				B. 2 チャンネルが動作不能である場合	B. 1 保修課長は、原子炉格納容器内の燃料の移動を中止する※13。 及び B. 2 保修課長は、1チャンネルを動作可能な状態にする措置を開始する。 及び B. 3 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 及び B. 4 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が第79条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。	速やかに 速やかに 速やかに 速やかに 4時間 その後の12時間に1回																																						
	10^5 cps 以下	モード6 (k)	2 (監視機能のみ)	A. 1 チャンネルが動作不能である場合	A. 1 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が第79条で定める運転上の制限を満足していることを1日に1回確認することで、燃料の取出作業を行うことができる。	速やかに 4時間 その後の12時間に1回	動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回	当直課長																																			
				B. 2 チャンネルが動作不能である場合	B. 1 保修課長は、原子炉格納容器内の燃料の移動を中止する※14。 及び B. 2 保修課長は、1チャンネルを動作可能な状態にする措置を開始する。 及び B. 3 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が第79条で定める運転上の制限を満足していることを12時間に1回確認することで、燃料の取出作業を行うことができる。	速やかに 速やかに 速やかに 速やかに 4時間 その後の12時間に1回																																						
変更前		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機能</th><th>設定値</th><th rowspan="2">適用モード</th><th rowspan="2">所要チャンネル・系統数</th><th colspan="3">所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2</th><th colspan="3">確認事項</th></tr> <tr> <th>1号炉及び2号炉</th><th>条件</th><th>措置</th><th>完了時間</th><th>項目</th><th>頻度</th><th>担当</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">6. 中性子束高 (中性子源領域)</td><td rowspan="2">10^5 cps 以下</td><td rowspan="2">モード6 (j)</td><td rowspan="2">1 (監視機能のみ)</td><td>A. 全てのチャンネルが動作不能である場合</td><td>A. 1 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 及び A. 2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が第79条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。</td><td>速やかに 4時間 その後の12時間に1回</td><td rowspan="2">設定値確認及び機能検査を実施する。</td><td rowspan="2">定期検査時</td><td rowspan="2">保修課長</td></tr> <tr> <td>B. 2 チャンネルが動作不能である場合</td><td>B. 1 保修課長は、原子炉格納容器内の燃料の移動を中止する※10。 及び A. 2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が第79条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。</td><td>速やかに 速やかに</td></tr> <tr> <td rowspan="2">10^5 cps 以下</td><td rowspan="2">モード6 (k)</td><td rowspan="2">2 (監視機能のみ)</td><td>A. 1 チャンネルが動作不能である場合</td><td>B. 1 保修課長は、原子炉格納容器内の燃料の移動を中止する※10。 及び B. 2 保修課長は、1チャンネルを動作可能な状態にする措置を開始する。 及び B. 3 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 及び B. 4 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が第79条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。</td><td>速やかに 速やかに 速やかに 速やかに 4時間 その後の12時間に1回</td><td rowspan="2">動作不能でないことを指示値により確認する。</td><td rowspan="2">1日に1回</td><td rowspan="2">当直課長</td></tr> <tr> <td>B. 2 チャンネルが動作不能である場合</td><td>B. 1 保修課長は、原子炉格納容器内の燃料の移動を中止する※12。 及び B. 2 保修課長は、1チャンネルを動作可能な状態にする措置を開始する。 及び B. 3 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が第79条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。</td><td>速やかに 速やかに 速やかに 速やかに 4時間 その後の12時間に1回</td></tr> </tbody> </table>	機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2			確認事項			1号炉及び2号炉	条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当	6. 中性子束高 (中性子源領域)	10^5 cps 以下	モード6 (j)	1 (監視機能のみ)	A. 全てのチャンネルが動作不能である場合	A. 1 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 及び A. 2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が第79条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。	速やかに 4時間 その後の12時間に1回	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長	B. 2 チャンネルが動作不能である場合	B. 1 保修課長は、原子炉格納容器内の燃料の移動を中止する※10。 及び A. 2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が第79条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。	速やかに 速やかに	10^5 cps 以下	モード6 (k)	2 (監視機能のみ)	A. 1 チャンネルが動作不能である場合	B. 1 保修課長は、原子炉格納容器内の燃料の移動を中止する※10。 及び B. 2 保修課長は、1チャンネルを動作可能な状態にする措置を開始する。 及び B. 3 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 及び B. 4 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が第79条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。	速やかに 速やかに 速やかに 速やかに 4時間 その後の12時間に1回	動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回	当直課長	B. 2 チャンネルが動作不能である場合	B. 1 保修課長は、原子炉格納容器内の燃料の移動を中止する※12。 及び B. 2 保修課長は、1チャンネルを動作可能な状態にする措置を開始する。 及び B. 3 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が第79条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。	速やかに 速やかに 速やかに 速やかに 4時間 その後の12時間に1回
機能	設定値	適用モード		所要チャンネル・系統数			所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2			確認事項																																		
	1号炉及び2号炉		条件		措置	完了時間	項目	頻度	担当																																			
6. 中性子束高 (中性子源領域)	10^5 cps 以下	モード6 (j)	1 (監視機能のみ)	A. 全てのチャンネルが動作不能である場合	A. 1 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 及び A. 2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が第79条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。	速やかに 4時間 その後の12時間に1回	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長																																			
				B. 2 チャンネルが動作不能である場合	B. 1 保修課長は、原子炉格納容器内の燃料の移動を中止する※10。 及び A. 2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が第79条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。	速やかに 速やかに																																						
	10^5 cps 以下	モード6 (k)	2 (監視機能のみ)	A. 1 チャンネルが動作不能である場合	B. 1 保修課長は、原子炉格納容器内の燃料の移動を中止する※10。 及び B. 2 保修課長は、1チャンネルを動作可能な状態にする措置を開始する。 及び B. 3 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 及び B. 4 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が第79条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。	速やかに 速やかに 速やかに 速やかに 4時間 その後の12時間に1回	動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回	当直課長																																			
				B. 2 チャンネルが動作不能である場合	B. 1 保修課長は、原子炉格納容器内の燃料の移動を中止する※12。 及び B. 2 保修課長は、1チャンネルを動作可能な状態にする措置を開始する。 及び B. 3 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が第79条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。	速やかに 速やかに 速やかに 速やかに 4時間 その後の12時間に1回																																						
※12 : 移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。																																												
※13 : A. 2 の措置を完了し、かつ、1次冷却材中のほう素濃度が第79条で定める運転上の制限を満足していることを1日に1回確認することで、燃料の取出作業を行うことができる。																																												
※14 : B. 3 の措置を完了し、かつ、1次冷却材中のほう素濃度が第79条で定める運転上の制限を満足していることを12時間に1回確認することで、燃料の取出作業を行うことができる。																																												

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

<p style="text-align: center;">考 備</p>	<p style="text-align: center;">・1号炉及び2号炉の原子炉安全保護盤取替工事に伴う変更</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">設定値 1号炉及び2号炉</th> <th rowspan="2">適用モード モード1及び2</th> <th rowspan="2">所要チャンネル・系統数 <u>3</u></th> <th colspan="3">所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2</th> <th colspan="3">確認事項</th> </tr> <tr> <th>条件</th> <th>措置</th> <th>完了時間</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7. 1次冷却材可変温度高過大温度△T高</td> <td>第34条の設定範囲内</td> <td>モード1及び2</td> <td><u>3</u></td> <td>A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。</td> <td>6時間 12時間</td> <td>炉内外核計装照合校正を実施する。 炉内出力分布測定結果と軸方向中性子束出力偏差の差を比較する。比較差が±3%を超える場合は、炉内外核計装照合校正を実施する。 設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。</td> <td>燃料取替後、原子炉熱出力が70%以上となって48時間以内に1回 1か月に1回 定期検査時 1日に1回</td> <td>保修課長及び技術課長 保修課長及び技術課長 保修課長 当直課長</td> </tr> <tr> <td>8. 1次冷却材可変温度高過大出力△T高</td> <td>第34条の設定範囲内</td> <td>モード1及び2</td> <td><u>3</u></td> <td>A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。</td> <td>6時間 12時間</td> <td>炉内外核計装照合校正を実施する。 炉内出力分布測定結果と軸方向中性子束出力偏差の差を比較する。比較差が±3%を超える場合は、炉内外核計装照合校正を実施する。 設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。</td> <td>燃料取替後、原子炉熱出力が70%以上となって48時間以内に1回 1か月に1回 定期検査時 1日に1回</td> <td>保修課長及び技術課長 保修課長及び技術課長 保修課長 当直課長</td> </tr> <tr> <td>9. 原子炉圧力低</td> <td>12.85 MPa[gage]以上</td> <td>モード1(f)</td> <td><u>3</u></td> <td>A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、P-7未満にする。</td> <td>6時間 12時間</td> <td>設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。</td> <td>定期検査時 1日に1回</td> <td>保修課長 当直課長</td> </tr> </tbody> </table>	機能	設定値 1号炉及び2号炉	適用モード モード1及び2	所要チャンネル・系統数 <u>3</u>	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2			確認事項			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当	7. 1次冷却材可変温度高過大温度△T高	第34条の設定範囲内	モード1及び2	<u>3</u>	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。	6時間 12時間	炉内外核計装照合校正を実施する。 炉内出力分布測定結果と軸方向中性子束出力偏差の差を比較する。比較差が±3%を超える場合は、炉内外核計装照合校正を実施する。 設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	燃料取替後、原子炉熱出力が70%以上となって48時間以内に1回 1か月に1回 定期検査時 1日に1回	保修課長及び技術課長 保修課長及び技術課長 保修課長 当直課長	8. 1次冷却材可変温度高過大出力△T高	第34条の設定範囲内	モード1及び2	<u>3</u>	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。	6時間 12時間	炉内外核計装照合校正を実施する。 炉内出力分布測定結果と軸方向中性子束出力偏差の差を比較する。比較差が±3%を超える場合は、炉内外核計装照合校正を実施する。 設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	燃料取替後、原子炉熱出力が70%以上となって48時間以内に1回 1か月に1回 定期検査時 1日に1回	保修課長及び技術課長 保修課長及び技術課長 保修課長 当直課長	9. 原子炉圧力低	12.85 MPa[gage]以上	モード1(f)	<u>3</u>	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、P-7未満にする。	6時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1日に1回	保修課長 当直課長
機能	設定値 1号炉及び2号炉	適用モード モード1及び2					所要チャンネル・系統数 <u>3</u>	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2			確認事項																																					
			条件	措置	完了時間	項目		頻度	担当																																							
7. 1次冷却材可変温度高過大温度△T高	第34条の設定範囲内	モード1及び2	<u>3</u>	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。	6時間 12時間	炉内外核計装照合校正を実施する。 炉内出力分布測定結果と軸方向中性子束出力偏差の差を比較する。比較差が±3%を超える場合は、炉内外核計装照合校正を実施する。 設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	燃料取替後、原子炉熱出力が70%以上となって48時間以内に1回 1か月に1回 定期検査時 1日に1回	保修課長及び技術課長 保修課長及び技術課長 保修課長 当直課長																																							
8. 1次冷却材可変温度高過大出力△T高	第34条の設定範囲内	モード1及び2	<u>3</u>	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。	6時間 12時間	炉内外核計装照合校正を実施する。 炉内出力分布測定結果と軸方向中性子束出力偏差の差を比較する。比較差が±3%を超える場合は、炉内外核計装照合校正を実施する。 設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	燃料取替後、原子炉熱出力が70%以上となって48時間以内に1回 1か月に1回 定期検査時 1日に1回	保修課長及び技術課長 保修課長及び技術課長 保修課長 当直課長																																							
9. 原子炉圧力低	12.85 MPa[gage]以上	モード1(f)	<u>3</u>	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、P-7未満にする。	6時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1日に1回	保修課長 当直課長																																							
<p style="text-align: center;">前 変</p>																																																

※15：残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない（以下、本条において同じ）。

※16：残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる（以下、本条において同じ）。

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

考 備	<p>・1号炉及び2号炉の原子炉安全保護盤取替工事に伴う変更</p>																																																																																				
変 更 後	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">設定値 1号炉及び2号炉</th> <th rowspan="2">適用モード</th> <th rowspan="2">所要チャンネル・系統数</th> <th colspan="3">所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置^{※2}</th> <th colspan="3">確認事項</th> </tr> <tr> <th>条件</th> <th>措置</th> <th>完了時間</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10. 原子炉圧力高</td> <td>16.61 MPa[gage]以下</td> <td>モード1及び2</td> <td>4^{※15}</td> <td>A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>A. I 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。^{※16} B. I 当直課長は、モード3にする。</td> <td>6時間 12時間</td> <td>設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。</td> <td>定期検査時 1日に1回</td> <td>保修課長 当直課長</td> </tr> <tr> <td>11. 加圧器水位高</td> <td>計器スパンの94%以下</td> <td>モード1(f)</td> <td>4^{※15}</td> <td>A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>A. I 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。^{※16} B. I 当直課長は、P-7未満にする。</td> <td>6時間 12時間</td> <td>設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。</td> <td>定期検査時 1日に1回</td> <td>保修課長 当直課長</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">12. 1次冷却材流量喪失 1次冷却材流量低</td> <td rowspan="2">1ループ 定格流量の87%以上</td> <td>モード1(g)</td> <td>1ループ当たり4^{※15}</td> <td>A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>A. I 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。^{※16} B. I 当直課長は、P-8未満にする。</td> <td>6時間 12時間</td> <td>設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。</td> <td>定期検査時 1日に1回</td> <td>保修課長 当直課長</td> </tr> <tr> <td>モード1(h)</td> <td>1ループ当たり4^{※15}</td> <td>A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>A. I 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。^{※16} B. I 当直課長は、P-7未満にする。</td> <td>6時間 12時間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>13. 1次冷却材流量喪失 1次冷却材ポンプ電源電圧低</td> <td>定格電圧の65%以上</td> <td>モード1(f)</td> <td>1母線当たり3</td> <td>A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>A. I 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. I 当直課長は、P-7未満にする。</td> <td>6時間 12時間</td> <td>設定値確認及び機能検査を実施する。</td> <td>定期検査時</td> <td>保修課長</td> </tr> <tr> <td>14. 1次冷却材流量喪失 1次冷却材ポンプ電源周波数低</td> <td>57 Hz以上</td> <td>モード1(f)</td> <td>1母線当たり3</td> <td>A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>A. I 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. I 当直課長は、P-7未満にする。</td> <td>6時間 12時間</td> <td>設定値確認及び機能検査を実施する。</td> <td>定期検査時</td> <td>保修課長</td> </tr> </tbody> </table>	機能	設定値 1号炉及び2号炉	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当	10. 原子炉圧力高	16.61 MPa[gage]以下	モード1及び2	4 ^{※15}	A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. I 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 ^{※16} B. I 当直課長は、モード3にする。	6時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1日に1回	保修課長 当直課長	11. 加圧器水位高	計器スパンの94%以下	モード1(f)	4 ^{※15}	A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. I 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 ^{※16} B. I 当直課長は、P-7未満にする。	6時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1日に1回	保修課長 当直課長	12. 1次冷却材流量喪失 1次冷却材流量低	1ループ 定格流量の87%以上	モード1(g)	1ループ当たり4 ^{※15}	A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. I 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 ^{※16} B. I 当直課長は、P-8未満にする。	6時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1日に1回	保修課長 当直課長	モード1(h)	1ループ当たり4 ^{※15}	A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. I 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 ^{※16} B. I 当直課長は、P-7未満にする。	6時間 12時間			13. 1次冷却材流量喪失 1次冷却材ポンプ電源電圧低	定格電圧の65%以上	モード1(f)	1母線当たり3	A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. I 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. I 当直課長は、P-7未満にする。	6時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長	14. 1次冷却材流量喪失 1次冷却材ポンプ電源周波数低	57 Hz以上	モード1(f)	1母線当たり3	A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. I 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. I 当直課長は、P-7未満にする。	6時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長											
機能	設定値 1号炉及び2号炉					適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項																																																																										
		条件	措置	完了時間	項目			頻度	担当																																																																												
10. 原子炉圧力高	16.61 MPa[gage]以下	モード1及び2	4 ^{※15}	A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. I 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 ^{※16} B. I 当直課長は、モード3にする。	6時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1日に1回	保修課長 当直課長																																																																												
11. 加圧器水位高	計器スパンの94%以下	モード1(f)	4 ^{※15}	A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. I 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 ^{※16} B. I 当直課長は、P-7未満にする。	6時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1日に1回	保修課長 当直課長																																																																												
12. 1次冷却材流量喪失 1次冷却材流量低	1ループ 定格流量の87%以上	モード1(g)	1ループ当たり4 ^{※15}	A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. I 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 ^{※16} B. I 当直課長は、P-8未満にする。	6時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1日に1回	保修課長 当直課長																																																																												
		モード1(h)	1ループ当たり4 ^{※15}	A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. I 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 ^{※16} B. I 当直課長は、P-7未満にする。	6時間 12時間																																																																															
13. 1次冷却材流量喪失 1次冷却材ポンプ電源電圧低	定格電圧の65%以上	モード1(f)	1母線当たり3	A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. I 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. I 当直課長は、P-7未満にする。	6時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長																																																																												
14. 1次冷却材流量喪失 1次冷却材ポンプ電源周波数低	57 Hz以上	モード1(f)	1母線当たり3	A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. I 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. I 当直課長は、P-7未満にする。	6時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長																																																																												
変 更 前	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">設定値 1号炉及び2号炉</th> <th rowspan="2">適用モード</th> <th rowspan="2">所要チャンネル・系統数</th> <th colspan="3">所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置^{※2}</th> <th colspan="3">確認事項</th> </tr> <tr> <th>条件</th> <th>措置</th> <th>完了時間</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10. 原子炉圧力高</td> <td>16.48 MPa[gage]以下</td> <td>モード1及び2</td> <td>3</td> <td>A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>A. I 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. I 当直課長は、モード3にする。</td> <td>6時間 12時間</td> <td>設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。</td> <td>定期検査時 1日に1回</td> <td>保修課長 当直課長</td> </tr> <tr> <td>11. 加圧器水位高</td> <td>計器スパンの92%以下</td> <td>モード1(f)</td> <td>3</td> <td>A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>A. I 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. I 当直課長は、P-7未満にする。</td> <td>6時間 12時間</td> <td>設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。</td> <td>定期検査時 1日に1回</td> <td>保修課長 当直課長</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">12. 1次冷却材流量喪失 1次冷却材流量低</td> <td rowspan="2">1ループ 定格流量の90%以上</td> <td>モード1(g)</td> <td>1ループ当たり3</td> <td>A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>A. I 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. I 当直課長は、P-8未満にする。</td> <td>6時間 12時間</td> <td>設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。</td> <td>定期検査時 1日に1回</td> <td>保修課長 当直課長</td> </tr> <tr> <td>モード1(h)</td> <td>1ループ当たり3</td> <td>A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>A. I 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. I 当直課長は、P-7未満にする。</td> <td>6時間 12時間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>13. 1次冷却材流量喪失 1次冷却材ポンプ電源電圧低</td> <td>定格電圧の70%以上</td> <td>モード1(f)</td> <td>1母線当たり3</td> <td>A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>A. I 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. I 当直課長は、P-7未満にする。</td> <td>6時間 12時間</td> <td>設定値確認及び機能検査を実施する。</td> <td>定期検査時</td> <td>保修課長</td> </tr> <tr> <td>14. 1次冷却材流量喪失 1次冷却材ポンプ電源周波数低</td> <td>57 Hz以上</td> <td>モード1(f)</td> <td>1母線当たり3</td> <td>A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>A. I 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. I 当直課長は、P-7未満にする。</td> <td>6時間 12時間</td> <td>設定値確認及び機能検査を実施する。</td> <td>定期検査時</td> <td>保修課長</td> </tr> </tbody> </table>	機能	設定値 1号炉及び2号炉	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当	10. 原子炉圧力高	16.48 MPa[gage]以下	モード1及び2	3	A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. I 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. I 当直課長は、モード3にする。	6時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1日に1回	保修課長 当直課長	11. 加圧器水位高	計器スパンの92%以下	モード1(f)	3	A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. I 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. I 当直課長は、P-7未満にする。	6時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1日に1回	保修課長 当直課長	12. 1次冷却材流量喪失 1次冷却材流量低	1ループ 定格流量の90%以上	モード1(g)	1ループ当たり3	A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. I 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. I 当直課長は、P-8未満にする。	6時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1日に1回	保修課長 当直課長	モード1(h)	1ループ当たり3	A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. I 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. I 当直課長は、P-7未満にする。	6時間 12時間			13. 1次冷却材流量喪失 1次冷却材ポンプ電源電圧低	定格電圧の70%以上	モード1(f)	1母線当たり3	A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. I 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. I 当直課長は、P-7未満にする。	6時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長	14. 1次冷却材流量喪失 1次冷却材ポンプ電源周波数低	57 Hz以上	モード1(f)	1母線当たり3	A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. I 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. I 当直課長は、P-7未満にする。	6時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長											
機能	設定値 1号炉及び2号炉					適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項																																																																										
		条件	措置	完了時間	項目			頻度	担当																																																																												
10. 原子炉圧力高	16.48 MPa[gage]以下	モード1及び2	3	A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. I 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. I 当直課長は、モード3にする。	6時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1日に1回	保修課長 当直課長																																																																												
11. 加圧器水位高	計器スパンの92%以下	モード1(f)	3	A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. I 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. I 当直課長は、P-7未満にする。	6時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1日に1回	保修課長 当直課長																																																																												
12. 1次冷却材流量喪失 1次冷却材流量低	1ループ 定格流量の90%以上	モード1(g)	1ループ当たり3	A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. I 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. I 当直課長は、P-8未満にする。	6時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1日に1回	保修課長 当直課長																																																																												
		モード1(h)	1ループ当たり3	A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. I 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. I 当直課長は、P-7未満にする。	6時間 12時間																																																																															
13. 1次冷却材流量喪失 1次冷却材ポンプ電源電圧低	定格電圧の70%以上	モード1(f)	1母線当たり3	A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. I 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. I 当直課長は、P-7未満にする。	6時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長																																																																												
14. 1次冷却材流量喪失 1次冷却材ポンプ電源周波数低	57 Hz以上	モード1(f)	1母線当たり3	A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. I 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. I 当直課長は、P-7未満にする。	6時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長																																																																												

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

考 備		<p style="text-align: center;">・1号炉及び2号炉の原子炉安全保護盤取替工事に伴う変更</p>																																																																																
変 更	後	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: left; padding: 5px;">機能</th><th colspan="2" style="text-align: left; padding: 5px;">設定値</th><th rowspan="2" style="text-align: left; vertical-align: middle; padding: 5px;">適用モード</th><th rowspan="2" style="text-align: left; vertical-align: middle; padding: 5px;">所要チャンネル・系統数</th><th style="text-align: left; padding: 5px;">所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置^{※2}</th><th colspan="3" style="text-align: left; padding: 5px;">確認事項</th></tr> <tr> <th colspan="2"></th><th colspan="4">1号炉及び2号炉</th><th style="text-align: left; vertical-align: middle; padding: 5px;">条件</th><th style="text-align: left; vertical-align: middle; padding: 5px;">措置</th><th style="text-align: left; vertical-align: middle; padding: 5px;">完了時間</th><th style="text-align: left; vertical-align: middle; padding: 5px;">項目</th><th style="text-align: left; vertical-align: middle; padding: 5px;">頻度</th><th style="text-align: left; vertical-align: middle; padding: 5px;">担当</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">15. 1次冷却材ポンプしゃ断器開</td><td>1台 開</td><td colspan="2">—</td><td rowspan="2" style="text-align: left; vertical-align: middle; padding: 5px;">モード1(g)</td><td rowspan="2" style="text-align: left; vertical-align: middle; padding: 5px;">1次冷却材ポンプ1台当たり 1</td><td>A. 1 チャンネルが動作不能である場合</td><td>A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。</td><td style="border-top: none;">6時間</td><td rowspan="2" style="text-align: left; vertical-align: middle; padding: 5px;">機能検査を実施する。</td><td rowspan="2" style="text-align: left; vertical-align: middle; padding: 5px;">定期検査時</td><td rowspan="2" style="text-align: left; vertical-align: middle; padding: 5px;">保修課長</td></tr> <tr> <td>2台 開</td><td colspan="4">—</td><td>B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td><td>B. 1 当直課長は、P-8未満にする。</td><td style="border-top: none;">12時間</td></tr> <tr> <td rowspan="2">16. 蒸気流量一給水流量差大と蒸気発生器水位低の一致</td><td>蒸気一給水流量差大</td><td colspan="2"><u>873</u> t/h 以下</td><td rowspan="2" style="text-align: left; vertical-align: middle; padding: 5px;">モード1及び2</td><td rowspan="2" style="text-align: left; vertical-align: middle; padding: 5px;">1ループ当たり 2</td><td>A. 1 チャンネルが動作不能である場合</td><td>A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。</td><td style="border-top: none;">6時間</td><td rowspan="2" style="text-align: left; vertical-align: middle; padding: 5px;">設定値確認及び機能検査を実施する。</td><td rowspan="2" style="text-align: left; vertical-align: middle; padding: 5px;">定期検査時</td><td rowspan="2" style="text-align: left; vertical-align: middle; padding: 5px;">保修課長</td></tr> <tr> <td>蒸気発生器水位低</td><td colspan="4">計器スパンの <u>23</u> %以上</td><td>B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td><td>B. 1 当直課長は、モード3にする。</td><td style="border-top: none;">12時間</td></tr> <tr> <td>17. 蒸気発生器水位異常低</td><td colspan="2">計器スパンの <u>11</u> %以上</td><td rowspan="9" style="text-align: left; vertical-align: middle; padding: 5px;">モード1及び2</td><td rowspan="2" style="text-align: left; vertical-align: middle; padding: 5px;">1基当たり <u>4</u> ^{※15}</td><td>A. 1 チャンネルが動作不能である場合</td><td>A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 ^{※16}</td><td style="border-top: none;">6時間</td><td style="text-align: left; vertical-align: middle; padding: 5px;">設定値確認及び機能検査を実施する。</td><td rowspan="2" style="text-align: left; vertical-align: middle; padding: 5px;">定期検査時</td><td rowspan="2" style="text-align: left; vertical-align: middle; padding: 5px;">保修課長</td></tr> <tr> <td></td><td data-cs="2"></td><td>B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td><td>B. 1 当直課長は、モード3にする。</td><td style="border-top: none;">12時間</td></tr> </tbody> </table>		機能		設定値		適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}	確認事項					1号炉及び2号炉				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当	15. 1次冷却材ポンプしゃ断器開	1台 開	—		モード1(g)	1次冷却材ポンプ1台当たり 1	A. 1 チャンネルが動作不能である場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長	2台 開	—				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直課長は、P-8未満にする。	12時間	16. 蒸気流量一給水流量差大と蒸気発生器水位低の一致	蒸気一給水流量差大	<u>873</u> t/h 以下		モード1及び2	1ループ当たり 2	A. 1 チャンネルが動作不能である場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長	蒸気発生器水位低	計器スパンの <u>23</u> %以上				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直課長は、モード3にする。	12時間	17. 蒸気発生器水位異常低	計器スパンの <u>11</u> %以上		モード1及び2	1基当たり <u>4</u> ^{※15}	A. 1 チャンネルが動作不能である場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 ^{※16}	6時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長			B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直課長は、モード3にする。	12時間	
機能		設定値		適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}	確認事項																																																																											
		1号炉及び2号炉				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当																																																																							
15. 1次冷却材ポンプしゃ断器開	1台 開	—		モード1(g)	1次冷却材ポンプ1台当たり 1	A. 1 チャンネルが動作不能である場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長																																																																							
	2台 開	—				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直課長は、P-8未満にする。	12時間																																																																										
16. 蒸気流量一給水流量差大と蒸気発生器水位低の一致	蒸気一給水流量差大	<u>873</u> t/h 以下		モード1及び2	1ループ当たり 2	A. 1 チャンネルが動作不能である場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長																																																																							
	蒸気発生器水位低	計器スパンの <u>23</u> %以上				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直課長は、モード3にする。	12時間																																																																										
17. 蒸気発生器水位異常低	計器スパンの <u>11</u> %以上		モード1及び2	1基当たり <u>4</u> ^{※15}	A. 1 チャンネルが動作不能である場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 ^{※16}	6時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長																																																																								
		B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合			B. 1 当直課長は、モード3にする。	12時間																																																																												
変 更	前	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: left; padding: 5px;">機能</th><th colspan="2" style="text-align: left; padding: 5px;">設定値</th><th rowspan="2" style="text-align: left; vertical-align: middle; padding: 5px;">適用モード</th><th rowspan="2" style="text-align: left; vertical-align: middle; padding: 5px;">所要チャンネル・系統数</th><th style="text-align: left; padding: 5px;">所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置^{※2}</th><th colspan="3" style="text-align: left; padding: 5px;">確認事項</th></tr> <tr> <th colspan="2"></th><th colspan="4">1号炉及び2号炉</th><th style="text-align: left; vertical-align: middle; padding: 5px;">条件</th><th style="text-align: left; vertical-align: middle; padding: 5px;">措置</th><th style="text-align: left; vertical-align: middle; padding: 5px;">完了時間</th><th style="text-align: left; vertical-align: middle; padding: 5px;">項目</th><th style="text-align: left; vertical-align: middle; padding: 5px;">頻度</th><th style="text-align: left; vertical-align: middle; padding: 5px;">担当</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">15. 1次冷却材ポンプしゃ断器開</td><td>1台 開</td><td colspan="2">—</td><td rowspan="2" style="text-align: left; vertical-align: middle; padding: 5px;">モード1(g)</td><td rowspan="2" style="text-align: left; vertical-align: middle; padding: 5px;">1次冷却材ポンプ1台当たり 1</td><td>A. 1 チャンネルが動作不能である場合</td><td>A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。</td><td style="border-top: none;">6時間</td><td rowspan="2" style="text-align: left; vertical-align: middle; padding: 5px;">機能検査を実施する。</td><td rowspan="2" style="text-align: left; vertical-align: middle; padding: 5px;">定期検査時</td><td rowspan="2" style="text-align: left; vertical-align: middle; padding: 5px;">保修課長</td></tr> <tr> <td>2台 開</td><td colspan="4">—</td><td>B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td><td>B. 1 当直課長は、P-8未満にする。</td><td style="border-top: none;">12時間</td></tr> <tr> <td rowspan="2">16. 蒸気流量一給水流量差大と蒸気発生器水位低の一致</td><td>蒸気一給水流量差大</td><td colspan="2"><u>698</u> t/h 以下</td><td rowspan="2" style="text-align: left; vertical-align: middle; padding: 5px;">モード1及び2</td><td rowspan="2" style="text-align: left; vertical-align: middle; padding: 5px;">1ループ当たり 2</td><td>A. 1 チャンネルが動作不能である場合</td><td>A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。</td><td style="border-top: none;">6時間</td><td rowspan="2" style="text-align: left; vertical-align: middle; padding: 5px;">設定値確認及び機能検査を実施する。</td><td rowspan="2" style="text-align: left; vertical-align: middle; padding: 5px;">定期検査時</td><td rowspan="2" style="text-align: left; vertical-align: middle; padding: 5px;">保修課長</td></tr> <tr> <td>蒸気発生器水位低</td><td colspan="4">計器スパンの <u>25</u> %以上</td><td>B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td><td>B. 1 当直課長は、モード3にする。</td><td style="border-top: none;">12時間</td></tr> <tr> <td>17. 蒸気発生器水位異常低</td><td colspan="2">計器スパンの <u>5</u> %以上</td><td rowspan="2" style="text-align: left; vertical-align: middle; padding: 5px;">モード1及び2</td><td rowspan="2" style="text-align: left; vertical-align: middle; padding: 5px;">1基当たり <u>3</u></td><td>A. 1 チャンネルが動作不能である場合</td><td>A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。</td><td style="border-top: none;">6時間</td><td style="text-align: left; vertical-align: middle; padding: 5px;">設定値確認及び機能検査を実施する。</td><td rowspan="2" style="text-align: left; vertical-align: middle; padding: 5px;">定期検査時</td><td rowspan="2" style="text-align: left; vertical-align: middle; padding: 5px;">保修課長</td></tr> <tr> <td></td><td data-cs="2"></td><td>B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td><td>B. 1 当直課長は、モード3にする。</td><td style="border-top: none;">12時間</td></tr> </tbody> </table>		機能		設定値		適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}	確認事項					1号炉及び2号炉				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当	15. 1次冷却材ポンプしゃ断器開	1台 開	—		モード1(g)	1次冷却材ポンプ1台当たり 1	A. 1 チャンネルが動作不能である場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長	2台 開	—				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直課長は、P-8未満にする。	12時間	16. 蒸気流量一給水流量差大と蒸気発生器水位低の一致	蒸気一給水流量差大	<u>698</u> t/h 以下		モード1及び2	1ループ当たり 2	A. 1 チャンネルが動作不能である場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長	蒸気発生器水位低	計器スパンの <u>25</u> %以上				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直課長は、モード3にする。	12時間	17. 蒸気発生器水位異常低	計器スパンの <u>5</u> %以上		モード1及び2	1基当たり <u>3</u>	A. 1 チャンネルが動作不能である場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長			B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直課長は、モード3にする。	12時間	
機能		設定値		適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}	確認事項																																																																											
		1号炉及び2号炉				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当																																																																							
15. 1次冷却材ポンプしゃ断器開	1台 開	—		モード1(g)	1次冷却材ポンプ1台当たり 1	A. 1 チャンネルが動作不能である場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長																																																																							
	2台 開	—				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直課長は、P-8未満にする。	12時間																																																																										
16. 蒸気流量一給水流量差大と蒸気発生器水位低の一致	蒸気一給水流量差大	<u>698</u> t/h 以下		モード1及び2	1ループ当たり 2	A. 1 チャンネルが動作不能である場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長																																																																							
	蒸気発生器水位低	計器スパンの <u>25</u> %以上				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直課長は、モード3にする。	12時間																																																																										
17. 蒸気発生器水位異常低	計器スパンの <u>5</u> %以上		モード1及び2	1基当たり <u>3</u>	A. 1 チャンネルが動作不能である場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長																																																																								
		B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合			B. 1 当直課長は、モード3にする。	12時間																																																																												
考 備		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: left; padding: 5px;">機能</th><th colspan="2" style="text-align: left; padding: 5px;">設定値</th><th rowspan="2" style="text-align: left; vertical-align: middle; padding: 5px;">適用モード</th><th rowspan="2" style="text-align: left; vertical-align: middle; padding: 5px;">所要チャンネル・系統数</th><th style="text-align: left; padding: 5px;">所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置^{※2}</th><th colspan="3" style="text-align: left; padding: 5px;">確認事項</th></tr> <tr> <th colspan="2"></th><th colspan="4">1号炉及び2号炉</th><th style="text-align: left; vertical-align: middle; padding: 5px;">条件</th><th style="text-align: left; vertical-align: middle; padding: 5px;">措置</th><th style="text-align: left; vertical-align: middle; padding: 5px;">完了時間</th><th style="text-align: left; vertical-align: middle; padding: 5px;">項目</th><th style="text-align: left; vertical-align: middle; padding: 5px;">頻度</th><th style="text-align: left; vertical-align: middle; padding: 5px;">担当</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">15. 1次冷却材ポンプしゃ断器開</td><td>1台 開</td><td colspan="2">—</td><td rowspan="2" style="text-align: left; vertical-align: middle; padding: 5px;">モード1(g)</td><td rowspan="2" style="text-align: left; vertical-align: middle; padding: 5px;">1次冷却材ポンプ1台当たり 1</td><td>A. 1 チャンネルが動作不能である場合</td><td>A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。</td><td style="border-top: none;">6時間</td><td rowspan="2" style="text-align: left; vertical-align: middle; padding: 5px;">機能検査を実施する。</td><td rowspan="2" style="text-align: left; vertical-align: middle; padding: 5px;">定期検査時</td><td rowspan="2" style="text-align: left; vertical-align: middle; padding: 5px;">保修課長</td></tr> <tr> <td>2台 開</td><td colspan="4">—</td><td>B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td><td>B. 1 当直課長は、P-8未満にする。</td><td style="border-top: none;">12時間</td></tr> <tr> <td rowspan="2">16. 蒸気流量一給水流量差大と蒸気発生器水位低の一致</td><td>蒸気一給水流量差大</td><td colspan="2"><u>698</u> t/h 以下</td><td rowspan="2" style="text-align: left; vertical-align: middle; padding: 5px;">モード1及び2</td><td rowspan="2" style="text-align: left; vertical-align: middle; padding: 5px;">1ループ当たり 2</td><td>A. 1 チャンネルが動作不能である場合</td><td>A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。</td><td style="border-top: none;">6時間</td><td rowspan="2" style="text-align: left; vertical-align: middle; padding: 5px;">設定値確認及び機能検査を実施する。</td><td rowspan="2" style="text-align: left; vertical-align: middle; padding: 5px;">定期検査時</td><td rowspan="2" style="text-align: left; vertical-align: middle; padding: 5px;">保修課長</td></tr> <tr> <td>蒸気発生器水位低</td><td colspan="4">計器スパンの <u>25</u> %以上</td><td>B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td><td>B. 1 当直課長は、モード3にする。</td><td style="border-top: none;">12時間</td></tr> <tr> <td>17. 蒸気発生器水位異常低</td><td colspan="2">計器スパンの <u>5</u> %以上</td><td style="text-align: left; vertical-align: middle; padding: 5px;">モード1及び2</td><td style="text-align: left; vertical-align: middle; padding: 5px;">1基当たり <u>3</u></td><td>A. 1 チャンネルが動作不能である場合</td><td>A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。</td><td style="border-top: none;">6時間</td><td style="text-align: left; vertical-align: middle; padding: 5px;">設定値確認及び機能検査を実施する。</td><td data-kind</tr></tbody></table>	機能		設定値		適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}	確認事項					1号炉及び2号炉				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当	15. 1次冷却材ポンプしゃ断器開	1台 開	—		モード1(g)	1次冷却材ポンプ1台当たり 1	A. 1 チャンネルが動作不能である場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長	2台 開	—				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直課長は、P-8未満にする。	12時間	16. 蒸気流量一給水流量差大と蒸気発生器水位低の一致	蒸気一給水流量差大	<u>698</u> t/h 以下		モード1及び2	1ループ当たり 2	A. 1 チャンネルが動作不能である場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長	蒸気発生器水位低	計器スパンの <u>25</u> %以上				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直課長は、モード3にする。	12時間	17. 蒸気発生器水位異常低	計器スパンの <u>5</u> %以上		モード1及び2	1基当たり <u>3</u>	A. 1 チャンネルが動作不能である場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認及び機能検査を実施する。									
機能		設定値		適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項																																																																									
		1号炉及び2号炉				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当																																																																							
15. 1次冷却材ポンプしゃ断器開	1台 開	—		モード1(g)	1次冷却材ポンプ1台当たり 1	A. 1 チャンネルが動作不能である場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長																																																																							
	2台 開	—				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直課長は、P-8未満にする。	12時間																																																																										
16. 蒸気流量一給水流量差大と蒸気発生器水位低の一致	蒸気一給水流量差大	<u>698</u> t/h 以下		モード1及び2	1ループ当たり 2	A. 1 チャンネルが動作不能である場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長																																																																							
	蒸気発生器水位低	計器スパンの <u>25</u> %以上				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直課長は、モード3にする。	12時間																																																																										
17. 蒸気発生器水位異常低	計器スパンの <u>5</u> %以上		モード1及び2	1基当たり <u>3</u>	A. 1 チャンネルが動作不能である場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認及び機能検査を実施する。																																																																										

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

<p>考 備</p> <ul style="list-style-type: none"> • 1号炉及び2号炉の原子炉安全保護盤取替工事に伴う変更 																																																																														
<p>後 更 変</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機能</th> <th>設定値</th> <th rowspan="2">適用モード</th> <th rowspan="2">所要チャンネル・系統数</th> <th colspan="3">所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置^{※2}</th> <th colspan="3">確認事項</th> </tr> <tr> <th>1号炉及び2号炉</th> <th>条件</th> <th>措置</th> <th>完了時間</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="10">21. インターロック</td></tr> <tr> <td>a. P-6</td> <td>中間領域中性子束 $7.5 \times 10^{-11} \sim 1.3 \times 10^{-10}$ A</td> <td>モード2(d)</td> <td>2</td> <td>A. 1 チャンネル以上が動作不能である場合^{※17}</td> <td>A. 1 保修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>1時間 12時間</td> <td>設定値確認及び機能検査を実施する。</td> <td>定期検査時</td> <td>保修課長</td> </tr> <tr> <td>b. P-7</td> <td>d. 項及びe. 項参照</td> <td>モード1(f)</td> <td>2</td> <td>A. 1 チャンネル以上が動作不能である場合^{※17}</td> <td>A. 1 保修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>1時間 12時間</td> <td>機能検査を実施する。</td> <td>定期検査時</td> <td>保修課長</td> </tr> <tr> <td>c. P-8</td> <td>出力領域中性子束 定格出力の $40 \pm 1.8\%$</td> <td>モード1(g)</td> <td>4</td> <td>A. 1 チャンネル以上が動作不能である場合^{※17}</td> <td>A. 1 保修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>1時間 12時間</td> <td>設定値確認及び機能検査を実施する。</td> <td>定期検査時</td> <td>保修課長</td> </tr> <tr> <td>d. P-10</td> <td>出力領域中性子束 定格出力の $10 \pm 1.8\%$</td> <td>モード1(b)及び2</td> <td>4</td> <td>A. 1 チャンネル以上が動作不能である場合^{※17}</td> <td>A. 1 保修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>1時間 12時間</td> <td>設定値確認及び機能検査を実施する。</td> <td>定期検査時</td> <td>保修課長</td> </tr> <tr> <td>e. P-13</td> <td>高圧タービン 入口蒸気圧力 定格出力の $10 \pm 0.6\%$</td> <td>モード1(i)</td> <td>2</td> <td>A. 1 チャンネル以上が動作不能である場合^{※17}</td> <td>A. 1 保修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>1時間 12時間</td> <td>設定値確認及び機能検査を実施する。</td> <td>定期検査時</td> <td>保修課長</td> </tr> </tbody> </table>	機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項			1号炉及び2号炉	条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当	21. インターロック										a. P-6	中間領域中性子束 $7.5 \times 10^{-11} \sim 1.3 \times 10^{-10}$ A	モード2(d)	2	A. 1 チャンネル以上が動作不能である場合 ^{※17}	A. 1 保修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	1時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長	b. P-7	d. 項及びe. 項参照	モード1(f)	2	A. 1 チャンネル以上が動作不能である場合 ^{※17}	A. 1 保修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	1時間 12時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長	c. P-8	出力領域中性子束 定格出力の $40 \pm 1.8\%$	モード1(g)	4	A. 1 チャンネル以上が動作不能である場合 ^{※17}	A. 1 保修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	1時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長	d. P-10	出力領域中性子束 定格出力の $10 \pm 1.8\%$	モード1(b)及び2	4	A. 1 チャンネル以上が動作不能である場合 ^{※17}	A. 1 保修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	1時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長	e. P-13	高圧タービン 入口蒸気圧力 定格出力の $10 \pm 0.6\%$	モード1(i)	2	A. 1 チャンネル以上が動作不能である場合 ^{※17}	A. 1 保修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	1時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長
機能	設定値		適用モード			所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項																																																																				
	1号炉及び2号炉	条件		措置	完了時間		項目	頻度	担当																																																																					
21. インターロック																																																																														
a. P-6	中間領域中性子束 $7.5 \times 10^{-11} \sim 1.3 \times 10^{-10}$ A	モード2(d)	2	A. 1 チャンネル以上が動作不能である場合 ^{※17}	A. 1 保修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	1時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長																																																																					
b. P-7	d. 項及びe. 項参照	モード1(f)	2	A. 1 チャンネル以上が動作不能である場合 ^{※17}	A. 1 保修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	1時間 12時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長																																																																					
c. P-8	出力領域中性子束 定格出力の $40 \pm 1.8\%$	モード1(g)	4	A. 1 チャンネル以上が動作不能である場合 ^{※17}	A. 1 保修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	1時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長																																																																					
d. P-10	出力領域中性子束 定格出力の $10 \pm 1.8\%$	モード1(b)及び2	4	A. 1 チャンネル以上が動作不能である場合 ^{※17}	A. 1 保修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	1時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長																																																																					
e. P-13	高圧タービン 入口蒸気圧力 定格出力の $10 \pm 0.6\%$	モード1(i)	2	A. 1 チャンネル以上が動作不能である場合 ^{※17}	A. 1 保修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	1時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長																																																																					
<p>前 更 変</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機能</th> <th>設定値</th> <th rowspan="2">適用モード</th> <th rowspan="2">所要チャンネル・系統数</th> <th colspan="3">所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置^{※2}</th> <th colspan="3">確認事項</th> </tr> <tr> <th>1号炉及び2号炉</th> <th>条件</th> <th>措置</th> <th>完了時間</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="10">21. インターロック</td></tr> <tr> <td>a. P-6</td> <td>中間領域中性子束 $7.5 \times 10^{-11} \sim 1.3 \times 10^{-10}$ A</td> <td>モード2(d)</td> <td>2</td> <td>A. 1 チャンネル以上が動作不能である場合^{※13}</td> <td>A. 1 保修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>1時間 12時間</td> <td>設定値確認及び機能検査を実施する。</td> <td>定期検査時</td> <td>保修課長</td> </tr> <tr> <td>b. P-7</td> <td>d. 項及びe. 項参照</td> <td>モード1(f)</td> <td>2</td> <td>A. 1 チャンネル以上が動作不能である場合^{※13}</td> <td>A. 1 保修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>1時間 12時間</td> <td>機能検査を実施する。</td> <td>定期検査時</td> <td>保修課長</td> </tr> <tr> <td>c. P-8</td> <td>出力領域中性子束 定格出力の $40 \pm 1.8\%$</td> <td>モード1(g)</td> <td>4</td> <td>A. 1 チャンネル以上が動作不能である場合^{※13}</td> <td>A. 1 保修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>1時間 12時間</td> <td>設定値確認及び機能検査を実施する。</td> <td>定期検査時</td> <td>保修課長</td> </tr> <tr> <td>d. P-10</td> <td>出力領域中性子束 定格出力の $10 \pm 1.8\%$</td> <td>モード1(b)及び2</td> <td>4</td> <td>A. 1 チャンネル以上が動作不能である場合^{※13}</td> <td>A. 1 保修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>1時間 12時間</td> <td>設定値確認及び機能検査を実施する。</td> <td>定期検査時</td> <td>保修課長</td> </tr> <tr> <td>e. P-13</td> <td>高圧タービン 入口蒸気圧力 定格出力の $10 \pm 0.6\%$</td> <td>モード1(i)</td> <td>2</td> <td>A. 1 チャンネル以上が動作不能である場合^{※13}</td> <td>A. 1 保修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>1時間 12時間</td> <td>設定値確認及び機能検査を実施する。</td> <td>定期検査時</td> <td>保修課長</td> </tr> </tbody> </table>	機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項			1号炉及び2号炉	条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当	21. インターロック										a. P-6	中間領域中性子束 $7.5 \times 10^{-11} \sim 1.3 \times 10^{-10}$ A	モード2(d)	2	A. 1 チャンネル以上が動作不能である場合 ^{※13}	A. 1 保修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	1時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長	b. P-7	d. 項及びe. 項参照	モード1(f)	2	A. 1 チャンネル以上が動作不能である場合 ^{※13}	A. 1 保修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	1時間 12時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長	c. P-8	出力領域中性子束 定格出力の $40 \pm 1.8\%$	モード1(g)	4	A. 1 チャンネル以上が動作不能である場合 ^{※13}	A. 1 保修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	1時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長	d. P-10	出力領域中性子束 定格出力の $10 \pm 1.8\%$	モード1(b)及び2	4	A. 1 チャンネル以上が動作不能である場合 ^{※13}	A. 1 保修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	1時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長	e. P-13	高圧タービン 入口蒸気圧力 定格出力の $10 \pm 0.6\%$	モード1(i)	2	A. 1 チャンネル以上が動作不能である場合 ^{※13}	A. 1 保修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	1時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長
機能	設定値		適用モード			所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項																																																																				
	1号炉及び2号炉	条件		措置	完了時間		項目	頻度	担当																																																																					
21. インターロック																																																																														
a. P-6	中間領域中性子束 $7.5 \times 10^{-11} \sim 1.3 \times 10^{-10}$ A	モード2(d)	2	A. 1 チャンネル以上が動作不能である場合 ^{※13}	A. 1 保修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	1時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長																																																																					
b. P-7	d. 項及びe. 項参照	モード1(f)	2	A. 1 チャンネル以上が動作不能である場合 ^{※13}	A. 1 保修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	1時間 12時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長																																																																					
c. P-8	出力領域中性子束 定格出力の $40 \pm 1.8\%$	モード1(g)	4	A. 1 チャンネル以上が動作不能である場合 ^{※13}	A. 1 保修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	1時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長																																																																					
d. P-10	出力領域中性子束 定格出力の $10 \pm 1.8\%$	モード1(b)及び2	4	A. 1 チャンネル以上が動作不能である場合 ^{※13}	A. 1 保修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	1時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長																																																																					
e. P-13	高圧タービン 入口蒸気圧力 定格出力の $10 \pm 0.6\%$	モード1(i)	2	A. 1 チャンネル以上が動作不能である場合 ^{※13}	A. 1 保修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	1時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長																																																																					

※17：インターロックにおける「動作不能である場合」とは、チャンネル故障あるいは出力側の故障により関連するトリップ機能が確保されない場合（手動ブロック許可信号が誤発信した場合を含む）をいう。

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

考 備	<p>・1号炉及び2号炉の原子炉安全保護盤取替工事に伴う変更</p>																																																																		
変 更 後	<p>表 33-3 工学的安全施設等作動計画</p> <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) P-11 (加圧器圧力) インターロック以上 (b) P-6 (中間領域中性子束) インターロック以上 (c) 全主蒸気隔離弁が閉じている場合は除く (d) P-12 (1次冷却材平均温度) インターロックを超える場合 (e) 主給水隔離弁、主給水制御弁及び主給水バイパス制御弁が閉止又は隔離されている場合は除く (f) 主給水制御弁が閉止又は隔離されている場合は除く <table border="1" data-bbox="404 730 2065 1556"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">設定値</th> <th rowspan="2">適用モード</th> <th rowspan="2">所要チャンネル・系統数</th> <th colspan="3">所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置^{*2}</th> <th colspan="3">確認事項</th> </tr> <tr> <th>条件</th> <th>措置</th> <th>完了時間</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="404 825 583 857">1. 非常用炉心冷却系</td><td data-bbox="583 825 853 857">1号炉及び2号炉</td><td data-bbox="853 825 942 857"></td><td data-bbox="942 825 1032 857"></td><td data-bbox="1032 825 1122 857"></td><td data-bbox="1122 825 1212 857"></td><td data-bbox="1212 825 1302 857"></td><td data-bbox="1302 825 1391 857"></td><td data-bbox="1391 825 1481 857"></td><td data-bbox="1481 825 1571 857"></td></tr> <tr> <td data-bbox="404 857 583 1111">a. 非常用炉心冷却系作動論理回路</td><td data-bbox="583 857 853 1111">モード1、2、3及び4</td><td data-bbox="853 857 942 1111">2系統^{*18}</td><td data-bbox="942 857 1032 1111"></td><td data-bbox="1032 857 1122 1111">A. 1系統が動作不能である場合</td><td data-bbox="1122 857 1212 1111">A. 1 保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。</td><td data-bbox="1212 857 1302 1111">6時間</td><td data-bbox="1302 857 1391 1111">機能検査を実施する。</td><td data-bbox="1391 857 1481 1111">定期検査時</td><td data-bbox="1481 857 1571 1111">保修課長</td></tr> <tr> <td data-bbox="404 1111 583 1302">b. 手動起動</td><td data-bbox="583 1111 853 1302">モード1、2、3及び4</td><td data-bbox="853 1111 942 1302">2</td><td data-bbox="942 1111 1032 1302"></td><td data-bbox="1032 1111 1122 1302">B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td><td data-bbox="1122 1111 1212 1302">B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード5にする。</td><td data-bbox="1212 1111 1302 1302">12時間 56時間</td><td data-bbox="1302 1111 1391 1302"></td><td data-bbox="1391 1111 1481 1302"></td><td data-bbox="1481 1111 1571 1302"></td></tr> <tr> <td data-bbox="404 1302 583 1556">c. 格納容器圧力高</td><td data-bbox="583 1302 853 1556">30 kPa[gage]以下</td><td data-bbox="853 1302 942 1556">モード1、2及び3</td><td data-bbox="942 1302 1032 1556">4^{*15}</td><td data-bbox="1032 1302 1122 1556">A. 1チャンネルが動作不能である場合</td><td data-bbox="1122 1302 1212 1556">A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。^{*16}</td><td data-bbox="1212 1302 1302 1556">6時間</td><td data-bbox="1302 1302 1391 1556">設定値確認及び機能検査を実施する。</td><td data-bbox="1391 1302 1481 1556">定期検査時</td><td data-bbox="1481 1302 1571 1556">保修課長</td></tr> <tr> <td data-bbox="404 1556 583 1762">d. 原子炉圧力異常低</td><td data-bbox="583 1556 853 1762">11.36 MPa[gage]以上</td><td data-bbox="853 1556 942 1762">モード1及び2(b)</td><td data-bbox="942 1556 1032 1762">4^{*15}</td><td data-bbox="1032 1556 1122 1762">B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td><td data-bbox="1122 1556 1212 1762">B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。</td><td data-bbox="1212 1556 1302 1762">12時間 36時間</td><td data-bbox="1302 1556 1391 1762"></td><td data-bbox="1391 1556 1481 1762">1日に1回</td><td data-bbox="1481 1556 1571 1762">当直課長</td></tr> </tbody> </table> <p>※18: 原子炉保護系論理回路の機能検査時においては、残りの1系統が動作可能であることを条件に、2時間に限り、1系統をバイパスすることができる。この場合は、バイパスした系統を動作不能とはみなさない(以下、本条において同じ)。</p>	機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{*2}			確認事項			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当	1. 非常用炉心冷却系	1号炉及び2号炉									a. 非常用炉心冷却系作動論理回路	モード1、2、3及び4	2系統 ^{*18}		A. 1系統が動作不能である場合	A. 1 保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長	b. 手動起動	モード1、2、3及び4	2		B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間				c. 格納容器圧力高	30 kPa[gage]以下	モード1、2及び3	4 ^{*15}	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 ^{*16}	6時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長	d. 原子炉圧力異常低	11.36 MPa[gage]以上	モード1及び2(b)	4 ^{*15}	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。	12時間 36時間		1日に1回	当直課長
機能	設定値					適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{*2}			確認事項																																																								
		条件	措置	完了時間	項目			頻度	担当																																																										
1. 非常用炉心冷却系	1号炉及び2号炉																																																																		
a. 非常用炉心冷却系作動論理回路	モード1、2、3及び4	2系統 ^{*18}		A. 1系統が動作不能である場合	A. 1 保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長																																																										
b. 手動起動	モード1、2、3及び4	2		B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間																																																													
c. 格納容器圧力高	30 kPa[gage]以下	モード1、2及び3	4 ^{*15}	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 ^{*16}	6時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長																																																										
d. 原子炉圧力異常低	11.36 MPa[gage]以上	モード1及び2(b)	4 ^{*15}	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。	12時間 36時間		1日に1回	当直課長																																																										
変 更 前	<p>表 33-3 工学的安全施設等作動計画</p> <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) P-11 (加圧器圧力) インターロック以上 (b) P-6 (中間領域中性子束) インターロック以上 (c) 全主蒸気隔離弁が閉じている場合は除く (d) P-12 (1次冷却材平均温度) インターロックを超える場合 (e) 主給水隔離弁、主給水制御弁及び主給水バイパス制御弁が閉止又は隔離されている場合は除く (f) 主給水制御弁が閉止又は隔離されている場合は除く <table border="1" data-bbox="404 1969 2065 2794"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">設定値</th> <th rowspan="2">適用モード</th> <th rowspan="2">所要チャンネル・系統数</th> <th colspan="3">所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置^{*2}</th> <th colspan="3">確認事項</th> </tr> <tr> <th>条件</th> <th>措置</th> <th>完了時間</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="404 2064 583 2096">1. 非常用炉心冷却系</td><td data-bbox="583 2064 853 2096">1号炉及び2号炉</td><td data-bbox="853 2064 942 2096"></td><td data-bbox="942 2064 1032 2096"></td><td data-bbox="1032 2064 1122 2096"></td><td data-bbox="1122 2064 1212 2096"></td><td data-bbox="1212 2064 1302 2096"></td><td data-bbox="1302 2064 1391 2096"></td><td data-bbox="1391 2064 1481 2096"></td><td data-bbox="1481 2064 1571 2096"></td></tr> <tr> <td data-bbox="404 2096 583 2350">a. 非常用炉心冷却系作動論理回路</td><td data-bbox="583 2096 853 2350">モード1、2、3及び4</td><td data-bbox="853 2096 942 2350">2系統^{*14}</td><td data-bbox="942 2096 1032 2350"></td><td data-bbox="1032 2096 1122 2350">A. 1系統が動作不能である場合</td><td data-bbox="1122 2096 1212 2350">A. 1 保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。</td><td data-bbox="1212 2096 1302 2350">6時間</td><td data-bbox="1302 2096 1391 2350">機能検査を実施する。</td><td data-bbox="1391 2096 1481 2350">定期検査時</td><td data-bbox="1481 2096 1571 2350">保修課長</td></tr> <tr> <td data-bbox="404 2350 583 2540">b. 手動起動</td><td data-bbox="583 2350 853 2540">モード1、2、3及び4</td><td data-bbox="853 2350 942 2540">2</td><td data-bbox="942 2350 1032 2540"></td><td data-bbox="1032 2350 1122 2540">B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td><td data-bbox="1122 2350 1212 2540">B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード5にする。</td><td data-bbox="1212 2350 1302 2540">12時間 56時間</td><td data-bbox="1302 2350 1391 2540"></td><td data-bbox="1391 2350 1481 2540"></td><td data-bbox="1481 2350 1571 2540"></td></tr> <tr> <td data-bbox="404 2540 583 2794">c. 格納容器圧力高</td><td data-bbox="583 2540 853 2794">22 kPa[gage]以下</td><td data-bbox="853 2540 942 2794">モード1、2及び3</td><td data-bbox="942 2540 1032 2794">3</td><td data-bbox="1032 2540 1122 2794">A. 1チャンネルが動作不能である場合</td><td data-bbox="1122 2540 1212 2794">A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。</td><td data-bbox="1212 2540 1302 2794">6時間</td><td data-bbox="1302 2540 1391 2794">設定値確認及び機能検査を実施する。</td><td data-bbox="1391 2540 1481 2794">定期検査時</td><td data-bbox="1481 2540 1571 2794">保修課長</td></tr> <tr> <td data-bbox="404 2794 583 2994">d. 原子炉圧力異常低</td><td data-bbox="583 2794 853 2994">11.47 MPa[gage]以上</td><td data-bbox="853 2794 942 2994">モード1及び2(b)</td><td data-bbox="942 2794 1032 2994">3</td><td data-bbox="1032 2794 1122 2994">B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td><td data-bbox="1122 2794 1212 2994">B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。</td><td data-bbox="1212 2794 1302 2994">12時間 36時間</td><td data-bbox="1302 2794 1391 2994"></td><td data-bbox="1391 2794 1481 2994">1日に1回</td><td data-bbox="1481 2794 1571 2994">当直課長</td></tr> </tbody> </table> <p>※14: 原子炉保護系論理回路の機能検査時においては、残りの1系統が動作可能であることを条件に、2時間に限り、1系統をバイパスすることができる。この場合は、バイパスした系統を動作不能とはみなさない(以下、本条において同じ)。</p>	機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{*2}			確認事項			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当	1. 非常用炉心冷却系	1号炉及び2号炉									a. 非常用炉心冷却系作動論理回路	モード1、2、3及び4	2系統 ^{*14}		A. 1系統が動作不能である場合	A. 1 保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長	b. 手動起動	モード1、2、3及び4	2		B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間				c. 格納容器圧力高	22 kPa[gage]以下	モード1、2及び3	3	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長	d. 原子炉圧力異常低	11.47 MPa[gage]以上	モード1及び2(b)	3	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。	12時間 36時間		1日に1回	当直課長
機能	設定値					適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{*2}			確認事項																																																								
		条件	措置	完了時間	項目			頻度	担当																																																										
1. 非常用炉心冷却系	1号炉及び2号炉																																																																		
a. 非常用炉心冷却系作動論理回路	モード1、2、3及び4	2系統 ^{*14}		A. 1系統が動作不能である場合	A. 1 保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長																																																										
b. 手動起動	モード1、2、3及び4	2		B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間																																																													
c. 格納容器圧力高	22 kPa[gage]以下	モード1、2及び3	3	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長																																																										
d. 原子炉圧力異常低	11.47 MPa[gage]以上	モード1及び2(b)	3	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。	12時間 36時間		1日に1回	当直課長																																																										

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

考 備	<p>・ 1号炉及び2号炉の原子炉安全保護盤取替工事に伴う変更</p>																																																																																																
後 更 変	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機能</th> <th colspan="2">設定値</th> <th rowspan="2">適用モード</th> <th rowspan="2">所要チャンネル・系統数</th> <th colspan="3">所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置^{※2}</th> <th colspan="3">確認事項</th> </tr> <tr> <th colspan="2">1号炉及び2号炉</th> <th>条件</th> <th>措置</th> <th>完了時間</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>e. 原子炉圧力低と加圧器水位低の一致</td> <td>原子炉圧力低</td> <td>12.04 MPa[gage]以上</td> <td>モード1、2及び3(a)</td> <td>4^{※15}</td> <td>A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。^{※16} B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。</td> <td>6時間 12時間 36時間</td> <td>設定値確認及び機能検査を実施する。</td> <td>定期検査時</td> <td>保修課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>加圧器水位低</td> <td>計器スパンの3 %以上</td> <td></td> <td>4^{※15}</td> <td>A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。^{※16} B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。</td> <td>6時間 12時間 36時間</td> <td>動作不能でないことを指示値により確認する。</td> <td>1日に1回</td> <td>当直課長</td> </tr> <tr> <td>f. 主蒸気ライン差圧高</td> <td></td> <td>0.94 MPa以下</td> <td>モード1、2及び3</td> <td>各主蒸気ラインごとに4^{※15}</td> <td>A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。</td> <td>6時間 12時間 36時間</td> <td>設定値確認及び機能検査を実施する。</td> <td>定期検査時</td> <td>保修課長</td> </tr> <tr> <td>g. 主蒸気流量高と主蒸気ライン圧力低又は1次冷却材平均温度異常低の一致</td> <td>主蒸気流量高</td> <td>2095 t/h以下(定格出力時)</td> <td>モード1、2及び3(d)</td> <td>各主蒸気ラインごとに2</td> <td>A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。</td> <td>6時間 12時間 36時間</td> <td>設定値確認及び機能検査を実施する。</td> <td>定期検査時</td> <td>保修課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>主蒸気ライン圧力低</td> <td>3.35 MPa[gage]以上</td> <td></td> <td>各主蒸気ラインごとに4^{※15}</td> <td>A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。</td> <td>6時間 12時間 36時間</td> <td>動作不能でないことを指示値により確認する。</td> <td>1日に1回</td> <td>当直課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1次冷却材平均温度異常低</td> <td>281.9 ℃以上</td> <td></td> <td>4^{※15}</td> <td>A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。^{※16} B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。</td> <td>6時間 12時間 36時間</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機能	設定値		適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項			1号炉及び2号炉		条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当	e. 原子炉圧力低と加圧器水位低の一致	原子炉圧力低	12.04 MPa[gage]以上	モード1、2及び3(a)	4 ^{※15}	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 ^{※16} B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長		加圧器水位低	計器スパンの3 %以上		4 ^{※15}	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 ^{※16} B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間	動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回	当直課長	f. 主蒸気ライン差圧高		0.94 MPa以下	モード1、2及び3	各主蒸気ラインごとに4 ^{※15}	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長	g. 主蒸気流量高と主蒸気ライン圧力低又は1次冷却材平均温度異常低の一致	主蒸気流量高	2095 t/h以下(定格出力時)	モード1、2及び3(d)	各主蒸気ラインごとに2	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長		主蒸気ライン圧力低	3.35 MPa[gage]以上		各主蒸気ラインごとに4 ^{※15}	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間	動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回	当直課長		1次冷却材平均温度異常低	281.9 ℃以上		4 ^{※15}	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 ^{※16} B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間														
機能	設定値		適用モード	所要チャンネル・系統数			所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項																																																																																							
	1号炉及び2号炉				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当																																																																																							
e. 原子炉圧力低と加圧器水位低の一致	原子炉圧力低	12.04 MPa[gage]以上	モード1、2及び3(a)	4 ^{※15}	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 ^{※16} B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長																																																																																							
	加圧器水位低	計器スパンの3 %以上		4 ^{※15}	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 ^{※16} B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間	動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回	当直課長																																																																																							
f. 主蒸気ライン差圧高		0.94 MPa以下	モード1、2及び3	各主蒸気ラインごとに4 ^{※15}	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長																																																																																							
g. 主蒸気流量高と主蒸気ライン圧力低又は1次冷却材平均温度異常低の一致	主蒸気流量高	2095 t/h以下(定格出力時)	モード1、2及び3(d)	各主蒸気ラインごとに2	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長																																																																																							
	主蒸気ライン圧力低	3.35 MPa[gage]以上		各主蒸気ラインごとに4 ^{※15}	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間	動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回	当直課長																																																																																							
	1次冷却材平均温度異常低	281.9 ℃以上		4 ^{※15}	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 ^{※16} B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間																																																																																										
前 更 変	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機能</th> <th colspan="2">設定値</th> <th rowspan="2">適用モード</th> <th rowspan="2">所要チャンネル・系統数</th> <th colspan="3">所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置^{※2}</th> <th colspan="3">確認事項</th> </tr> <tr> <th colspan="2">1号炉及び2号炉</th> <th>条件</th> <th>措置</th> <th>完了時間</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>e. 原子炉圧力低と加圧器水位低の一致</td> <td>原子炉圧力低</td> <td>12.16 MPa[gage]以上</td> <td>モード1、2及び3(a)</td> <td>3</td> <td>A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。</td> <td>6時間 12時間 36時間</td> <td>設定値確認及び機能検査を実施する。</td> <td>定期検査時</td> <td>保修課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>加圧器水位低</td> <td>計器スパンの5 %以上</td> <td></td> <td>3</td> <td>A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。</td> <td>6時間 12時間 36時間</td> <td>動作不能でないことを指示値により確認する。</td> <td>1日に1回</td> <td>当直課長</td> </tr> <tr> <td>f. 主蒸気ライン差圧高</td> <td></td> <td>0.69 MPa以下</td> <td>モード1、2及び3</td> <td>各主蒸気ラインごとに3</td> <td>A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。</td> <td>6時間 12時間 36時間</td> <td>設定値確認及び機能検査を実施する。</td> <td>定期検査時</td> <td>保修課長</td> </tr> <tr> <td>g. 主蒸気流量高と主蒸気ライン圧力低又は1次冷却材平均温度異常低の一致</td> <td>主蒸気流量高</td> <td>698 t/h以下(20 %出力以下時)</td> <td>モード1、2及び3(d)</td> <td>各主蒸気ラインごとに2</td> <td>A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。</td> <td>6時間 12時間 36時間</td> <td>設定値確認及び機能検査を実施する。</td> <td>定期検査時</td> <td>保修課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>主蒸気ライン圧力低</td> <td>4.12 MPa[gage]以上</td> <td></td> <td>3</td> <td>A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。</td> <td>6時間 12時間 36時間</td> <td>動作不能でないことを指示値により確認する。</td> <td>1日に1回</td> <td>当直課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1次冷却材平均温度異常低</td> <td>283 ℃以上</td> <td></td> <td>3</td> <td>A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。</td> <td>6時間 12時間 36時間</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機能	設定値		適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項			1号炉及び2号炉		条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当	e. 原子炉圧力低と加圧器水位低の一致	原子炉圧力低	12.16 MPa[gage]以上	モード1、2及び3(a)	3	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長		加圧器水位低	計器スパンの5 %以上		3	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間	動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回	当直課長	f. 主蒸気ライン差圧高		0.69 MPa以下	モード1、2及び3	各主蒸気ラインごとに3	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長	g. 主蒸気流量高と主蒸気ライン圧力低又は1次冷却材平均温度異常低の一致	主蒸気流量高	698 t/h以下(20 %出力以下時)	モード1、2及び3(d)	各主蒸気ラインごとに2	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長		主蒸気ライン圧力低	4.12 MPa[gage]以上		3	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間	動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回	当直課長		1次冷却材平均温度異常低	283 ℃以上		3	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間														
機能	設定値		適用モード	所要チャンネル・系統数			所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項																																																																																							
	1号炉及び2号炉				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当																																																																																							
e. 原子炉圧力低と加圧器水位低の一致	原子炉圧力低	12.16 MPa[gage]以上	モード1、2及び3(a)	3	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長																																																																																							
	加圧器水位低	計器スパンの5 %以上		3	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間	動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回	当直課長																																																																																							
f. 主蒸気ライン差圧高		0.69 MPa以下	モード1、2及び3	各主蒸気ラインごとに3	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長																																																																																							
g. 主蒸気流量高と主蒸気ライン圧力低又は1次冷却材平均温度異常低の一致	主蒸気流量高	698 t/h以下(20 %出力以下時)	モード1、2及び3(d)	各主蒸気ラインごとに2	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長																																																																																							
	主蒸気ライン圧力低	4.12 MPa[gage]以上		3	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間	動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回	当直課長																																																																																							
	1次冷却材平均温度異常低	283 ℃以上		3	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間																																																																																										

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

考 備		<ul style="list-style-type: none"> ・1号炉及び2号炉の原子炉安全保護盤取替工事に伴う変更 																																																																																																																																																				
変 更 後		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機能</th><th>設定値</th><th rowspan="64">適用モード</th><th rowspan="63">所要チャンネル・系統数</th><th colspan="3">所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置^{※2}</th><th colspan="3">確認事項</th></tr> <tr> <th>1号炉及び2号炉</th><th>条件</th><th>措置</th><th>完了時間</th><th>項目</th><th>頻度</th><th>担当</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="9" rowspan="61">2. 格納容器スプレイ系</td><td colspan="2"></td></tr> <tr> <td colspan="2"></td></tr> <tr> </tr></tbody></table>	機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項			1号炉及び2号炉	条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当	2. 格納容器スプレイ系																																																																																																																																		
機能	設定値	適用モード		所要チャンネル・系統数			所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項																																																																																																																																												
	1号炉及び2号炉		条件				措置	完了時間	項目	頻度	担当																																																																																																																																											
2. 格納容器スプレイ系																																																																																																																																																						

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

考 備	<p>・1号炉及び2号炉の原子炉安全保護盤取替工事に伴う変更</p>																																																																																																																																																																																																																																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機能</th> <th>設定値</th> <th rowspan="2">適用モード</th> <th rowspan="2">所要チャンネル・系統数</th> <th colspan="3">所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置^{※2}</th> <th colspan="4">確認事項</th> </tr> <tr> <th>1号炉及び2号炉</th> <th>条件</th> <th>措置</th> <th>完了時間</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="12"> 3. 格納容器隔離 </td></tr> <tr> <td colspan="12"> a. 格納容器隔離A </td></tr> <tr> <td>(1)格納容器隔離A作動論理回路</td><td>一</td><td>モード1、2、3及び4</td><td>2系統^{※18}</td><td>A. 1系統が動作不能である場合</td><td>A. 1 保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td><td>B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード5にする。</td><td>6時間 12時間 56時間</td><td>機能検査を実施する。</td><td>定期検査時</td><td>保修課長</td></tr> <tr> <td>(2)手動起動</td><td>一</td><td>モード1、2、3及び4</td><td>2</td><td>A. 1チャンネルが動作不能である場合</td><td>A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td><td>B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード5にする。</td><td>48時間 12時間 56時間</td><td>機能検査を実施する。</td><td>定期検査時</td><td>保修課長</td></tr> <tr> <td>(3)格納容器スプレイ手動起動</td><td colspan="11">機能2. 格納容器スプレイ系 b. 手動起動を参照</td></tr> <tr> <td>(4)非常用炉心冷却系作動</td><td colspan="11" rowspan="2">機能1. 非常用炉心冷却系を参照</td></tr> <tr> <td colspan="12"> b. 格納容器隔離B </td></tr> <tr> <td>(1)格納容器隔離B作動論理回路</td><td>一</td><td>モード1、2、3及び4</td><td>2系統^{※18}</td><td>A. 1系統が動作不能である場合</td><td>A. 1 保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td><td>B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード5にする。</td><td>6時間 12時間 56時間</td><td>機能検査を実施する。</td><td>定期検査時</td><td>保修課長</td></tr> <tr> <td>(2)手動起動</td><td colspan="11">機能2. 格納容器スプレイ系 b. 手動起動を参照</td></tr> <tr> <td>(3)格納容器圧力異常高</td><td colspan="11" rowspan="3">機能2. 格納容器スプレイ系 c. 格納容器圧力異常高を参照</td></tr> <tr> <td colspan="12"> 3. 格納容器隔離 </td></tr> <tr> <td colspan="12"> a. 格納容器隔離A </td></tr> <tr> <td>(1)格納容器隔離A作動論理回路</td><td>一</td><td>モード1、2、3及び4</td><td>2系統^{※14}</td><td>A. 1系統が動作不能である場合</td><td>A. 1 保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td><td>B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード5にする。</td><td>6時間 12時間 56時間</td><td>機能検査を実施する。</td><td>定期検査時</td><td>保修課長</td></tr> <tr> <td>(2)手動起動</td><td>一</td><td>モード1、2、3及び4</td><td>2</td><td>A. 1チャンネルが動作不能である場合</td><td>A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td><td>B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード5にする。</td><td>48時間 12時間 56時間</td><td>機能検査を実施する。</td><td>定期検査時</td><td>保修課長</td></tr> <tr> <td>(3)格納容器スプレイ手動起動</td><td colspan="11">機能2. 格納容器スプレイ系 b. 手動起動を参照</td></tr> <tr> <td>(4)非常用炉心冷却系作動</td><td colspan="11" rowspan="2">機能1. 非常用炉心冷却系を参照</td></tr> <tr> <td colspan="12"> b. 格納容器隔離B </td></tr> <tr> <td>(1)格納容器隔離B作動論理回路</td><td>一</td><td>モード1、2、3及び4</td><td>2系統^{※14}</td><td>A. 1系統が動作不能である場合</td><td>A. 1 保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td><td>B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード5にする。</td><td>6時間 12時間 56時間</td><td>機能検査を実施する。</td><td>定期検査時</td><td>保修課長</td></tr> <tr> <td>(2)手動起動</td><td colspan="11">機能2. 格納容器スプレイ系 b. 手動起動を参照</td></tr> <tr> <td>(3)格納容器圧力異常高</td><td colspan="11">機能2. 格納容器スプレイ系 c. 格納容器圧力異常高を参照</td></tr> </tbody> </table>	機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項				1号炉及び2号炉	条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当	3. 格納容器隔離												a. 格納容器隔離A												(1)格納容器隔離A作動論理回路	一	モード1、2、3及び4	2系統 ^{※18}	A. 1系統が動作不能である場合	A. 1 保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード5にする。	6時間 12時間 56時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長	(2)手動起動	一	モード1、2、3及び4	2	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード5にする。	48時間 12時間 56時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長	(3)格納容器スプレイ手動起動	機能2. 格納容器スプレイ系 b. 手動起動を参照											(4)非常用炉心冷却系作動	機能1. 非常用炉心冷却系を参照											b. 格納容器隔離B												(1)格納容器隔離B作動論理回路	一	モード1、2、3及び4	2系統 ^{※18}	A. 1系統が動作不能である場合	A. 1 保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード5にする。	6時間 12時間 56時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長	(2)手動起動	機能2. 格納容器スプレイ系 b. 手動起動を参照											(3)格納容器圧力異常高	機能2. 格納容器スプレイ系 c. 格納容器圧力異常高を参照											3. 格納容器隔離												a. 格納容器隔離A												(1)格納容器隔離A作動論理回路	一	モード1、2、3及び4	2系統 ^{※14}	A. 1系統が動作不能である場合	A. 1 保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード5にする。	6時間 12時間 56時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長	(2)手動起動	一	モード1、2、3及び4	2	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード5にする。	48時間 12時間 56時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長	(3)格納容器スプレイ手動起動	機能2. 格納容器スプレイ系 b. 手動起動を参照											(4)非常用炉心冷却系作動	機能1. 非常用炉心冷却系を参照											b. 格納容器隔離B												(1)格納容器隔離B作動論理回路	一	モード1、2、3及び4	2系統 ^{※14}	A. 1系統が動作不能である場合	A. 1 保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード5にする。	6時間 12時間 56時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長	(2)手動起動	機能2. 格納容器スプレイ系 b. 手動起動を参照											(3)格納容器圧力異常高	機能2. 格納容器スプレイ系 c. 格納容器圧力異常高を参照										
機能		設定値			適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項																																																																																																																																																																																																																																																		
	1号炉及び2号炉	条件	措置	完了時間			項目	頻度	担当																																																																																																																																																																																																																																																			
3. 格納容器隔離																																																																																																																																																																																																																																																												
a. 格納容器隔離A																																																																																																																																																																																																																																																												
(1)格納容器隔離A作動論理回路	一	モード1、2、3及び4	2系統 ^{※18}	A. 1系統が動作不能である場合	A. 1 保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード5にする。	6時間 12時間 56時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長																																																																																																																																																																																																																																																		
(2)手動起動	一	モード1、2、3及び4	2	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード5にする。	48時間 12時間 56時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長																																																																																																																																																																																																																																																		
(3)格納容器スプレイ手動起動	機能2. 格納容器スプレイ系 b. 手動起動を参照																																																																																																																																																																																																																																																											
(4)非常用炉心冷却系作動	機能1. 非常用炉心冷却系を参照																																																																																																																																																																																																																																																											
b. 格納容器隔離B																																																																																																																																																																																																																																																												
(1)格納容器隔離B作動論理回路	一	モード1、2、3及び4	2系統 ^{※18}	A. 1系統が動作不能である場合	A. 1 保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード5にする。	6時間 12時間 56時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長																																																																																																																																																																																																																																																		
(2)手動起動	機能2. 格納容器スプレイ系 b. 手動起動を参照																																																																																																																																																																																																																																																											
(3)格納容器圧力異常高	機能2. 格納容器スプレイ系 c. 格納容器圧力異常高を参照																																																																																																																																																																																																																																																											
3. 格納容器隔離																																																																																																																																																																																																																																																												
a. 格納容器隔離A																																																																																																																																																																																																																																																												
(1)格納容器隔離A作動論理回路	一	モード1、2、3及び4	2系統 ^{※14}	A. 1系統が動作不能である場合	A. 1 保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード5にする。	6時間 12時間 56時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長																																																																																																																																																																																																																																																		
(2)手動起動	一	モード1、2、3及び4	2	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード5にする。	48時間 12時間 56時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長																																																																																																																																																																																																																																																		
(3)格納容器スプレイ手動起動	機能2. 格納容器スプレイ系 b. 手動起動を参照																																																																																																																																																																																																																																																											
(4)非常用炉心冷却系作動	機能1. 非常用炉心冷却系を参照																																																																																																																																																																																																																																																											
b. 格納容器隔離B																																																																																																																																																																																																																																																												
(1)格納容器隔離B作動論理回路	一	モード1、2、3及び4	2系統 ^{※14}	A. 1系統が動作不能である場合	A. 1 保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード5にする。	6時間 12時間 56時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長																																																																																																																																																																																																																																																		
(2)手動起動	機能2. 格納容器スプレイ系 b. 手動起動を参照																																																																																																																																																																																																																																																											
(3)格納容器圧力異常高	機能2. 格納容器スプレイ系 c. 格納容器圧力異常高を参照																																																																																																																																																																																																																																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機能</th> <th>設定値</th> <th rowspan="2">適用モード</th> <th rowspan="2">所要チャンネル・系統数</th> <th colspan="3">所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置^{※2}</th> <th colspan="4">確認事項</th> </tr> <tr> <th>1号炉及び2号炉</th> <th>条件</th> <th>措置</th> <th>完了時間</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="12"> 3. 格納容器隔離 </td></tr> <tr> <td colspan="12"> a. 格納容器隔離A </td></tr> <tr> <td>(1)格納容器隔離A作動論理回路</td><td>一</td><td>モード1、2、3及び4</td><td>2系統^{※14}</td><td>A. 1系統が動作不能である場合</td><td>A. 1 保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td><td>B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード5にする。</td><td>6時間 12時間 56時間</td><td>機能検査を実施する。</td><td>定期検査時</td><td>保修課長</td></tr> <tr> <td>(2)手動起動</td><td>一</td><td>モード1、2、3及び4</td><td>2</td><td>A. 1チャンネルが動作不能である場合</td><td>A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td><td>B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード5にする。</td><td>48時間 12時間 56時間</td><td>機能検査を実施する。</td><td>定期検査時</td><td>保修課長</td></tr> <tr> <td>(3)格納容器スプレイ手動起動</td><td colspan="11">機能2. 格納容器スプレイ系 b. 手動起動を参照</td></tr> <tr> <td>(4)非常用炉心冷却系作動</td><td colspan="11" rowspan="2">機能1. 非常用炉心冷却系を参照</td></tr> <tr> <td colspan="12"> b. 格納容器隔離B </td></tr> <tr> <td>(1)格納容器隔離B作動論理回路</td><td>一</td><td>モード1、2、3及び4</td><td>2系統^{※14}</td><td>A. 1系統が動作不能である場合</td><td>A. 1 保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td><td>B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード5にする。</td><td>6時間 12時間 56時間</td><td>機能検査を実施する。</td><td>定期検査時</td><td>保修課長</td></tr> <tr> <td>(2)手動起動</td><td colspan="11">機能2. 格納容器スプレイ系 b. 手動起動を参照</td></tr> <tr> <td>(3)格納容器圧力異常高</td><td colspan="11">機能2. 格納容器スプレイ系 c. 格納容器圧力異常高を参照</td></tr> </tbody> </table>	機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項				1号炉及び2号炉	条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当	3. 格納容器隔離												a. 格納容器隔離A												(1)格納容器隔離A作動論理回路	一	モード1、2、3及び4	2系統 ^{※14}	A. 1系統が動作不能である場合	A. 1 保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード5にする。	6時間 12時間 56時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長	(2)手動起動	一	モード1、2、3及び4	2	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード5にする。	48時間 12時間 56時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長	(3)格納容器スプレイ手動起動	機能2. 格納容器スプレイ系 b. 手動起動を参照											(4)非常用炉心冷却系作動	機能1. 非常用炉心冷却系を参照											b. 格納容器隔離B												(1)格納容器隔離B作動論理回路	一	モード1、2、3及び4	2系統 ^{※14}	A. 1系統が動作不能である場合	A. 1 保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード5にする。	6時間 12時間 56時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長	(2)手動起動	機能2. 格納容器スプレイ系 b. 手動起動を参照											(3)格納容器圧力異常高	機能2. 格納容器スプレイ系 c. 格納容器圧力異常高を参照																																																																																																																															
機能		設定値			適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項																																																																																																																																																																																																																																																		
	1号炉及び2号炉	条件	措置	完了時間			項目	頻度	担当																																																																																																																																																																																																																																																			
3. 格納容器隔離																																																																																																																																																																																																																																																												
a. 格納容器隔離A																																																																																																																																																																																																																																																												
(1)格納容器隔離A作動論理回路	一	モード1、2、3及び4	2系統 ^{※14}	A. 1系統が動作不能である場合	A. 1 保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード5にする。	6時間 12時間 56時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長																																																																																																																																																																																																																																																		
(2)手動起動	一	モード1、2、3及び4	2	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード5にする。	48時間 12時間 56時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長																																																																																																																																																																																																																																																		
(3)格納容器スプレイ手動起動	機能2. 格納容器スプレイ系 b. 手動起動を参照																																																																																																																																																																																																																																																											
(4)非常用炉心冷却系作動	機能1. 非常用炉心冷却系を参照																																																																																																																																																																																																																																																											
b. 格納容器隔離B																																																																																																																																																																																																																																																												
(1)格納容器隔離B作動論理回路	一	モード1、2、3及び4	2系統 ^{※14}	A. 1系統が動作不能である場合	A. 1 保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード5にする。	6時間 12時間 56時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長																																																																																																																																																																																																																																																		
(2)手動起動	機能2. 格納容器スプレイ系 b. 手動起動を参照																																																																																																																																																																																																																																																											
(3)格納容器圧力異常高	機能2. 格納容器スプレイ系 c. 格納容器圧力異常高を参照																																																																																																																																																																																																																																																											

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

考 備	1号炉及び2号炉の原子炉安全保護盤取替工事に伴う変更											
	機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項				
後 更 変		1号炉及び2号炉			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当		
c. 格納容器隔離Aと6.6kV非常用母線電圧低による隔離												
(1)格納容器隔離Aと6.6kV非常用母線電圧低による隔離作動論理回路	—	モード1、2、3及び4	2系統 ^{※18}	A. 1 系統が動作不能である場合	A. 1 保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	6時間 12時間 56時間	機能検査を実施する。	定期検査時	発電課長			
(2)格納容器隔離A	機能3. 格納容器隔離 a. 格納容器隔離Aを参照											
(3)6.6kV非常用母線電圧低	定格電圧の64.7%以上	モード1、2、3及び4	1母線当たり3	A. 1 チャンネルが動作不能である場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間 12時間 56時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	発電課長及び保修課長			
d. 格納容器換気系隔離												
(1)格納容器換気系隔離作動論理回路	—	モード1、2、3及び4	2系統 ^{※18}	A. 1 系統が動作不能である場合	A. 1 保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	6時間 12時間 56時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長			
(2)手動起動	格納容器スプレイ	機能2. 格納容器スプレイ系 b. 手動起動を参照										
格納容器隔離A	機能3. 格納容器隔離 a. 格納容器隔離A (2)手動起動を参照											
(3)非常用炉心冷却系作動	機能1. 非常用炉心冷却系を参照											
前 更 変	c. 格納容器隔離Aと6.6kV非常用母線電圧低による隔離											
	(1)格納容器隔離Aと6.6kV非常用母線電圧低による隔離作動論理回路	—	モード1、2、3及び4	2系統 ^{※14}	A. 1 系統が動作不能である場合	A. 1 保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	6時間 12時間 56時間	機能検査を実施する。	定期検査時	発電課長		
	(2)格納容器隔離A	機能3. 格納容器隔離 a. 格納容器隔離Aを参照										
	(3)6.6kV非常用母線電圧低	定格電圧の64.7%以上	モード1、2、3及び4	1母線当たり3	A. 1 チャンネルが動作不能である場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間 12時間 56時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	発電課長及び保修課長		
	d. 格納容器換気系隔離											
	(1)格納容器換気系隔離作動論理回路	—	モード1、2、3及び4	2系統 ^{※14}	A. 1 系統が動作不能である場合	A. 1 保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	6時間 12時間 56時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長		
	(2)手動起動	格納容器スプレイ	機能2. 格納容器スプレイ系 b. 手動起動を参照									
	格納容器隔離A	機能3. 格納容器隔離 a. 格納容器隔離A (2)手動起動を参照										
	(3)非常用炉心冷却系作動	機能1. 非常用炉心冷却系を参照										

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

考 備	<p style="text-align: center;">・1号炉及び2号炉の原子炉安全保護盤取替工事に伴う変更</p>									
	機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項		
変 更 後		1号炉及び2号炉			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
4. 主蒸気ライン隔離										
a. 主蒸気ライン隔離作動論理回路	—	モード1、2(c)及び3(c)	2系統 ^{※18}	A. 1系統が動作不能である場合	A. 1 保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	6時間 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長	
b. 手動起動	—	モード1、2(c)及び3(c)	2	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。	48時間 12時間 36時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長	
c. 格納容器圧力異常高	81 kPa[gage]以下	モード1、2(c)及び3(c)	4 ^{※15}	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1日に1回	保修課長 当直課長	
d. 主蒸気流量高と主蒸気ライン圧力低又は1次冷却材平均温度異常低の一致	主蒸気流量高 主蒸気ライン圧力低 1次冷却材平均温度異常低	機能1. 非常用炉心冷却系 g. 主蒸気流量高と主蒸気ライン圧力低又は1次冷却材平均温度異常低の一致を参照	モード1、2(c)及び3(c)	機能1. 非常用炉心冷却系 g. 主蒸気流量高と主蒸気ライン圧力低又は1次冷却材平均温度異常低の一致を参照						
変 更 前	機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項		
		1号炉及び2号炉			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
	4. 主蒸気ライン隔離									
	a. 主蒸気ライン隔離作動論理回路	—	モード1、2(c)及び3(c)	2系統 ^{※14}	A. 1系統が動作不能である場合	A. 1 保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	6時間 12時間 36時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長
	b. 手動起動	—	モード1、2(c)及び3(c)	2	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。	48時間 12時間 36時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長
	c. 格納容器圧力異常高	73 kPa[gage]以下	モード1、2(c)及び3(c)	3	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1日に1回	保修課長 当直課長
	d. 主蒸気流量高と主蒸気ライン圧力低又は1次冷却材平均温度異常低の一致	主蒸気流量高 主蒸気ライン圧力低 1次冷却材平均温度異常低	機能1. 非常用炉心冷却系 g. 主蒸気流量高と主蒸気ライン圧力低又は1次冷却材平均温度異常低の一致を参照	モード1、2(c)及び3(c)	機能1. 非常用炉心冷却系 g. 主蒸気流量高と主蒸気ライン圧力低又は1次冷却材平均温度異常低の一致を参照					

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

<p style="text-align: center;">考 虑</p>	<p style="text-align: center;">・1号炉及び2号炉の原子炉 全保護盤取替工事に伴う変更</p>																																																																																							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 15%;">機能</th> <th rowspan="2">設定値</th> <th rowspan="2">適用モード</th> <th rowspan="2">所要チャンネル・系統数</th> <th colspan="3">所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置^{※2}</th> <th colspan="3">確認事項</th> </tr> <tr> <th>条件</th> <th>措置</th> <th>完了時間</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="11">5. 給水隔離</td></tr> <tr> <td>a. 給水隔離作動論理回路</td><td>—</td><td>モード1、2 (e)及び3(e)</td><td>2系統^{※18}</td><td>A. 1系統が動作不能である場合</td><td>A. 1 保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことがある。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td><td>6時間 12時間 36時間</td><td>機能検査を実施する。</td><td>定期検査時</td><td>保修課長</td></tr> <tr> <td>b. 蒸気発生器水位異常高</td><td>計器スパンの80%以下</td><td>モード1、2 (e)及び3(e)</td><td>1基当たり <u>4</u>^{※15}</td><td>A. 1チャンネルが動作不能である場合</td><td>A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。^{※16} B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td><td>6時間 12時間 36時間</td><td>設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。</td><td>定期検査時 1日に1回</td><td>保修課長 当直課長</td></tr> <tr> <td>c. 非常用炉心冷却系作動</td><td colspan="4" style="text-align: center;">機能1. 非常用炉心冷却系を参照</td><td>A. 1チャンネルが動作不能である場合</td><td>A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。^{※16} B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td><td>6時間 12時間 36時間</td><td>設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。</td><td>定期検査時 1日に1回</td></tr> <tr> <td>d. 1次冷却材平均温度低と原子炉トリップの一一致</td><td>1次冷却材平均温度低</td><td>286.1 °C以上</td><td>モード1、2 (f)及び3(f)</td><td>4^{※15}</td><td>A. 1チャンネルが動作不能である場合</td><td>A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。^{※16} B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td><td>6時間 12時間 36時間</td><td>設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。</td><td>定期検査時 1日に1回</td></tr> <tr> <td>原子炉トリップ</td><td colspan="10" rowspan="2" style="text-align: center;">表 33-2 原子炉保護系計装を参照</td></tr> </tbody> </table>											機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当	5. 給水隔離											a. 給水隔離作動論理回路	—	モード1、2 (e)及び3(e)	2系統 ^{※18}	A. 1系統が動作不能である場合	A. 1 保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことがある。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	6時間 12時間 36時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長	b. 蒸気発生器水位異常高	計器スパンの80%以下	モード1、2 (e)及び3(e)	1基当たり <u>4</u> ^{※15}	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 ^{※16} B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	6時間 12時間 36時間	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1日に1回	保修課長 当直課長	c. 非常用炉心冷却系作動	機能1. 非常用炉心冷却系を参照				A. 1チャンネルが動作不能である場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 ^{※16} B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	6時間 12時間 36時間	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1日に1回	d. 1次冷却材平均温度低と原子炉トリップの一一致	1次冷却材平均温度低	286.1 °C以上	モード1、2 (f)及び3(f)	4 ^{※15}	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 ^{※16} B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	6時間 12時間 36時間	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1日に1回	原子炉トリップ	表 33-2 原子炉保護系計装を参照									
機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項																																																																																	
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当																																																																															
5. 給水隔離																																																																																								
a. 給水隔離作動論理回路	—	モード1、2 (e)及び3(e)	2系統 ^{※18}	A. 1系統が動作不能である場合	A. 1 保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことがある。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	6時間 12時間 36時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長																																																																															
b. 蒸気発生器水位異常高	計器スパンの80%以下	モード1、2 (e)及び3(e)	1基当たり <u>4</u> ^{※15}	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 ^{※16} B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	6時間 12時間 36時間	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1日に1回	保修課長 当直課長																																																																															
c. 非常用炉心冷却系作動	機能1. 非常用炉心冷却系を参照				A. 1チャンネルが動作不能である場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 ^{※16} B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	6時間 12時間 36時間	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1日に1回																																																																															
d. 1次冷却材平均温度低と原子炉トリップの一一致	1次冷却材平均温度低	286.1 °C以上	モード1、2 (f)及び3(f)	4 ^{※15}	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 ^{※16} B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	6時間 12時間 36時間	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1日に1回																																																																															
原子炉トリップ	表 33-2 原子炉保護系計装を参照																																																																																							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 15%;">機能</th> <th rowspan="2">設定値</th> <th rowspan="2">適用モード</th> <th rowspan="2">所要チャンネル・系統数</th> <th colspan="3">所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置^{※2}</th> <th colspan="3">確認事項</th> </tr> <tr> <th>条件</th> <th>措置</th> <th>完了時間</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="11">5. 給水隔離</td></tr> <tr> <td>a. 給水隔離作動論理回路</td><td>—</td><td>モード1、2 (e)及び3(e)</td><td>2系統^{※14}</td><td>A. 1系統が動作不能である場合</td><td>A. 1 保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことがある。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td><td>6時間 12時間 36時間</td><td>機能検査を実施する。</td><td>定期検査時</td><td>保修課長</td></tr> <tr> <td>b. 蒸気発生器水位異常高</td><td>計器スパンの80%以下</td><td>モード1、2 (e)及び3(e)</td><td>1基当たり <u>3</u></td><td>A. 1チャンネルが動作不能である場合</td><td>A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td><td>6時間 12時間 36時間</td><td>設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。</td><td>定期検査時 1日に1回</td><td>保修課長 当直課長</td></tr> <tr> <td>c. 非常用炉心冷却系作動</td><td colspan="4" style="text-align: center;">機能1. 非常用炉心冷却系を参照</td><td>A. 1チャンネルが動作不能である場合</td><td>A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td><td>6時間 12時間 36時間</td><td>設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。</td><td>定期検査時 1日に1回</td></tr> <tr> <td>d. 1次冷却材平均温度低と原子炉トリップの一一致</td><td>1次冷却材平均温度低</td><td>286.1 °C以上</td><td>モード1、2 (f)及び3(f)</td><td>3</td><td>A. 1チャンネルが動作不能である場合</td><td>A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td><td>6時間 12時間 36時間</td><td>設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。</td><td>定期検査時 1日に1回</td></tr> <tr> <td>原子炉トリップ</td><td colspan="10" rowspan="2" style="text-align: center;">表 33-2 原子炉保護系計装を参照</td></tr> </tbody> </table>											機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当	5. 給水隔離											a. 給水隔離作動論理回路	—	モード1、2 (e)及び3(e)	2系統 ^{※14}	A. 1系統が動作不能である場合	A. 1 保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことがある。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	6時間 12時間 36時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長	b. 蒸気発生器水位異常高	計器スパンの80%以下	モード1、2 (e)及び3(e)	1基当たり <u>3</u>	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	6時間 12時間 36時間	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1日に1回	保修課長 当直課長	c. 非常用炉心冷却系作動	機能1. 非常用炉心冷却系を参照				A. 1チャンネルが動作不能である場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	6時間 12時間 36時間	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1日に1回	d. 1次冷却材平均温度低と原子炉トリップの一一致	1次冷却材平均温度低	286.1 °C以上	モード1、2 (f)及び3(f)	3	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	6時間 12時間 36時間	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1日に1回	原子炉トリップ	表 33-2 原子炉保護系計装を参照									
機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項																																																																																	
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当																																																																															
5. 給水隔離																																																																																								
a. 給水隔離作動論理回路	—	モード1、2 (e)及び3(e)	2系統 ^{※14}	A. 1系統が動作不能である場合	A. 1 保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことがある。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	6時間 12時間 36時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長																																																																															
b. 蒸気発生器水位異常高	計器スパンの80%以下	モード1、2 (e)及び3(e)	1基当たり <u>3</u>	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	6時間 12時間 36時間	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1日に1回	保修課長 当直課長																																																																															
c. 非常用炉心冷却系作動	機能1. 非常用炉心冷却系を参照				A. 1チャンネルが動作不能である場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	6時間 12時間 36時間	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1日に1回																																																																															
d. 1次冷却材平均温度低と原子炉トリップの一一致	1次冷却材平均温度低	286.1 °C以上	モード1、2 (f)及び3(f)	3	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	6時間 12時間 36時間	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1日に1回																																																																															
原子炉トリップ	表 33-2 原子炉保護系計装を参照																																																																																							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 15%;">機能</th> <th rowspan="2">設定値</th> <th rowspan="2">適用モード</th> <th rowspan="2">所要チャンネル・系統数</th> <th colspan="3">所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置^{※2}</th> <th colspan="3">確認事項</th> </tr> <tr> <th>条件</th> <th>措置</th> <th>完了時間</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="11">5. 給水隔離</td></tr> <tr> <td>a. 給水隔離作動論理回路</td><td>—</td><td>モード1、2 (e)及び3(e)</td><td>2系統^{※14}</td><td>A. 1系統が動作不能である場合</td><td>A. 1 保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことがある。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td><td>6時間 12時間 36時間</td><td>機能検査を実施する。</td><td>定期検査時</td><td>保修課長</td></tr> <tr> <td>b. 蒸気発生器水位異常高</td><td>計器スパンの80%以下</td><td>モード1、2 (e)及び3(e)</td><td>1基当たり <u>3</u></td><td>A. 1チャンネルが動作不能である場合</td><td>A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td><td>6時間 12時間 36時間</td><td>設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。</td><td>定期検査時 1日に1回</td><td>保修課長 当直課長</td></tr> <tr> <td>c. 非常用炉心冷却系作動</td><td colspan="4" style="text-align: center;">機能1. 非常用炉心冷却系を参照</td><td>A. 1チャンネルが動作不能である場合</td><td>A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td><td>6時間 12時間 36時間</td><td>設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。</td><td>定期検査時 1日に1回</td></tr> <tr> <td>d. 1次冷却材平均温度低と原子炉トリップの一一致</td><td>1次冷却材平均温度低</td><td>286.1 °C以上</td><td>モード1、2 (f)及び3(f)</td><td>3</td><td>A. 1チャンネルが動作不能である場合</td><td>A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td><td>6時間 12時間 36時間</td><td>設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。</td><td>定期検査時 1日に1回</td></tr> <tr> <td>原子炉トリップ</td><td colspan="10" style="text-align: center;">表 33-2 原子炉保護系計装を参照</td></tr> </tbody> </table>											機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当	5. 給水隔離											a. 給水隔離作動論理回路	—	モード1、2 (e)及び3(e)	2系統 ^{※14}	A. 1系統が動作不能である場合	A. 1 保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことがある。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	6時間 12時間 36時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長	b. 蒸気発生器水位異常高	計器スパンの80%以下	モード1、2 (e)及び3(e)	1基当たり <u>3</u>	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	6時間 12時間 36時間	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1日に1回	保修課長 当直課長	c. 非常用炉心冷却系作動	機能1. 非常用炉心冷却系を参照				A. 1チャンネルが動作不能である場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	6時間 12時間 36時間	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1日に1回	d. 1次冷却材平均温度低と原子炉トリップの一一致	1次冷却材平均温度低	286.1 °C以上	モード1、2 (f)及び3(f)	3	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	6時間 12時間 36時間	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1日に1回	原子炉トリップ	表 33-2 原子炉保護系計装を参照									
機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項																																																																																	
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当																																																																															
5. 給水隔離																																																																																								
a. 給水隔離作動論理回路	—	モード1、2 (e)及び3(e)	2系統 ^{※14}	A. 1系統が動作不能である場合	A. 1 保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことがある。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	6時間 12時間 36時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長																																																																															
b. 蒸気発生器水位異常高	計器スパンの80%以下	モード1、2 (e)及び3(e)	1基当たり <u>3</u>	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	6時間 12時間 36時間	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1日に1回	保修課長 当直課長																																																																															
c. 非常用炉心冷却系作動	機能1. 非常用炉心冷却系を参照				A. 1チャンネルが動作不能である場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	6時間 12時間 36時間	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1日に1回																																																																															
d. 1次冷却材平均温度低と原子炉トリップの一一致	1次冷却材平均温度低	286.1 °C以上	モード1、2 (f)及び3(f)	3	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	6時間 12時間 36時間	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1日に1回																																																																															
原子炉トリップ	表 33-2 原子炉保護系計装を参照																																																																																							

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

考 備	備 考	<ul style="list-style-type: none"> 1号炉及び2号炉の原子炉安全保護盤取替工事に伴う変更 																																																																
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機能</th><th rowspan="3">設定値 1号炉及び2号炉</th><th rowspan="3">適用モード</th><th rowspan="3">所要チャンネル・系統数</th><th colspan="3">所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置^{※2}</th><th colspan="3">確認事項</th></tr> <tr> <th>条件</th><th>措置</th><th>完了時間</th><th>項目</th><th>頻度</th><th>担当</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="10" style="text-align: center;">6. インターロック</td></tr> <tr> <td>a. P-6</td><td>中間領域中性子束 $7.5 \times 10^{-11} \sim 1.3 \times 10^{-10}$ A</td><td>モード1及び2(b)</td><td>2</td><td>A. 1 チャンネル以上が動作不能である場合^{※19}</td><td>A. 1 保修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td><td>1時間 B. 1 当直課長はモード3にする。</td><td>設定値確認及び機能検査を実施する。</td><td>定期検査時</td><td>保修課長</td></tr> <tr> <td>b. P-11</td><td>加圧器圧力 13.729 ± 0.0325 MPa[gage]</td><td>モード1、2及び3(a)</td><td>4</td><td>A. 1 チャンネル以上が動作不能である場合^{※19}</td><td>A. 1 保修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td><td>1時間 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。</td><td>設定値確認及び機能検査を実施する。</td><td>定期検査時</td><td>保修課長</td></tr> <tr> <td>c. P-12</td><td>1次冷却材平均温度 283.9 ± 0.25 °C</td><td>モード1、2及び3(d)</td><td>4</td><td>A. 1 チャンネル以上が動作不能である場合^{※19}</td><td>A. 1 保修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td><td>1時間 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。</td><td>設定値確認及び機能検査を実施する。</td><td>定期検査時</td><td>保修課長</td></tr> </tbody> </table>											機能	設定値 1号炉及び2号炉	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当	6. インターロック										a. P-6	中間領域中性子束 $7.5 \times 10^{-11} \sim 1.3 \times 10^{-10}$ A	モード1及び2(b)	2	A. 1 チャンネル以上が動作不能である場合 ^{※19}	A. 1 保修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	1時間 B. 1 当直課長はモード3にする。	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長	b. P-11	加圧器圧力 13.729 ± 0.0325 MPa[gage]	モード1、2及び3(a)	4	A. 1 チャンネル以上が動作不能である場合 ^{※19}	A. 1 保修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	1時間 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長	c. P-12	1次冷却材平均温度 283.9 ± 0.25 °C	モード1、2及び3(d)	4	A. 1 チャンネル以上が動作不能である場合 ^{※19}	A. 1 保修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	1時間 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。	設定値確認及び機能検査を実施する。
機能	設定値 1号炉及び2号炉	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項																																																											
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当																																																									
6. インターロック																																																																		
a. P-6	中間領域中性子束 $7.5 \times 10^{-11} \sim 1.3 \times 10^{-10}$ A	モード1及び2(b)	2	A. 1 チャンネル以上が動作不能である場合 ^{※19}	A. 1 保修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	1時間 B. 1 当直課長はモード3にする。	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長																																																									
b. P-11	加圧器圧力 13.729 ± 0.0325 MPa[gage]	モード1、2及び3(a)	4	A. 1 チャンネル以上が動作不能である場合 ^{※19}	A. 1 保修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	1時間 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長																																																									
c. P-12	1次冷却材平均温度 283.9 ± 0.25 °C	モード1、2及び3(d)	4	A. 1 チャンネル以上が動作不能である場合 ^{※19}	A. 1 保修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	1時間 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長																																																									
<small>※19: インターロックにおける「動作不能である場合」とは、チャンネル故障あるいは出力側の故障により関連する作動機能が確保されない場合（手動ブロック許可信号が誤発信した場合を含む）をいう。</small>																																																																		
変 更	後																																																																	
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">設定値 1号炉及び2号炉</th> <th rowspan="2">適用モード</th> <th rowspan="2">所要チャンネル・系統数</th> <th colspan="3">所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置^{※2}</th> <th colspan="3">確認事項</th> </tr> <tr> <th>条件</th> <th>措置</th> <th>完了時間</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="10" style="text-align: center;">6. インターロック</td></tr> <tr> <td>a. P-6</td><td>中間領域中性子束 $7.5 \times 10^{-11} \sim 1.3 \times 10^{-10}$ A</td><td>モード1及び2(b)</td><td>2</td><td>A. 1 チャンネル以上が動作不能である場合^{※17}</td><td>A. 1 保修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td><td>1時間 B. 1 当直課長はモード3にする。</td><td>設定値確認及び機能検査を実施する。</td><td>定期検査時</td><td>保修課長</td></tr> <tr> <td>b. P-11</td><td>加圧器圧力 13.729 ± 0.0325 MPa[gage]</td><td>モード1、2及び3(a)</td><td>3</td><td>A. 1 チャンネル以上が動作不能である場合^{※17}</td><td>A. 1 保修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td><td>1時間 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。</td><td>設定値確認及び機能検査を実施する。</td><td>定期検査時</td><td>保修課長</td></tr> <tr> <td>c. P-12</td><td>1次冷却材平均温度 283.9 ± 0.25 °C</td><td>モード1、2及び3(d)</td><td>3</td><td>A. 1 チャンネル以上が動作不能である場合^{※17}</td><td>A. 1 保修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td><td>1時間 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。</td><td>設定値確認及び機能検査を実施する。</td><td>定期検査時</td><td>保修課長</td></tr> </tbody> </table>											機能	設定値 1号炉及び2号炉	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当	6. インターロック										a. P-6	中間領域中性子束 $7.5 \times 10^{-11} \sim 1.3 \times 10^{-10}$ A	モード1及び2(b)	2	A. 1 チャンネル以上が動作不能である場合 ^{※17}	A. 1 保修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	1時間 B. 1 当直課長はモード3にする。	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長	b. P-11	加圧器圧力 13.729 ± 0.0325 MPa[gage]	モード1、2及び3(a)	3	A. 1 チャンネル以上が動作不能である場合 ^{※17}	A. 1 保修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	1時間 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長	c. P-12	1次冷却材平均温度 283.9 ± 0.25 °C	モード1、2及び3(d)	3	A. 1 チャンネル以上が動作不能である場合 ^{※17}	A. 1 保修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	1時間 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。	設定値確認及び機能検査を実施する。
機能	設定値 1号炉及び2号炉	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項																																																											
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当																																																									
6. インターロック																																																																		
a. P-6	中間領域中性子束 $7.5 \times 10^{-11} \sim 1.3 \times 10^{-10}$ A	モード1及び2(b)	2	A. 1 チャンネル以上が動作不能である場合 ^{※17}	A. 1 保修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	1時間 B. 1 当直課長はモード3にする。	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長																																																									
b. P-11	加圧器圧力 13.729 ± 0.0325 MPa[gage]	モード1、2及び3(a)	3	A. 1 チャンネル以上が動作不能である場合 ^{※17}	A. 1 保修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	1時間 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長																																																									
c. P-12	1次冷却材平均温度 283.9 ± 0.25 °C	モード1、2及び3(d)	3	A. 1 チャンネル以上が動作不能である場合 ^{※17}	A. 1 保修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	1時間 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長																																																									
<small>※17: インターロックにおける「動作不能である場合」とは、チャンネル故障あるいは出力側の故障により関連する作動機能が確保されない場合（手動ブロック許可信号が誤発信した場合を含む）をいう。</small>																																																																		
変 更	前																																																																	

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

考 備	<p>・1号炉及び2号炉の原子炉安全保護盤取替工事に伴う変更</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		適用モード	所要チャネル数	所要チャネル数を満足できない場合の措置 ^{※20}	確認事項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
表 33-4 事故時監視計装																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>機能</th><th>適用モード</th><th>所要チャネル数</th><th>所要チャネル数を満足できない場合の措置^{※20}</th><th>確認事項</th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">1次冷却系計装^{※21}</td><td>1次冷却材圧力（広域）</td><td rowspan="4">モード1、2及び3</td><td>2</td><td>A. 1 チャンネルの計器が動作不能である場合</td><td>A.1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。</td><td>機能検査を実施する。</td><td>定期検査時</td><td>保修課長</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>加圧器水位</td><td>2</td><td></td><td>B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td><td>B.1 保修課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。</td><td>速やかに</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>1次冷却材温度（広域）（高温側）</td><td>3</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>1次冷却材温度（広域）（低温側）</td><td>3</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="4">化学体積制御系計装^{※21}</td><td>ほう酸タンク水位</td><td rowspan="4">各ライン2</td><td>4</td><td></td><td>C. 1つの機能が動作不能である場合</td><td>C.1 保修課長は、当該機能の1チャンネルを動作可能な状態にする。又は、代替の監視手段を確保する。</td><td>10日</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>主蒸気ライン圧力</td><td>2</td><td></td><td>D. 条件Cの措置を完了時間内に達成できない場合</td><td>D.1 当直課長は、モード3にする。 D.2 当直課長は、モード4にする。</td><td>12時間</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>復水タンク水位</td><td>3</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>蒸気発生器水位（広域）</td><td>各SG2</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="4">主蒸気及び給水、補助給水系計装^{※21}</td><td>蒸気発生器水位（狭域）</td><td rowspan="4"></td><td>3</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>補助給水流量</td><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>燃料取替用水系計装^{※21}</td><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>燃料取替用水タンク水位</td><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="4">原子炉格納容器関連計装^{※21}</td><td>格納容器再循環サンプ水位（広域）</td><td rowspan="4"></td><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>格納容器再循環サンプ水位（狭域）</td><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>格納容器圧力</td><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>格納容器内温度</td><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="4">原子炉格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）</td><td>格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）</td><td rowspan="4"></td><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）</td><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>原子炉補機冷却系計装^{※21}</td><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水サーヴィタンク水位</td><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="4">制御用空気系計装</td><td>制御用空気圧力</td><td rowspan="4"></td><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>蒸気発生器水位（広域）</td><td>4</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>蒸気発生器水位（狭域）</td><td>4</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>補助給水流量</td><td>4</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="4">非常用炉心冷却系計装^{※21}</td><td>燃料取替用水タンク水位</td><td rowspan="4"></td><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>格納容器再循環サンプ水位（広域）</td><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>格納容器再循環サンプ水位（狭域）</td><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>格納容器圧力</td><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="4">原子炉格納容器内温度</td><td>格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）</td><td rowspan="4"></td><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）</td><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>原子炉補機冷却系計装^{※19}</td><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水サーヴィタンク水位</td><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="4">制御用空気系計装</td><td>制御用空気圧力</td><td rowspan="4"></td><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>蒸気発生器水位（広域）</td><td>4</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>蒸気発生器水位（狭域）</td><td>4</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>補助給水流量</td><td>4</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="4">非常用炉心冷却系計装^{※19}</td><td>燃料取替用水タンク水位</td><td rowspan="4"></td><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>格納容器再循環サンプ水位（広域）</td><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>格納容器再循環サンプ水位（狭域）</td><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>格納容器圧力</td><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="4">原子炉格納容器内温度</td><td>格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）</td><td rowspan="4"></td><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）</td><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>原子炉補機冷却系計装^{※19}</td><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水サーヴィタンク水位</td><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="4">非常用炉心冷却系計装^{※19}</td><td>高压安全注入流量</td><td rowspan="6"></td><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>低压安全注入流量</td><td>4</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>高压安全注入流量</td><td>4</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>低压安全注入流量</td><td>4</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	項目	機能	適用モード	所要チャネル数	所要チャネル数を満足できない場合の措置 ^{※20}	確認事項						1次冷却系計装 ^{※21}	1次冷却材圧力（広域）	モード1、2及び3	2	A. 1 チャンネルの計器が動作不能である場合	A.1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長			加圧器水位	2		B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 保修課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。	速やかに				1次冷却材温度（広域）（高温側）	3								1次冷却材温度（広域）（低温側）	3								化学体積制御系計装 ^{※21}	ほう酸タンク水位	各ライン2	4		C. 1つの機能が動作不能である場合	C.1 保修課長は、当該機能の1チャンネルを動作可能な状態にする。又は、代替の監視手段を確保する。	10日				主蒸気ライン圧力	2		D. 条件Cの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直課長は、モード3にする。 D.2 当直課長は、モード4にする。	12時間				復水タンク水位	3								蒸気発生器水位（広域）	各SG2								主蒸気及び給水、補助給水系計装 ^{※21}	蒸気発生器水位（狭域）		3								補助給水流量	2								燃料取替用水系計装 ^{※21}	2								燃料取替用水タンク水位	2								原子炉格納容器関連計装 ^{※21}	格納容器再循環サンプ水位（広域）		2								格納容器再循環サンプ水位（狭域）	2								格納容器圧力	2								格納容器内温度	2								原子炉格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）	格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）		2								格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）	2								原子炉補機冷却系計装 ^{※21}	2								原子炉補機冷却水サーヴィタンク水位	2								制御用空気系計装	制御用空気圧力		2								蒸気発生器水位（広域）	4								蒸気発生器水位（狭域）	4								補助給水流量	4								非常用炉心冷却系計装 ^{※21}	燃料取替用水タンク水位		2								格納容器再循環サンプ水位（広域）	2								格納容器再循環サンプ水位（狭域）	2								格納容器圧力	2								原子炉格納容器内温度	格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）		2								格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）	2								原子炉補機冷却系計装 ^{※19}	2								原子炉補機冷却水サーヴィタンク水位	2								制御用空気系計装	制御用空気圧力		2								蒸気発生器水位（広域）	4								蒸気発生器水位（狭域）	4								補助給水流量	4								非常用炉心冷却系計装 ^{※19}	燃料取替用水タンク水位		2								格納容器再循環サンプ水位（広域）	2								格納容器再循環サンプ水位（狭域）	2								格納容器圧力	2								原子炉格納容器内温度	格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）		2								格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）	2								原子炉補機冷却系計装 ^{※19}	2								原子炉補機冷却水サーヴィタンク水位	2								非常用炉心冷却系計装 ^{※19}	高压安全注入流量		2								低压安全注入流量	4								高压安全注入流量	4								低压安全注入流量	4							
項目	機能	適用モード	所要チャネル数	所要チャネル数を満足できない場合の措置 ^{※20}	確認事項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
1次冷却系計装 ^{※21}	1次冷却材圧力（広域）	モード1、2及び3	2	A. 1 チャンネルの計器が動作不能である場合	A.1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	加圧器水位		2		B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 保修課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。	速やかに																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	1次冷却材温度（広域）（高温側）		3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	1次冷却材温度（広域）（低温側）		3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
化学体積制御系計装 ^{※21}	ほう酸タンク水位	各ライン2	4		C. 1つの機能が動作不能である場合	C.1 保修課長は、当該機能の1チャンネルを動作可能な状態にする。又は、代替の監視手段を確保する。	10日																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	主蒸気ライン圧力		2		D. 条件Cの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直課長は、モード3にする。 D.2 当直課長は、モード4にする。	12時間																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	復水タンク水位		3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	蒸気発生器水位（広域）		各SG2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
主蒸気及び給水、補助給水系計装 ^{※21}	蒸気発生器水位（狭域）		3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	補助給水流量		2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	燃料取替用水系計装 ^{※21}		2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	燃料取替用水タンク水位		2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
原子炉格納容器関連計装 ^{※21}	格納容器再循環サンプ水位（広域）		2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	格納容器再循環サンプ水位（狭域）		2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	格納容器圧力		2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	格納容器内温度		2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
原子炉格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）	格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）		2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）		2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	原子炉補機冷却系計装 ^{※21}		2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	原子炉補機冷却水サーヴィタンク水位		2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
制御用空気系計装	制御用空気圧力		2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	蒸気発生器水位（広域）		4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	蒸気発生器水位（狭域）		4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	補助給水流量		4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
非常用炉心冷却系計装 ^{※21}	燃料取替用水タンク水位		2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	格納容器再循環サンプ水位（広域）		2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	格納容器再循環サンプ水位（狭域）		2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	格納容器圧力		2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
原子炉格納容器内温度	格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）		2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）		2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	原子炉補機冷却系計装 ^{※19}		2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	原子炉補機冷却水サーヴィタンク水位		2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
制御用空気系計装	制御用空気圧力		2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	蒸気発生器水位（広域）		4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	蒸気発生器水位（狭域）		4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	補助給水流量		4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
非常用炉心冷却系計装 ^{※19}	燃料取替用水タンク水位		2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	格納容器再循環サンプ水位（広域）		2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	格納容器再循環サンプ水位（狭域）		2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	格納容器圧力		2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
原子炉格納容器内温度	格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）		2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）		2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	原子炉補機冷却系計装 ^{※19}		2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	原子炉補機冷却水サーヴィタンク水位		2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
非常用炉心冷却系計装 ^{※19}	高压安全注入流量		2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	低压安全注入流量		4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	高压安全注入流量		4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	低压安全注入流量		4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
<p>※20 : チャンネルごと、機能ごとに個別の条件が適用される。</p> <p>※21 : 各計装が動作不能時は、第 83 条（表 83-16）の運転上の制限も確認する。</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
表 33-4 事故時監視計装																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>機能</th><th>適用モード</th><th>所要チャネル数</th><th>所要チャネル数を満足できない場合の措置^{※18}</th><th>確認事項</th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">1次冷却系計装^{※19}</td><td>1次冷却材圧力（広域）</td><td rowspan="4">モード1、2及び3</td><td>2</td><td>A. 1 チャンネルの計器が動作不能である場合</td><td>A.1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。</td><td>機能検査を実施する。</td><td>定期検査時</td><td>保修課長</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>加圧器水位</td><td>2</td><td></td><td>B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td><td>B.1 保修課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。</td><td>速やかに</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>1次冷却材温度（広域）（高温側）</td><td>3</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>1次冷却材温度（広域）（低温側）</td><td>3</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="4">化学体積制御系計装^{※19}</td><td>ほう酸タンク水位</td><td rowspan="4">各ライン2</td><td>4</td><td></td><td>C. 1つの機能が動作不能である場合</td><td>C.1 保修課長は、当該機能の1チャンネルを動作可能な状態にする。又は、代替の監視手段を確保する。</td><td>10日</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>主蒸気ライン圧力</td><td>2</td><td></td><td>D. 条件Cの措置を完了時間内に達成できない場合</td><td>D.1 当直課長は、モード3にする。 D.2 当直課長は、モード4にする。</td><td>12時間</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>復水タンク水位</td><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>蒸気発生器水位（広域）</td><td>3</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="4">主蒸気及び給水、補助給水系計装^{※19}</td><td>蒸気発生器水位（狭域）</td><td rowspan="4">各SG2</td><td>3</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>補助給水流量</td><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>燃料取替用水系計装^{※19}</td><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>燃料取替用水タンク水位</td><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="4">原子炉格納容器関連計装^{※19}</td><td>格納容器再循環サンプ水位（広域）</td><td rowspan="4"></td><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>格納容器再循環サンプ水位（狭域）</td><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>格納容器圧力</td><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>格納容器内温度</td><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="4">原子炉格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）</td><td>格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）</td><td rowspan="4"></td><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）</td><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>原子炉補機冷却系計装^{※19}</td><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水サーヴィタンク水位</td><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="4">制御用空気系計装</td><td>制御用空気圧力</td><td rowspan="4"></td><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>蒸気発生器水位（広域）</td><td>4</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>蒸気発生器水位（狭域）</td><td>4</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>補助給水流量</td><td>4</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="4">非常用炉心冷却系計装^{※19}</td><td>燃料取替用水タンク水位</td><td rowspan="4"></td><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>格納容器再循環サンプ水位（広域）</td><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>格納容器再循環サンプ水位（狭域）</td><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>格納容器圧力</td><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="3">原子炉格納容器内温度</td><td>格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）</td><td rowspan="3"></td><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）</td><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>原子炉補機冷却系計装^{※19}</td><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody></table>	項目	機能	適用モード	所要チャネル数	所要チャネル数を満足できない場合の措置 ^{※18}	確認事項						1次冷却系計装 ^{※19}	1次冷却材圧力（広域）	モード1、2及び3	2	A. 1 チャンネルの計器が動作不能である場合	A.1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長			加圧器水位	2		B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 保修課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。	速やかに				1次冷却材温度（広域）（高温側）	3								1次冷却材温度（広域）（低温側）	3								化学体積制御系計装 ^{※19}	ほう酸タンク水位	各ライン2	4		C. 1つの機能が動作不能である場合	C.1 保修課長は、当該機能の1チャンネルを動作可能な状態にする。又は、代替の監視手段を確保する。	10日				主蒸気ライン圧力	2		D. 条件Cの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直課長は、モード3にする。 D.2 当直課長は、モード4にする。	12時間				復水タンク水位	2								蒸気発生器水位（広域）	3								主蒸気及び給水、補助給水系計装 ^{※19}	蒸気発生器水位（狭域）	各SG2	3								補助給水流量	2								燃料取替用水系計装 ^{※19}	2								燃料取替用水タンク水位	2								原子炉格納容器関連計装 ^{※19}	格納容器再循環サンプ水位（広域）		2								格納容器再循環サンプ水位（狭域）	2								格納容器圧力	2								格納容器内温度	2								原子炉格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）	格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）		2								格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）	2								原子炉補機冷却系計装 ^{※19}	2								原子炉補機冷却水サーヴィタンク水位	2								制御用空気系計装	制御用空気圧力		2								蒸気発生器水位（広域）	4								蒸気発生器水位（狭域）	4								補助給水流量	4								非常用炉心冷却系計装 ^{※19}	燃料取替用水タンク水位		2								格納容器再循環サンプ水位（広域）	2								格納容器再循環サンプ水位（狭域）	2								格納容器圧力	2								原子炉格納容器内温度	格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）		2								格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）	2								原子炉補機冷却系計装 ^{※19}	2																																																																																																																																																																								
項目	機能	適用モード	所要チャネル数	所要チャネル数を満足できない場合の措置 ^{※18}	確認事項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
1次冷却系計装 ^{※19}	1次冷却材圧力（広域）	モード1、2及び3	2	A. 1 チャンネルの計器が動作不能である場合	A.1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	加圧器水位		2		B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 保修課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。	速やかに																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	1次冷却材温度（広域）（高温側）		3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	1次冷却材温度（広域）（低温側）		3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
化学体積制御系計装 ^{※19}	ほう酸タンク水位	各ライン2	4		C. 1つの機能が動作不能である場合	C.1 保修課長は、当該機能の1チャンネルを動作可能な状態にする。又は、代替の監視手段を確保する。	10日																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	主蒸気ライン圧力		2		D. 条件Cの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直課長は、モード3にする。 D.2 当直課長は、モード4にする。	12時間																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	復水タンク水位		2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	蒸気発生器水位（広域）		3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
主蒸気及び給水、補助給水系計装 ^{※19}	蒸気発生器水位（狭域）	各SG2	3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	補助給水流量		2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	燃料取替用水系計装 ^{※19}		2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	燃料取替用水タンク水位		2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
原子炉格納容器関連計装 ^{※19}	格納容器再循環サンプ水位（広域）		2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	格納容器再循環サンプ水位（狭域）		2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	格納容器圧力		2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	格納容器内温度		2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
原子炉格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）	格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）		2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）		2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	原子炉補機冷却系計装 ^{※19}		2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	原子炉補機冷却水サーヴィタンク水位		2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
制御用空気系計装	制御用空気圧力		2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	蒸気発生器水位（広域）		4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	蒸気発生器水位（狭域）		4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	補助給水流量		4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
非常用炉心冷却系計装 ^{※19}	燃料取替用水タンク水位		2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	格納容器再循環サンプ水位（広域）		2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	格納容器再循環サンプ水位（狭域）		2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	格納容器圧力		2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
原子炉格納容器内温度	格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）		2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）		2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	原子炉補機冷却系計装 ^{※19}		2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

考 備	<p>1号炉及び2号炉の原子炉安全保護盤取替工事に伴う変更</p>																																																			
変 更 後		<p>表 33-6 中央制御室非常用循環系計装</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">設定値 1号炉及び2号炉</th> <th rowspan="2">適用モード</th> <th rowspan="2">所要チャンネル・系統数 所要の中央制御室非常用循環系につき 2 系統^{※18}</th> <th colspan="3">所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置^{※2}</th> <th colspan="3">確認事項</th> </tr> <tr> <th>条件</th> <th>措置</th> <th>完了時間</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 中央制御室非常用循環系作動論理回路</td><td>—</td><td>モード 1、2、3、4及び使用済燃料ビットでの照射済燃料移動中</td><td>A. 1 系統が動作不能である場合 B. 2 系統が動作不能である場合 C. モード 1、2、3及び4において条件 A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合 D. 使用済燃料ビットでの照射済燃料移動中において条件 A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合</td><td>A. I 保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。 B. I 保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。 C. I 当直課長は、中央制御室非常用循環ファンを起動させる。 D. I 当直課長は、中央制御室非常用循環ファンを起動させる。 又は D. 2 保修課長は、照射済燃料の移動を中止する^{※12}。</td><td>30 日 10 日 速やかに 速やかに 速やかに 速やかに</td><td>機能検査を実施する。</td><td>定期検査時</td><td>保修課長</td></tr> <tr> <td>2. 手動起動</td><td>—</td><td>モード 1、2、3、4及び使用済燃料ビットでの照射済燃料移動中</td><td>A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 2 チャンネルが動作不能である場合 C. モード 1、2、3及び4において条件 A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合 D. 使用済燃料ビットでの照射済燃料移動中において条件 A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合</td><td>A. I 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. I 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 C. I 当直課長は、中央制御室非常用循環ファンを起動させる。 D. I 当直課長は、中央制御室非常用循環ファンを起動させる。 又は D. 2 保修課長は、照射済燃料の移動を中止する^{※12}。</td><td>30 日 10 日 速やかに 速やかに 速やかに 速やかに</td><td>機能検査を実施する。</td><td>定期検査時</td><td>保修課長</td></tr> <tr> <td>3. 非常用炉心冷却系作動</td><td colspan="8">表 33-3 機能 1. 非常用炉心冷却系を参照</td></tr> </tbody> </table>								機能	設定値 1号炉及び2号炉	適用モード	所要チャンネル・系統数 所要の中央制御室非常用循環系につき 2 系統 ^{※18}	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当	1. 中央制御室非常用循環系作動論理回路	—	モード 1、2、3、4及び使用済燃料ビットでの照射済燃料移動中	A. 1 系統が動作不能である場合 B. 2 系統が動作不能である場合 C. モード 1、2、3及び4において条件 A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合 D. 使用済燃料ビットでの照射済燃料移動中において条件 A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合	A. I 保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。 B. I 保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。 C. I 当直課長は、中央制御室非常用循環ファンを起動させる。 D. I 当直課長は、中央制御室非常用循環ファンを起動させる。 又は D. 2 保修課長は、照射済燃料の移動を中止する ^{※12} 。	30 日 10 日 速やかに 速やかに 速やかに 速やかに	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長	2. 手動起動	—	モード 1、2、3、4及び使用済燃料ビットでの照射済燃料移動中	A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 2 チャンネルが動作不能である場合 C. モード 1、2、3及び4において条件 A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合 D. 使用済燃料ビットでの照射済燃料移動中において条件 A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合	A. I 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. I 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 C. I 当直課長は、中央制御室非常用循環ファンを起動させる。 D. I 当直課長は、中央制御室非常用循環ファンを起動させる。 又は D. 2 保修課長は、照射済燃料の移動を中止する ^{※12} 。	30 日 10 日 速やかに 速やかに 速やかに 速やかに	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長	3. 非常用炉心冷却系作動	表 33-3 機能 1. 非常用炉心冷却系を参照							
機能	設定値 1号炉及び2号炉	適用モード	所要チャンネル・系統数 所要の中央制御室非常用循環系につき 2 系統 ^{※18}	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項																																													
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当																																											
1. 中央制御室非常用循環系作動論理回路	—	モード 1、2、3、4及び使用済燃料ビットでの照射済燃料移動中	A. 1 系統が動作不能である場合 B. 2 系統が動作不能である場合 C. モード 1、2、3及び4において条件 A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合 D. 使用済燃料ビットでの照射済燃料移動中において条件 A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合	A. I 保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。 B. I 保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。 C. I 当直課長は、中央制御室非常用循環ファンを起動させる。 D. I 当直課長は、中央制御室非常用循環ファンを起動させる。 又は D. 2 保修課長は、照射済燃料の移動を中止する ^{※12} 。	30 日 10 日 速やかに 速やかに 速やかに 速やかに	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長																																												
2. 手動起動	—	モード 1、2、3、4及び使用済燃料ビットでの照射済燃料移動中	A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 2 チャンネルが動作不能である場合 C. モード 1、2、3及び4において条件 A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合 D. 使用済燃料ビットでの照射済燃料移動中において条件 A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合	A. I 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. I 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 C. I 当直課長は、中央制御室非常用循環ファンを起動させる。 D. I 当直課長は、中央制御室非常用循環ファンを起動させる。 又は D. 2 保修課長は、照射済燃料の移動を中止する ^{※12} 。	30 日 10 日 速やかに 速やかに 速やかに 速やかに	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長																																												
3. 非常用炉心冷却系作動	表 33-3 機能 1. 非常用炉心冷却系を参照																																																			
変 更 前		<p>表 33-6 中央制御室非常用循環系計装</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">設定値 1号炉及び2号炉</th> <th rowspan="2">適用モード</th> <th rowspan="2">所要チャンネル・系統数 所要の中央制御室非常用循環系につき 2 系統^{※14}</th> <th colspan="3">所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置^{※2}</th> <th colspan="3">確認事項</th> </tr> <tr> <th>条件</th> <th>措置</th> <th>完了時間</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 中央制御室非常用循環系作動論理回路</td><td>—</td><td>モード 1、2、3、4及び使用済燃料ビットでの照射済燃料移動中</td><td>A. 1 系統が動作不能である場合 B. 2 系統が動作不能である場合 C. モード 1、2、3及び4において条件 A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合 D. 使用済燃料ビットでの照射済燃料移動中において条件 A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合</td><td>A. I 保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。 B. I 保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。 C. I 当直課長は、中央制御室非常用循環ファンを起動させる。 D. I 当直課長は、中央制御室非常用循環ファンを起動させる。 又は D. 2 保修課長は、照射済燃料の移動を中止する^{※10}。</td><td>30 日 10 日 速やかに 速やかに 速やかに 速やかに</td><td>機能検査を実施する。</td><td>定期検査時</td><td>保修課長</td></tr> <tr> <td>2. 手動起動</td><td>—</td><td>モード 1、2、3、4及び使用済燃料ビットでの照射済燃料移動中</td><td>A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 2 チャンネルが動作不能である場合 C. モード 1、2、3及び4において条件 A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合 D. 使用済燃料ビットでの照射済燃料移動中において条件 A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合</td><td>A. I 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. I 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 C. I 当直課長は、中央制御室非常用循環ファンを起動させる。 D. I 当直課長は、中央制御室非常用循環ファンを起動させる。 又は D. 2 保修課長は、照射済燃料の移動を中止する^{※10}。</td><td>30 日 10 日 速やかに 速やかに 速やかに 速やかに</td><td>機能検査を実施する。</td><td>定期検査時</td><td>保修課長</td></tr> <tr> <td>3. 非常用炉心冷却系作動</td><td colspan="8">表 33-3 機能 1. 非常用炉心冷却系を参照</td></tr> </tbody> </table>								機能	設定値 1号炉及び2号炉	適用モード	所要チャンネル・系統数 所要の中央制御室非常用循環系につき 2 系統 ^{※14}	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当	1. 中央制御室非常用循環系作動論理回路	—	モード 1、2、3、4及び使用済燃料ビットでの照射済燃料移動中	A. 1 系統が動作不能である場合 B. 2 系統が動作不能である場合 C. モード 1、2、3及び4において条件 A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合 D. 使用済燃料ビットでの照射済燃料移動中において条件 A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合	A. I 保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。 B. I 保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。 C. I 当直課長は、中央制御室非常用循環ファンを起動させる。 D. I 当直課長は、中央制御室非常用循環ファンを起動させる。 又は D. 2 保修課長は、照射済燃料の移動を中止する ^{※10} 。	30 日 10 日 速やかに 速やかに 速やかに 速やかに	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長	2. 手動起動	—	モード 1、2、3、4及び使用済燃料ビットでの照射済燃料移動中	A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 2 チャンネルが動作不能である場合 C. モード 1、2、3及び4において条件 A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合 D. 使用済燃料ビットでの照射済燃料移動中において条件 A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合	A. I 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. I 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 C. I 当直課長は、中央制御室非常用循環ファンを起動させる。 D. I 当直課長は、中央制御室非常用循環ファンを起動させる。 又は D. 2 保修課長は、照射済燃料の移動を中止する ^{※10} 。	30 日 10 日 速やかに 速やかに 速やかに 速やかに	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長	3. 非常用炉心冷却系作動	表 33-3 機能 1. 非常用炉心冷却系を参照							
機能	設定値 1号炉及び2号炉	適用モード	所要チャンネル・系統数 所要の中央制御室非常用循環系につき 2 系統 ^{※14}	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項																																													
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当																																											
1. 中央制御室非常用循環系作動論理回路	—	モード 1、2、3、4及び使用済燃料ビットでの照射済燃料移動中	A. 1 系統が動作不能である場合 B. 2 系統が動作不能である場合 C. モード 1、2、3及び4において条件 A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合 D. 使用済燃料ビットでの照射済燃料移動中において条件 A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合	A. I 保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。 B. I 保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。 C. I 当直課長は、中央制御室非常用循環ファンを起動させる。 D. I 当直課長は、中央制御室非常用循環ファンを起動させる。 又は D. 2 保修課長は、照射済燃料の移動を中止する ^{※10} 。	30 日 10 日 速やかに 速やかに 速やかに 速やかに	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長																																												
2. 手動起動	—	モード 1、2、3、4及び使用済燃料ビットでの照射済燃料移動中	A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 2 チャンネルが動作不能である場合 C. モード 1、2、3及び4において条件 A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合 D. 使用済燃料ビットでの照射済燃料移動中において条件 A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合	A. I 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. I 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 C. I 当直課長は、中央制御室非常用循環ファンを起動させる。 D. I 当直課長は、中央制御室非常用循環ファンを起動させる。 又は D. 2 保修課長は、照射済燃料の移動を中止する ^{※10} 。	30 日 10 日 速やかに 速やかに 速やかに 速やかに	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長																																												
3. 非常用炉心冷却系作動	表 33-3 機能 1. 非常用炉心冷却系を参照																																																			

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

考 備	<ul style="list-style-type: none"> ・1号炉及び2号炉の原子炉安全保護盤取替工事に伴う変更 																																						
変 更 後	<p>表 33-7 中央制御室外原子炉停止装置</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">適用モード</th> <th colspan="3">機能を満足できない場合の措置^{※22}</th> <th colspan="3">確認事項</th> </tr> <tr> <th>条件</th> <th>措置</th> <th>完了時間</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ほう酸ポンプ</td> <td>モード1、2及び3</td> <td>A. 1つの機能が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>A.1 保修課長は、当該機能を動作可能な状態にする。 B.1 当直課長は、モード3にする。 及び B.2 当直課長は、モード4にする。</td> <td>30日 12時間 36時間</td> <td>機能検査を実施する。</td> <td>定期検査時</td> <td>保修課長</td> </tr> <tr> <td>充てん／高圧注入ポンプ 抽出オリフィス隔離弁 海水ポンプ 原子炉補機冷却水ポンプ 加圧器後備ヒータ 電動補助給水ポンプ</td> <td>モード1、2、3及び4</td> <td>A. 1つの機能が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>A.1 保修課長は、当該機能を動作可能な状態にする。 B.1 当直課長は、モード3にする。 及び B.2 当直課長は、モード5にする。</td> <td>30日 12時間 56時間</td> <td>機能検査を実施する。</td> <td>定期検査時</td> <td>保修課長</td> </tr> <tr> <td>余熱除去ポンプ</td> <td>モード4</td> <td>A. 1つの機能が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>A.1 保修課長は、当該機能を動作可能な状態にする。 B.1 当直課長は、モード5にする。</td> <td>30日 56時間</td> <td>機能検査を実施する。</td> <td>定期検査時</td> <td>保修課長</td> </tr> </tbody> </table> <p>※22：機能ごとに個別の条件が適用される。</p>	機能	適用モード	機能を満足できない場合の措置 ^{※22}			確認事項			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当	ほう酸ポンプ	モード1、2及び3	A. 1つの機能が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 保修課長は、当該機能を動作可能な状態にする。 B.1 当直課長は、モード3にする。 及び B.2 当直課長は、モード4にする。	30日 12時間 36時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長	充てん／高圧注入ポンプ 抽出オリフィス隔離弁 海水ポンプ 原子炉補機冷却水ポンプ 加圧器後備ヒータ 電動補助給水ポンプ	モード1、2、3及び4	A. 1つの機能が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 保修課長は、当該機能を動作可能な状態にする。 B.1 当直課長は、モード3にする。 及び B.2 当直課長は、モード5にする。	30日 12時間 56時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長	余熱除去ポンプ	モード4	A. 1つの機能が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 保修課長は、当該機能を動作可能な状態にする。 B.1 当直課長は、モード5にする。	30日 56時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長
機能	適用モード			機能を満足できない場合の措置 ^{※22}			確認事項																																
		条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当																																
ほう酸ポンプ	モード1、2及び3	A. 1つの機能が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 保修課長は、当該機能を動作可能な状態にする。 B.1 当直課長は、モード3にする。 及び B.2 当直課長は、モード4にする。	30日 12時間 36時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長																																
充てん／高圧注入ポンプ 抽出オリフィス隔離弁 海水ポンプ 原子炉補機冷却水ポンプ 加圧器後備ヒータ 電動補助給水ポンプ	モード1、2、3及び4	A. 1つの機能が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 保修課長は、当該機能を動作可能な状態にする。 B.1 当直課長は、モード3にする。 及び B.2 当直課長は、モード5にする。	30日 12時間 56時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長																																
余熱除去ポンプ	モード4	A. 1つの機能が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 保修課長は、当該機能を動作可能な状態にする。 B.1 当直課長は、モード5にする。	30日 56時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長																																
変 更 前	<p>表 33-7 中央制御室外原子炉停止装置</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">適用モード</th> <th colspan="3">機能を満足できない場合の措置^{※20}</th> <th colspan="3">確認事項</th> </tr> <tr> <th>条件</th> <th>措置</th> <th>完了時間</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ほう酸ポンプ</td> <td>モード1、2及び3</td> <td>A. 1つの機能が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>A.1 保修課長は、当該機能を動作可能な状態にする。 B.1 当直課長は、モード3にする。 及び B.2 当直課長は、モード4にする。</td> <td>30日 12時間 36時間</td> <td>機能検査を実施する。</td> <td>定期検査時</td> <td>保修課長</td> </tr> <tr> <td>充てん／高圧注入ポンプ 抽出オリフィス隔離弁 海水ポンプ 原子炉補機冷却水ポンプ 加圧器後備ヒータ 電動補助給水ポンプ</td> <td>モード1、2、3及び4</td> <td>A. 1つの機能が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>A.1 保修課長は、当該機能を動作可能な状態にする。 B.1 当直課長は、モード3にする。 及び B.2 当直課長は、モード5にする。</td> <td>30日 12時間 56時間</td> <td>機能検査を実施する。</td> <td>定期検査時</td> <td>保修課長</td> </tr> <tr> <td>余熱除去ポンプ</td> <td>モード4</td> <td>A. 1つの機能が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>A.1 保修課長は、当該機能を動作可能な状態にする。 B.1 当直課長は、モード5にする。</td> <td>30日 56時間</td> <td>機能検査を実施する。</td> <td>定期検査時</td> <td>保修課長</td> </tr> </tbody> </table> <p>※20：機能ごとに個別の条件が適用される。</p>	機能	適用モード	機能を満足できない場合の措置 ^{※20}			確認事項			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当	ほう酸ポンプ	モード1、2及び3	A. 1つの機能が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 保修課長は、当該機能を動作可能な状態にする。 B.1 当直課長は、モード3にする。 及び B.2 当直課長は、モード4にする。	30日 12時間 36時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長	充てん／高圧注入ポンプ 抽出オリフィス隔離弁 海水ポンプ 原子炉補機冷却水ポンプ 加圧器後備ヒータ 電動補助給水ポンプ	モード1、2、3及び4	A. 1つの機能が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 保修課長は、当該機能を動作可能な状態にする。 B.1 当直課長は、モード3にする。 及び B.2 当直課長は、モード5にする。	30日 12時間 56時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長	余熱除去ポンプ	モード4	A. 1つの機能が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 保修課長は、当該機能を動作可能な状態にする。 B.1 当直課長は、モード5にする。	30日 56時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長
機能	適用モード			機能を満足できない場合の措置 ^{※20}			確認事項																																
		条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当																																
ほう酸ポンプ	モード1、2及び3	A. 1つの機能が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 保修課長は、当該機能を動作可能な状態にする。 B.1 当直課長は、モード3にする。 及び B.2 当直課長は、モード4にする。	30日 12時間 36時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長																																
充てん／高圧注入ポンプ 抽出オリフィス隔離弁 海水ポンプ 原子炉補機冷却水ポンプ 加圧器後備ヒータ 電動補助給水ポンプ	モード1、2、3及び4	A. 1つの機能が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 保修課長は、当該機能を動作可能な状態にする。 B.1 当直課長は、モード3にする。 及び B.2 当直課長は、モード5にする。	30日 12時間 56時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長																																
余熱除去ポンプ	モード4	A. 1つの機能が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 保修課長は、当該機能を動作可能な状態にする。 B.1 当直課長は、モード5にする。	30日 56時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長																																

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

考 備	<p>・1号炉及び2号炉の原子炉安全保護盤取替工事に伴う変更</p>							
後 更 變								
機能	適用モード	機能を満足できない場合の措置 ^{※22}			確認事項			
条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当			
加圧器圧力	モード1、2及び3	A. 1つの機能が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 保修課長は、当該機能を動作可能な状態にする。 B.1 当直課長は、モード3にする。 B.2 当直課長は、モード4にする。	30日 12時間 36時間	機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1か月に1回	保修課長 当直課長	
蒸気発生器広域水位 蒸気ライン圧力 加圧器水位	モード1、2、3及び4	A. 1つの機能が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 保修課長は、当該機能を動作可能な状態にする。 B.1 当直課長は、モード3にする。 B.2 当直課長は、モード5にする。	30日 12時間 56時間	機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1か月に1回	保修課長 当直課長	
中性子束（中性子源領域）	モード2（P-6 インターワク未満）、3及び4	A. 1つの機能が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 保修課長は、当該機能を動作可能な状態にする。 B.1 当直課長は、モード3にする。 B.2 当直課長は、モード5にする。	30日 12時間 56時間	機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1か月に1回	保修課長 当直課長	
1次冷却材圧力（広域） 1次冷却材温度（広域）（低温側）	モード3及び4	A. 1つの機能が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 保修課長は、当該機能を動作可能な状態にする。 B.1 当直課長は、モード5にする。	30日 56時間	機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1か月に1回	保修課長 当直課長	
前 更 變								
機能	適用モード	機能を満足できない場合の措置 ^{※20}			確認事項			
条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当			
加圧器圧力	モード1、2及び3	A. 1つの機能が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 保修課長は、当該機能を動作可能な状態にする。 B.1 当直課長は、モード3にする。 B.2 当直課長は、モード4にする。	30日 12時間 36時間	機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1か月に1回	保修課長 当直課長	
蒸気発生器広域水位 蒸気ライン圧力 加圧器水位	モード1、2、3及び4	A. 1つの機能が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 保修課長は、当該機能を動作可能な状態にする。 B.1 当直課長は、モード3にする。 B.2 当直課長は、モード5にする。	30日 12時間 56時間	機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1か月に1回	保修課長 当直課長	
中性子束（中性子源領域）	モード2（P-6 インターワク未満）、3及び4	A. 1つの機能が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 保修課長は、当該機能を動作可能な状態にする。 B.1 当直課長は、モード3にする。 B.2 当直課長は、モード5にする。	30日 12時間 56時間	機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1か月に1回	保修課長 当直課長	
1次冷却材圧力（広域） 1次冷却材温度（広域）（低温側）	モード3及び4	A. 1つの機能が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 保修課長は、当該機能を動作可能な状態にする。 B.1 当直課長は、モード5にする。	30日 56時間	機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1か月に1回	保修課長 当直課長	

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

備考	変更後	変更前	変更
<p>図34-1 過大温度ΔT高及び過大出力ΔT高トリップ設定値制限図</p> <p>・1号炉及び2号炉の原子炉 安全保護盤取替工事に伴う 変更</p>			<p>図34-1 過大温度ΔT高及び過大出力ΔT高トリップ設定値制限図</p>

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考										
<p>(加圧器)</p> <p>第 42 条 モード 1、2 及び 3 において、加圧器は、表 42-1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 加圧器が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 当直課長は、モード 1、2 及び 3 において、12 時間に 1 回、加圧器の水位を確認する。 (2) 当直課長は、モード 1、2 及び 3 において、1 週間に 1 回、加圧器ヒータ 2 系統が所内非常用母線から受電していることを確認する。 3 当直課長は、加圧器が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 42-2 の措置を講じる。 <p>表 42-1 運転上の制限</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">項目</th><th style="width: 70%;">運転上の制限</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">加圧器</td><td style="text-align: center;">(1) 加圧器の水位が計器スパンの <u>92%</u>以下であること※1 (2) 所内非常用母線から受電している加圧器ヒータ 2 系統が動作可能であること</td></tr> </tbody> </table> <p>※1 : 加圧器氣相部消滅操作開始からモード 4 になるまで、及びモード 3 となつてから加圧器氣相部生成操作完了までを除く。</p> <p>表 42-2 運転上の制限</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">条件</th><th style="width: 70%;">要求される措置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">A. 加圧器水位が計器スパンの <u>92%</u>を超えた場合</td><td style="text-align: center;">A. 1 当直課長は、モード 3 にし、原子炉トリップしや断器を開く。 A. 2 当直課長は、モード 4 にする。</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">B. 所内非常用母線から受電している加圧器ヒータ 1 系統が動作不能である場合</td><td style="text-align: center;">B. 1 当直課長は、当該加圧器ヒータを動作可能な状態に復旧する。</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">C. 条件 B の措置を完了時間内に達成できない場合</td><td style="text-align: center;">C. 1 当直課長は、モード 3 にする。 C. 2 当直課長は、モード 4 にする。</td></tr> </tbody> </table> <p>・ 1 号炉及び 2 号炉の原子炉安全保護盤取替工事に伴う変更</p>	項目	運転上の制限	加圧器	(1) 加圧器の水位が計器スパンの <u>92%</u> 以下であること※1 (2) 所内非常用母線から受電している加圧器ヒータ 2 系統が動作可能であること	条件	要求される措置	A. 加圧器水位が計器スパンの <u>92%</u> を超えた場合	A. 1 当直課長は、モード 3 にし、原子炉トリップしや断器を開く。 A. 2 当直課長は、モード 4 にする。	B. 所内非常用母線から受電している加圧器ヒータ 1 系統が動作不能である場合	B. 1 当直課長は、当該加圧器ヒータを動作可能な状態に復旧する。	C. 条件 B の措置を完了時間内に達成できない場合	C. 1 当直課長は、モード 3 にする。 C. 2 当直課長は、モード 4 にする。
項目	運転上の制限											
加圧器	(1) 加圧器の水位が計器スパンの <u>92%</u> 以下であること※1 (2) 所内非常用母線から受電している加圧器ヒータ 2 系統が動作可能であること											
条件	要求される措置											
A. 加圧器水位が計器スパンの <u>92%</u> を超えた場合	A. 1 当直課長は、モード 3 にし、原子炉トリップしや断器を開く。 A. 2 当直課長は、モード 4 にする。											
B. 所内非常用母線から受電している加圧器ヒータ 1 系統が動作不能である場合	B. 1 当直課長は、当該加圧器ヒータを動作可能な状態に復旧する。											
C. 条件 B の措置を完了時間内に達成できない場合	C. 1 当直課長は、モード 3 にする。 C. 2 当直課長は、モード 4 にする。											

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
83-15-4 蓄電池（安全防護系用）及び蓄電池（重大事故等対処用）からの給電 (1) 運転上の制限	83-15-4 蓄電池（安全防護系用）及び蓄電池（重大事故等対処用）、又は蓄電池（3系統目）からの給電 (1) 運転上の制限	・1号炉及び2号炉の常設直流水電源設備（3系統目）の設置に伴う変更
項目 蓄電池（安全防護系用）及び蓄電池（重大事故等対処用）からの給電 適用モード モード1、2、3、4、5、6 及び使用済燃料ピケットに燃料体を貯蔵している期間 (2) 確認事項 蓄電池（安全防護系用）及び蓄電池（重大事故等対処用）	運転上の制限 項目 蓄電池（安全防護系用）及び蓄電池（重大事故等対処用）からの電源系1系統が動作可能であること 蓄電池（安全防護系用） 蓄電池（重大事故等対処用） 蓄電池（3系統目） 適用モード モード1、2、3、4、5、6 及び使用済燃料ピケットに燃料体を貯蔵している期間 蓄電池（3系統目） (2) 確認事項 蓄電池（安全防護系用）及び蓄電池（重大事故等対処用）が健全であることを確認する。 蓄電池（安全防護系用）及び蓄電池（重大事故等対処用）の蓄電池端子電圧が126.0V以上であることを確認する。	運転上の制限 項目 蓄電池（安全防護系用）及び蓄電池（重大事故等対処用）、又は蓄電池（3系統目）からの電源系1系統が動作可能であること 蓄電池（安全防護系用） 蓄電池（重大事故等対処用） 蓄電池（3系統目）から他の電源系1系統が動作可能であること 蓄電池（3系統目） 適用モード モード1、2、3、4、5、6 及び使用済燃料ピケットに燃料体を貯蔵している期間 蓄電池（3系統目） (2) 確認事項 蓄電池（安全防護系用）及び蓄電池（重大事故等対処用）が健全であることを確認する。 蓄電池（安全防護系用）及び蓄電池（重大事故等対処用）の蓄電池端子電圧が126.0V以上であることを確認する。 蓄電池（3系統目）の蓄電池端子電圧が132.1V以上であることを確認する。

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

		変更前		変更後		備考	
(3) 要求される措置				(3) 要求される措置			
適用モード	条件	要求される措置	完了時間	適用モード	条件	要求される措置	完了時間
モード1、2、3及び4	A. 蓄電池(安全防護系用)又は蓄電池(重大事故等対処用)からの電源系が動作不能である場合	A.1 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認する※ ¹ 。 A.2 保修課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※ ² が動作可能であることを確認する※ ³ 。	4時間	モード1、2、3及び4	A. 蓄電池(安全防護系用)又は蓄電池(重大事故等対処用)及び蓄電池(3系統目)からの電源系が動作不能である場合	A.1 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認する※ ¹ 。 A.2 保修課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※ ² が動作可能であることを確認する※ ³ 。 A.3 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	4時間
	A.3 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。		72時間		B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 B.2 当直課長は、モード5にする。	72時間
	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 B.2 当直課長は、モード5にする。	30日		A. 蓄電池(安全防護系用)又は蓄電池(重大事故等対処用)及び蓄電池(3系統目)からの電源系が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行つて水抜きを中止する。	30日
	モード5、6及び使用済燃料ピットに燃料貯蔵している期間	A. 蓄電池(安全防護系用)又は蓄電池(重大事故等対処用)からの電源系が動作不能である場合	56時間		モード5及び使用済燃料ピットに燃料貯蔵している期間	A.1 当直課長は、モード5(1次冷却系非満水)又はモード6(キャビティ低水位)の場合は、1次系保有水を回復する措置を開始する。 A.2 保修課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※ ² が動作可能であることを確認する※ ³ 。	56時間
		A.3 当直課長は、モード5(1次冷却系非満水)又はモード6(キャビティ低水位)の場合は、1次系保有水を回復する措置を開始する。				※1 : 残りのディーゼル発電機1基については、至近の記録等により動作可能であることを確認する。	※1 : 残りのディーゼル発電機1基については、至近の記録等により動作可能であることを確認する。
		A.4 保修課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※ ² が動作可能であることを確認する※ ³ 。				※2 : 大容量空冷式発電機をいう。	※2 : 大容量空冷式発電機をいう。
						※3 : 「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。	※3 : 「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
附 則	附 則	
<p>(施行期日)</p> <p>1 この規定は、<u>2019年7月12日</u>から施行する。</p> <p>2 第73条（ディーゼル発電機一モード1、2、3及び4以外）の表73-1について、非常用発電機の運用を開始するまでは、所要の電力供給が可能な場合、他の号炉のディーゼル発電機又は移動式発電装置を非常用発電機とみなすことができる。</p> <p>3 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更に係る規定は、平成31年1月1日以後最初の施設定期検査を終了した日以降に適用することとし、それ以前は従前の例による。</p> <p>4 本規定施行の際、使用前検査対象となる規定については、各原子炉施設に係る使用前検査終了日以降に適用することとし、それ以前は従前の例による。</p>	<p>(施行期日)</p> <p>1 この規定は、<u>20XX年XX月XX日</u>から施行する。</p> <p>2 第73条（ディーゼル発電機一モード1、2、3及び4以外）の表73-1について、非常用発電機の運用を開始するまでは、所要の電力供給が可能な場合、他の号炉のディーゼル発電機又は移動式発電装置を非常用発電機とみなすことができる。</p> <p>3 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更に係る規定は、平成31年1月1日以後最初の施設定期検査を終了した日以降に適用することとし、それ以前は従前の例による。</p> <p>4 本規定施行の際、使用前検査対象となる規定については、各原子炉施設に係る使用前検査終了日以降に適用することとし、それ以前は従前の例による。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・1号炉及び2号炉の常設直流水源設備（3系統目）の設置に伴う変更 ・1号炉及び2号炉の原子炉安全保護器取替工事に伴う変更

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考																																																
<附則第4項 従前の例>	<p>・1号炉及び2号炉の原子炉安全保護盤取替工事に伴う変更</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">設定値 1号炉及び2号炉</th> <th rowspan="2">適用モード</th> <th rowspan="2">所要チャンネル・系統数</th> <th colspan="3">所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置^{※2}</th> <th colspan="3">確認事項</th> </tr> <tr> <th>条件</th> <th>措置</th> <th>完了時間</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">3. 中性子束高 (出力領域)</td> <td rowspan="2">高設定 定格出力の 109 %以下</td> <td rowspan="2">モード1及び 2</td> <td rowspan="2">4</td> <td>A. 1 チャンネル が動作不能で ある場合</td> <td>A. 1 保修課長は、当該チャンネルを 動作可能な状態にする。</td> <td>6時間</td> <td>原子炉熱出力と出力領域 中性子束計装の指示値と の差が±2 %を超える場 合は、出力領域中性子束 計装の指示値を校正す る。</td> <td>原子炉熱出力が15%以 上となってから24時間 以内</td> <td>保修課長 技術課長 及び 当直課長</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合</td> <td>B. 1 当直課長は、モード3にする。</td> <td>12時間</td> <td>設定値確認及び機能検査 を実施する。</td> <td>定期検査時</td> <td>保修課長</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2">低設定 定格出力の 25 %以下</td> <td rowspan="2">モード1(b)及 び2</td> <td rowspan="2">4</td> <td>A. 1 チャンネル が動作不能で ある場合</td> <td>A. 1 保修課長は、当該チャンネルを 動作可能な状態にする。</td> <td>6時間</td> <td>動作不能でないことを指 示値により確認^{※6}する。</td> <td>1日に1回</td> <td>当直課長</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合</td> <td>B. 1 当直課長は、モード3にする。</td> <td>12時間</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※6:「動作不能でないことを指示値により確認」とは、当該チャンネルの指示値に異常な変動がないことを確認すること、また可能であれば他の計器チャンネルによって得られた値と差異がないことを確認することをいう。なお、トリップ状態にあるチャンネルについては指示値の確認を行う必要はない（以下、本条において同じ）。</p>	機能	設定値 1号炉及び2号炉	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当	3. 中性子束高 (出力領域)	高設定 定格出力の 109 %以下	モード1及び 2	4	A. 1 チャンネル が動作不能で ある場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを 動作可能な状態にする。	6時間	原子炉熱出力と出力領域 中性子束計装の指示値と の差が±2 %を超える場 合は、出力領域中性子束 計装の指示値を校正す る。	原子炉熱出力が15%以 上となってから24時間 以内	保修課長 技術課長 及び 当直課長	B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B. 1 当直課長は、モード3にする。	12時間	設定値確認及び機能検査 を実施する。	定期検査時	保修課長		低設定 定格出力の 25 %以下	モード1(b)及 び2	4	A. 1 チャンネル が動作不能で ある場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを 動作可能な状態にする。	6時間	動作不能でないことを指 示値により確認 ^{※6} する。	1日に1回	当直課長	B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B. 1 当直課長は、モード3にする。	12時間			
機能	設定値 1号炉及び2号炉	適用モード					所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項																																							
			条件	措置	完了時間	項目		頻度	担当																																									
3. 中性子束高 (出力領域)	高設定 定格出力の 109 %以下	モード1及び 2	4	A. 1 チャンネル が動作不能で ある場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを 動作可能な状態にする。	6時間	原子炉熱出力と出力領域 中性子束計装の指示値と の差が±2 %を超える場 合は、出力領域中性子束 計装の指示値を校正す る。	原子炉熱出力が15%以 上となってから24時間 以内	保修課長 技術課長 及び 当直課長																																									
				B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B. 1 当直課長は、モード3にする。	12時間	設定値確認及び機能検査 を実施する。	定期検査時	保修課長																																									
	低設定 定格出力の 25 %以下	モード1(b)及 び2	4	A. 1 チャンネル が動作不能で ある場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを 動作可能な状態にする。	6時間	動作不能でないことを指 示値により確認 ^{※6} する。	1日に1回	当直課長																																									
				B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B. 1 当直課長は、モード3にする。	12時間																																												

（規定なし）

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前		変更後		備考									
<附則第4項 従前の例>		<ul style="list-style-type: none"> 1号炉及び2号炉の原子炉安全保護盤取替工事に伴う変更 		<ul style="list-style-type: none"> 1号炉及び2号炉の原子炉安全保護盤取替工事に伴う変更 									
機能	設定値 1号炉及び2号炉	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2	確認事項								
4. 出力領域中性子束変化率高	増加率高 定格出力の15 %ステップ以下	モード1及び2	4	<table border="1"> <tr> <td>A. 1 チャンネルが動作不能である場合</td> <td>A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。</td> <td>6時間</td> <td>設定値確認及び機能検査を実施する。</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B. 1 当直課長は、モード3にする。</td> <td>12時間</td> <td></td> </tr> </table>	A. 1 チャンネルが動作不能である場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直課長は、モード3にする。	12時間		
A. 1 チャンネルが動作不能である場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認及び機能検査を実施する。										
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直課長は、モード3にする。	12時間											
	減少率高 定格出力の10 %ステップ以下	モード1及び2	4	<table border="1"> <tr> <td>A. 1 チャンネルが動作不能である場合</td> <td>A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。</td> <td>6時間</td> <td>定期検査時</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B. 1 当直課長は、モード3にする。</td> <td>12時間</td> <td>保修課長</td> </tr> </table>	A. 1 チャンネルが動作不能である場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	定期検査時	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直課長は、モード3にする。	12時間	保修課長	
A. 1 チャンネルが動作不能である場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	定期検査時										
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直課長は、モード3にする。	12時間	保修課長										
5. 中性子束高(中間領域)	定格出力の25 %以下	モード1(b)及び2(c)	2 ^{※7}	<table border="1"> <tr> <td>A. 1 チャンネルが動作不能である場合</td> <td>A. 1 当直課長は、P-6未満にする。 又は A. 2 当直課長は、P-10以上にする。</td> <td>2時間 2時間</td> <td>定期検査時</td> </tr> <tr> <td>B. 2 チャンネルが動作不能である場合</td> <td>B. 1 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作及び制御棒の引抜き操作を全て中止する。 及び B. 2 当直課長は、P-6未満にする。</td> <td>速やかに 2時間</td> <td>保修課長</td> </tr> </table>	A. 1 チャンネルが動作不能である場合	A. 1 当直課長は、P-6未満にする。 又は A. 2 当直課長は、P-10以上にする。	2時間 2時間	定期検査時	B. 2 チャンネルが動作不能である場合	B. 1 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作及び制御棒の引抜き操作を全て中止する。 及び B. 2 当直課長は、P-6未満にする。	速やかに 2時間	保修課長	
A. 1 チャンネルが動作不能である場合	A. 1 当直課長は、P-6未満にする。 又は A. 2 当直課長は、P-10以上にする。	2時間 2時間	定期検査時										
B. 2 チャンネルが動作不能である場合	B. 1 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作及び制御棒の引抜き操作を全て中止する。 及び B. 2 当直課長は、P-6未満にする。	速やかに 2時間	保修課長										
		モード2(d)	2	<table border="1"> <tr> <td>A. 1 又は2チャンネルが動作不能である場合</td> <td>A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。</td> <td>P-6を超えるまでに</td> <td></td> </tr> </table>	A. 1 又は2チャンネルが動作不能である場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	P-6を超えるまでに						
A. 1 又は2チャンネルが動作不能である場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	P-6を超えるまでに											

※7：制御棒引抜き阻止の設定又は中間領域中性子束高トリップ設定点の設定時においては、残りのチャンネルが動作可能であることを条件に、2時間に限り、1チャンネルをバイパスすることができる。
この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

(規定なし)

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

<p style="margin-top: 10px;">変更前</p> <p style="margin-top: 10px;">変更後</p> <p style="margin-top: 10px;">備考</p>	<p style="margin-top: 10px;"><附則第4項 従前の例></p>	<p style="margin-top: 10px;">・1号炉及び2号炉の原子炉安全保護盤取替工事に伴う変更</p>																																																							
			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 20%;">機能</th> <th colspan="2" style="width: 20%;">設定値</th> <th rowspan="2" style="width: 20%;">適用モード</th> <th rowspan="2" style="width: 20%;">所要チャンネル・系統数</th> <th colspan="3" style="width: 20%;">所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置^{※2}</th> <th colspan="3" style="width: 20%;">確認事項</th> </tr> <tr> <th colspan="2">1号炉及び2号炉</th> <th>条件</th> <th>措置</th> <th>完了時間</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">6. 中性子束高 (中性子源領域)</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">10^5 cps 以下</td> <td style="vertical-align: top;">モード2 (d)</td> <td style="vertical-align: top;">2^{※8}</td> <td>A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 2チャンネルが動作不能である場合</td> <td>A. 1 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作及び制御棒の引抜き操作を全て中止する。 B. 1 当直課長は、原子炉トリップしや断器を開く。</td> <td>速やかに</td> <td>設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。</td> <td>定期検査時</td> <td>保修課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: center;"></td> <td style="vertical-align: top;">モード3 (a)、 4 (a)及び 5 (a)</td> <td style="vertical-align: top;">2^{※8※9}</td> <td>A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合 C. 2チャンネルが動作不能である場合</td> <td>A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、原子炉トリップしや断器を開く。 C. 1 当直課長は、原子炉トリップしや断器を開く。</td> <td>48時間 1時間 速やかに</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: center;"></td> <td style="vertical-align: top;">モード3 (e)、 4 (e)及び 5 (e)</td> <td style="vertical-align: top;">1 (監視機能のみ)</td> <td>A. 全てのチャンネルが動作不能である場合</td> <td>A. 1 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 A. 2 当直課長は、停止余裕が第19条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。</td> <td>速やかに 2時間 その後の12時間に1回</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機能	設定値		適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項			1号炉及び2号炉		条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当	6. 中性子束高 (中性子源領域)	10^5 cps 以下		モード2 (d)	2 ^{※8}	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 2チャンネルが動作不能である場合	A. 1 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作及び制御棒の引抜き操作を全て中止する。 B. 1 当直課長は、原子炉トリップしや断器を開く。	速やかに	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時	保修課長				モード3 (a)、 4 (a)及び 5 (a)	2 ^{※8※9}	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合 C. 2チャンネルが動作不能である場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、原子炉トリップしや断器を開く。 C. 1 当直課長は、原子炉トリップしや断器を開く。	48時間 1時間 速やかに							モード3 (e)、 4 (e)及び 5 (e)	1 (監視機能のみ)	A. 全てのチャンネルが動作不能である場合	A. 1 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 A. 2 当直課長は、停止余裕が第19条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。	速やかに 2時間 その後の12時間に1回					
機能	設定値		適用モード		所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項																																																
	1号炉及び2号炉			条件		措置	完了時間	項目	頻度	担当																																															
6. 中性子束高 (中性子源領域)	10^5 cps 以下		モード2 (d)	2 ^{※8}	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 2チャンネルが動作不能である場合	A. 1 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作及び制御棒の引抜き操作を全て中止する。 B. 1 当直課長は、原子炉トリップしや断器を開く。	速やかに	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時	保修課長																																															
			モード3 (a)、 4 (a)及び 5 (a)	2 ^{※8※9}	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合 C. 2チャンネルが動作不能である場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、原子炉トリップしや断器を開く。 C. 1 当直課長は、原子炉トリップしや断器を開く。	48時間 1時間 速やかに																																																		
			モード3 (e)、 4 (e)及び 5 (e)	1 (監視機能のみ)	A. 全てのチャンネルが動作不能である場合	A. 1 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 A. 2 当直課長は、停止余裕が第19条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。	速やかに 2時間 その後の12時間に1回																																																		

※8 :「中間領域中性子束高」2チャンネルが動作可能であることを条件に、P-6リセット時においては、2チャンネルをバイパスすることができる。

この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

※9 :「中性子源領域炉停止時中性子束高」の警報を設定する場合は、残りのチャンネルが動作可能であることを条件に、2時間に限り、1チャンネルをバイパスすることができる。

この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

(規定なし)

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前		変更後		備考																								
<附則第4項 従前の例>				<ul style="list-style-type: none"> ・1号炉及び2号炉の原子炉安全保護盤取替工事に伴う変更 																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機能</th> <th>設定値</th> <th rowspan="2">適用モード</th> <th rowspan="2">所要チャンネル・系統数</th> <th colspan="2">所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2</th> <th rowspan="2">確認事項</th> </tr> <tr> <th>1号炉及び2号炉</th> <th>条件</th> <th>措置</th> <th>完了時間</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6. 中性子束高 (中性子源領域)</td> <td>10^5 cps 以下</td> <td>モード6 (j) モード6 (k)</td> <td>1 (監視機能のみ) 2 (監視機能のみ)</td> <td>A. 全てのチャンネルが動作不能である場合 A. 1 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 及び A. 2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が第79条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。 A. 1 チャンネルが動作不能である場合 A. 1 保修課長は、原子炉格納容器内の燃料の移動を中止する※10※11。 及び A. 2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 B. 2 チャンネルが動作不能である場合 B. 1 保修課長は、原子炉格納容器内の燃料の移動を中止する※10※12。 及び B. 2 保修課長は、1チャンネルを動作可能な状態にする措置を開始する。 及び B. 3 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 及び B. 4 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が第79条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。</td> <td>速やかに 4時間 速やかに 速やかに 速やかに 速やかに 速やかに 4時間 その後の12時間に1回</td> <td>設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。</td> <td>定期検査時 1日に1回</td> <td>保修課長 当直課長</td> </tr> </tbody> </table>						機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2		確認事項	1号炉及び2号炉	条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当	6. 中性子束高 (中性子源領域)	10^5 cps 以下	モード6 (j) モード6 (k)	1 (監視機能のみ) 2 (監視機能のみ)	A. 全てのチャンネルが動作不能である場合 A. 1 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 及び A. 2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が第79条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。 A. 1 チャンネルが動作不能である場合 A. 1 保修課長は、原子炉格納容器内の燃料の移動を中止する※10※11。 及び A. 2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 B. 2 チャンネルが動作不能である場合 B. 1 保修課長は、原子炉格納容器内の燃料の移動を中止する※10※12。 及び B. 2 保修課長は、1チャンネルを動作可能な状態にする措置を開始する。 及び B. 3 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 及び B. 4 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が第79条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。	速やかに 4時間 速やかに 速やかに 速やかに 速やかに 速やかに 4時間 その後の12時間に1回	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1日に1回	保修課長 当直課長
機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2			確認事項																					
	1号炉及び2号炉			条件	措置	完了時間		項目	頻度	担当																		
6. 中性子束高 (中性子源領域)	10^5 cps 以下	モード6 (j) モード6 (k)	1 (監視機能のみ) 2 (監視機能のみ)	A. 全てのチャンネルが動作不能である場合 A. 1 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 及び A. 2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が第79条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。 A. 1 チャンネルが動作不能である場合 A. 1 保修課長は、原子炉格納容器内の燃料の移動を中止する※10※11。 及び A. 2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 B. 2 チャンネルが動作不能である場合 B. 1 保修課長は、原子炉格納容器内の燃料の移動を中止する※10※12。 及び B. 2 保修課長は、1チャンネルを動作可能な状態にする措置を開始する。 及び B. 3 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 及び B. 4 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が第79条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。	速やかに 4時間 速やかに 速やかに 速やかに 速やかに 速やかに 4時間 その後の12時間に1回	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1日に1回	保修課長 当直課長																				

※10：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

※11：A.2の措置を完了し、かつ、1次冷却材中のほう素濃度が第79条で定める運転上の制限を満足していることを1日に1回確認することで、燃料の取出作業を行うことができる。

※12：B.3の措置を完了し、かつ、1次冷却材中のほう素濃度が第79条で定める運転上の制限を満足していることを12時間に1回確認することで、燃料の取出作業を行うことができる。

(規定なし)

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考																																																		
<附則第4項 従前の例>		・1号炉及び2号炉の原子炉安全保護盤取替工事に伴う変更																																																		
			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機能</th> <th>設定値</th> <th rowspan="2">適用モード</th> <th rowspan="2">所要チャンネル・系統数</th> <th colspan="3">所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2</th> <th colspan="3">確認事項</th> </tr> <tr> <th>1号炉及び2号炉</th> <th>条件</th> <th>措置</th> <th>完了時間</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7. 1次冷却材可変温度高過大温度△T高</td> <td>第34条の設定範囲内</td> <td>モード1及び2</td> <td>3</td> <td>A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。</td> <td>6時間 12時間</td> <td>炉内外核計装照合校正を実施する。 炉内出力分布測定結果と軸方向中性子束出力偏差の差を比較する。比較差が±3%を超える場合は、炉内外核計装照合校正を実施する。 設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。</td> <td>燃料取替後、原子炉熱出力が70%以上となって48時間以内に1回 1か月に1回</td> <td>保修課長及び技術課長 保修課長及び技術課長</td> </tr> <tr> <td>8. 1次冷却材可変温度高過大出力△T高</td> <td>第34条の設定範囲内</td> <td>モード1及び2</td> <td>3</td> <td>A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。</td> <td>6時間 12時間</td> <td>炉内外核計装照合校正を実施する。 炉内出力分布測定結果と軸方向中性子束出力偏差の差を比較する。比較差が±3%を超える場合は、炉内外核計装照合校正を実施する。 設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。</td> <td>燃料取替後、原子炉熱出力が70%以上となって48時間以内に1回 1か月に1回</td> <td>保修課長及び技術課長 保修課長及び技術課長</td> </tr> <tr> <td>9. 原子炉圧力低</td> <td>12.85 MPa[gage]以上</td> <td>モード1(f)</td> <td>3</td> <td>A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、P-7未満にする。</td> <td>6時間 12時間</td> <td>設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。</td> <td>定期検査時 1日に1回</td> <td>保修課長 当直課長</td> </tr> </tbody> </table>	機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2			確認事項			1号炉及び2号炉	条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当	7. 1次冷却材可変温度高過大温度△T高	第34条の設定範囲内	モード1及び2	3	A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。	6時間 12時間	炉内外核計装照合校正を実施する。 炉内出力分布測定結果と軸方向中性子束出力偏差の差を比較する。比較差が±3%を超える場合は、炉内外核計装照合校正を実施する。 設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	燃料取替後、原子炉熱出力が70%以上となって48時間以内に1回 1か月に1回	保修課長及び技術課長 保修課長及び技術課長	8. 1次冷却材可変温度高過大出力△T高	第34条の設定範囲内	モード1及び2	3	A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。	6時間 12時間	炉内外核計装照合校正を実施する。 炉内出力分布測定結果と軸方向中性子束出力偏差の差を比較する。比較差が±3%を超える場合は、炉内外核計装照合校正を実施する。 設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	燃料取替後、原子炉熱出力が70%以上となって48時間以内に1回 1か月に1回	保修課長及び技術課長 保修課長及び技術課長	9. 原子炉圧力低	12.85 MPa[gage]以上	モード1(f)	3	A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、P-7未満にする。	6時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1日に1回	保修課長 当直課長	(規定なし)	
機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数		所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2			確認事項																																												
	1号炉及び2号炉			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当																																											
7. 1次冷却材可変温度高過大温度△T高	第34条の設定範囲内	モード1及び2	3	A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。	6時間 12時間	炉内外核計装照合校正を実施する。 炉内出力分布測定結果と軸方向中性子束出力偏差の差を比較する。比較差が±3%を超える場合は、炉内外核計装照合校正を実施する。 設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	燃料取替後、原子炉熱出力が70%以上となって48時間以内に1回 1か月に1回	保修課長及び技術課長 保修課長及び技術課長																																											
8. 1次冷却材可変温度高過大出力△T高	第34条の設定範囲内	モード1及び2	3	A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。	6時間 12時間	炉内外核計装照合校正を実施する。 炉内出力分布測定結果と軸方向中性子束出力偏差の差を比較する。比較差が±3%を超える場合は、炉内外核計装照合校正を実施する。 設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	燃料取替後、原子炉熱出力が70%以上となって48時間以内に1回 1か月に1回	保修課長及び技術課長 保修課長及び技術課長																																											
9. 原子炉圧力低	12.85 MPa[gage]以上	モード1(f)	3	A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、P-7未満にする。	6時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1日に1回	保修課長 当直課長																																											

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	<p style="text-align: center;"><附則第4項 従前の例></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機能</th><th rowspan="2">設定値 1号炉及び2号炉</th><th rowspan="2">適用モード</th><th rowspan="2">所要チャンネル・系統数</th><th colspan="3">所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2</th><th colspan="3">確認事項</th></tr> <tr> <th>条件</th><th>措置</th><th>完了時間</th><th>項目</th><th>頻度</th><th>担当</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10. 原子炉圧力高</td><td>16.48 MPa[gage]以下</td><td>モード1及び2</td><td>3</td><td>A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td><td>A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。</td><td>6時間 12時間</td><td>設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。</td><td>定期検査時</td><td>保修課長</td></tr> <tr> <td>11. 加圧器水位高</td><td>計器スパンの92%以下</td><td>モード1(f)</td><td>3</td><td>A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td><td>A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、P-7未満にする。</td><td>6時間 12時間</td><td>設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。</td><td>定期検査時</td><td>保修課長</td></tr> <tr> <td>12. 1次冷却材流量喪失 1次冷却材流量低</td><td>1ループ 定格流量の90%以上</td><td>モード1(g)</td><td>1ループ当たり3</td><td>A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td><td>A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、P-8未満にする。</td><td>6時間 12時間</td><td>設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。</td><td>定期検査時</td><td>保修課長</td></tr> <tr> <td></td><td>2ループ 定格流量の90%以上</td><td>モード1(h)</td><td>1ループ当たり3</td><td>A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td><td>A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、P-7未満にする。</td><td>6時間 12時間</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>13. 1次冷却材流量喪失 1次冷却材ポンプ電源電圧低</td><td>定格電圧の70%以上</td><td>モード1(f)</td><td>1母線当たり3</td><td>A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td><td>A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、P-7未満にする。</td><td>6時間 12時間</td><td>設定値確認及び機能検査を実施する。</td><td>定期検査時</td><td>保修課長</td></tr> <tr> <td>14. 1次冷却材流量喪失 1次冷却材ポンプ電源周波数低</td><td>57 Hz以上</td><td>モード1(f)</td><td>1母線当たり3</td><td>A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td><td>A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、P-7未満にする。</td><td>6時間 12時間</td><td>設定値確認及び機能検査を実施する。</td><td>定期検査時</td><td>保修課長</td></tr> </tbody> </table>	機能	設定値 1号炉及び2号炉	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2			確認事項			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当	10. 原子炉圧力高	16.48 MPa[gage]以下	モード1及び2	3	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。	6時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時	保修課長	11. 加圧器水位高	計器スパンの92%以下	モード1(f)	3	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、P-7未満にする。	6時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時	保修課長	12. 1次冷却材流量喪失 1次冷却材流量低	1ループ 定格流量の90%以上	モード1(g)	1ループ当たり3	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、P-8未満にする。	6時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時	保修課長		2ループ 定格流量の90%以上	モード1(h)	1ループ当たり3	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、P-7未満にする。	6時間 12時間				13. 1次冷却材流量喪失 1次冷却材ポンプ電源電圧低	定格電圧の70%以上	モード1(f)	1母線当たり3	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、P-7未満にする。	6時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長	14. 1次冷却材流量喪失 1次冷却材ポンプ電源周波数低	57 Hz以上	モード1(f)	1母線当たり3	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、P-7未満にする。	6時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長
機能	設定値 1号炉及び2号炉	適用モード					所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2			確認事項																																																																			
			条件	措置	完了時間	項目		頻度	担当																																																																					
10. 原子炉圧力高	16.48 MPa[gage]以下	モード1及び2	3	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。	6時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時	保修課長																																																																					
11. 加圧器水位高	計器スパンの92%以下	モード1(f)	3	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、P-7未満にする。	6時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時	保修課長																																																																					
12. 1次冷却材流量喪失 1次冷却材流量低	1ループ 定格流量の90%以上	モード1(g)	1ループ当たり3	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、P-8未満にする。	6時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時	保修課長																																																																					
	2ループ 定格流量の90%以上	モード1(h)	1ループ当たり3	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、P-7未満にする。	6時間 12時間																																																																								
13. 1次冷却材流量喪失 1次冷却材ポンプ電源電圧低	定格電圧の70%以上	モード1(f)	1母線当たり3	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、P-7未満にする。	6時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長																																																																					
14. 1次冷却材流量喪失 1次冷却材ポンプ電源周波数低	57 Hz以上	モード1(f)	1母線当たり3	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、P-7未満にする。	6時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長																																																																					
備考	<p>・1号炉及び2号炉の原子炉安全保護盤取替工事に伴う変更</p>																																																																													

(規定なし)

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考																																																								
<附則第4項 従前の例>	<p>・1号炉及び2号炉の原子炉安全保護盤取替工事に伴う変更</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">設定値 1号炉及び2号炉</th> <th rowspan="2">適用モード</th> <th rowspan="2">所要チャンネル・系統数</th> <th colspan="3">所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置^{*2}</th> <th colspan="3">確認事項</th> </tr> <tr> <th>条件</th> <th>措置</th> <th>完了時間</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">15. 1次冷却材ポンプしゃ断器開</td> <td rowspan="2">1台 開</td> <td rowspan="2">モード1(g)</td> <td rowspan="2">1次冷却材ポンプ1台当たり 1</td> <td>A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、P-8未満にする。</td> <td>6時間 12時間</td> <td rowspan="2">機能検査を実施する。</td> <td rowspan="2">定期検査時</td> <td rowspan="2">保修課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">16. 蒸気流量-給水流量差大と蒸気発生器水位低下の一一致</td> <td rowspan="2">蒸気-給水流量差大</td> <td rowspan="2">モード1及び2</td> <td rowspan="2">1ループ当たり 2</td> <td>A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、P-7未満にする。</td> <td>6時間 12時間</td> <td rowspan="2">設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。</td> <td rowspan="2">定期検査時 1日に1回</td> <td rowspan="2">保修課長 当直課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">17. 蒸気発生器水位異常低</td> <td rowspan="2">蒸気発生器水位低</td> <td rowspan="2">計器スパンの25%以上</td> <td rowspan="2">モード1及び2</td> <td rowspan="2">1基当たり 2</td> <td>A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。</td> <td>6時間 12時間</td> <td rowspan="2">設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。</td> <td rowspan="2">定期検査時 1日に1回</td> <td rowspan="2">保修課長 当直課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機能	設定値 1号炉及び2号炉	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{*2}			確認事項			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当	15. 1次冷却材ポンプしゃ断器開	1台 開	モード1(g)	1次冷却材ポンプ1台当たり 1	A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、P-8未満にする。	6時間 12時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長				16. 蒸気流量-給水流量差大と蒸気発生器水位低下の一一致	蒸気-給水流量差大	モード1及び2	1ループ当たり 2	A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、P-7未満にする。	6時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1日に1回	保修課長 当直課長				17. 蒸気発生器水位異常低	蒸気発生器水位低	計器スパンの25%以上	モード1及び2	1基当たり 2	A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。	6時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1日に1回	保修課長 当直課長				(規定なし)
機能	設定値 1号炉及び2号炉					適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{*2}			確認事項																																															
		条件	措置	完了時間	項目			頻度	担当																																																	
15. 1次冷却材ポンプしゃ断器開	1台 開	モード1(g)	1次冷却材ポンプ1台当たり 1	A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、P-8未満にする。	6時間 12時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長																																																	
16. 蒸気流量-給水流量差大と蒸気発生器水位低下の一一致	蒸気-給水流量差大	モード1及び2	1ループ当たり 2	A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、P-7未満にする。	6時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1日に1回	保修課長 当直課長																																																	
17. 蒸気発生器水位異常低	蒸気発生器水位低	計器スパンの25%以上	モード1及び2	1基当たり 2	A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。	6時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1日に1回	保修課長 当直課長																																																

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考																																																																												
	<附則第4項 従前の例>	<p>・1号炉及び2号炉の原子炉安全保護盤取替工事に伴う変更</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">設定値 1号炉及び2号炉</th> <th rowspan="2">適用モード</th> <th rowspan="2">所要チャンネル・系統数</th> <th colspan="3">所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2</th> <th colspan="3">確認事項</th> </tr> <tr> <th>条件</th> <th>措置</th> <th>完了時間</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18. ターピントリップ 非常しゃ断油圧低</td> <td>6.9 MPa[gage]以上</td> <td>モード1(f)</td> <td>3</td> <td>A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、P-7未満にする。</td> <td>6時間 12時間</td> <td>設定値確認及び機能検査を実施する。</td> <td>定期検査時</td> <td>保修課長</td> </tr> <tr> <td>主蒸気止め弁全閉</td> <td>—</td> <td>モード1(f)</td> <td>4</td> <td>A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、P-7未満にする。</td> <td>6時間 12時間</td> <td>機能検査を実施する。</td> <td>定期検査時</td> <td>保修課長</td> </tr> <tr> <td>19. 非常用炉心冷却系作動</td> <td>表33-3 機能1. 非常用炉心冷却系を参照</td> <td>モード1及び2</td> <td>2系統</td> <td>A. 1系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>A. 1 保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。</td> <td>6時間 12時間</td> <td>機能検査を実施する。</td> <td>定期検査時</td> <td>保修課長</td> </tr> <tr> <td>20. 地震加速度高</td> <td>水平方向 原子炉補助建屋 1階床 (EL. 13.3 m) 260 Gal以下</td> <td>モード1及び2</td> <td>3</td> <td>A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。</td> <td>6時間 12時間</td> <td>設定値確認及び機能検査を実施する。</td> <td>定期検査時</td> <td>保修課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>原子炉補助建屋 地下5階床 (EL. -21.0 m) 160 Gal以下</td> <td>モード1及び2</td> <td>3</td> <td>A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。</td> <td>6時間 12時間</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>鉛直方向 原子炉補助建屋 地下5階床 (EL. -21.0 m) 80 Gal以下</td> <td>モード1及び2</td> <td>3</td> <td>A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。</td> <td>6時間 12時間</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(規定なし)</p>	機能	設定値 1号炉及び2号炉	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2			確認事項			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当	18. ターピントリップ 非常しゃ断油圧低	6.9 MPa[gage]以上	モード1(f)	3	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、P-7未満にする。	6時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長	主蒸気止め弁全閉	—	モード1(f)	4	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、P-7未満にする。	6時間 12時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長	19. 非常用炉心冷却系作動	表33-3 機能1. 非常用炉心冷却系を参照	モード1及び2	2系統	A. 1系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。	6時間 12時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長	20. 地震加速度高	水平方向 原子炉補助建屋 1階床 (EL. 13.3 m) 260 Gal以下	モード1及び2	3	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。	6時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長		原子炉補助建屋 地下5階床 (EL. -21.0 m) 160 Gal以下	モード1及び2	3	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。	6時間 12時間					鉛直方向 原子炉補助建屋 地下5階床 (EL. -21.0 m) 80 Gal以下	モード1及び2	3	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。	6時間 12時間			
機能	設定値 1号炉及び2号炉	適用モード					所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2			確認事項																																																																			
			条件	措置	完了時間	項目		頻度	担当																																																																					
18. ターピントリップ 非常しゃ断油圧低	6.9 MPa[gage]以上	モード1(f)	3	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、P-7未満にする。	6時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長																																																																					
主蒸気止め弁全閉	—	モード1(f)	4	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、P-7未満にする。	6時間 12時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長																																																																					
19. 非常用炉心冷却系作動	表33-3 機能1. 非常用炉心冷却系を参照	モード1及び2	2系統	A. 1系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。	6時間 12時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長																																																																					
20. 地震加速度高	水平方向 原子炉補助建屋 1階床 (EL. 13.3 m) 260 Gal以下	モード1及び2	3	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。	6時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長																																																																					
	原子炉補助建屋 地下5階床 (EL. -21.0 m) 160 Gal以下	モード1及び2	3	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。	6時間 12時間																																																																								
	鉛直方向 原子炉補助建屋 地下5階床 (EL. -21.0 m) 80 Gal以下	モード1及び2	3	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。	6時間 12時間																																																																								

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考																																																																																						
変更	<附則第4項 従前の例>	・1号炉及び2号炉の原子炉安全保護盤取替工事に伴う変更																																																																																						
			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機能</th><th rowspan="2">設定値 1号炉及び2号炉</th><th rowspan="2">適用モード</th><th rowspan="2">所要チャンネル・系統数</th><th colspan="2">所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置^{※2}</th><th colspan="3">確認事項</th></tr> <tr> <th>条件</th><th>措置</th><th>完了時間</th><th>項目</th><th>頻度</th><th>担当</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="9">21. インターロック</td></tr> <tr> <td>a. P-6</td><td>中間領域中性子束 $7.5 \times 10^{-11} \sim 1.3 \times 10^{-10}$ A</td><td>モード2(d)</td><td>2</td><td>A. 1チャンネル以上が動作不能である場合^{※13}</td><td>A. I 保修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。</td><td>1時間</td><td>設定値確認及び機能検査を実施する。</td><td>定期検査時</td><td>保修課長</td></tr> <tr> <td>b. P-7</td><td>d.項及びe.項参照</td><td>モード1(f)</td><td>2</td><td>A. 1チャンネル以上が動作不能である場合^{※13}</td><td>A. I 保修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。</td><td>1時間</td><td>機能検査を実施する。</td><td>定期検査時</td><td>保修課長</td></tr> <tr> <td>c. P-8</td><td>出力領域中性子束 定格出力の $40 \pm 1.8\%$</td><td>モード1(g)</td><td>4</td><td>A. 1チャンネル以上が動作不能である場合^{※13}</td><td>A. I 保修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。</td><td>1時間</td><td>設定値確認及び機能検査を実施する。</td><td>定期検査時</td><td>保修課長</td></tr> <tr> <td>d. P-10</td><td>出力領域中性子束 定格出力の $10 \pm 1.8\%$</td><td>モード1(b)及び2</td><td>4</td><td>A. 1チャンネル以上が動作不能である場合^{※13}</td><td>A. I 保修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。</td><td>1時間</td><td>設定値確認及び機能検査を実施する。</td><td>定期検査時</td><td>保修課長</td></tr> <tr> <td>e. P-13</td><td>高压タービン 入口蒸気圧力 定格出力の $10 \pm 0.6\%$</td><td>モード1(i)</td><td>2</td><td>A. 1チャンネル以上が動作不能である場合^{※13}</td><td>A. I 保修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。</td><td>1時間</td><td>設定値確認及び機能検査を実施する。</td><td>定期検査時</td><td>保修課長</td></tr> <tr> <td colspan="9" style="text-align: center;"><small>※13：インターロックにおける「動作不能である場合」とは、チャンネル故障あるいは出力側の故障により関連するトリップ機能が確保されない場合（手動ブロック許可信号が誤発信した場合を含む）をいう。</small></td></tr> </tbody> </table>	機能	設定値 1号炉及び2号炉	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}		確認事項			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当	21. インターロック									a. P-6	中間領域中性子束 $7.5 \times 10^{-11} \sim 1.3 \times 10^{-10}$ A	モード2(d)	2	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合 ^{※13}	A. I 保修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	1時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長	b. P-7	d.項及びe.項参照	モード1(f)	2	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合 ^{※13}	A. I 保修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	1時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長	c. P-8	出力領域中性子束 定格出力の $40 \pm 1.8\%$	モード1(g)	4	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合 ^{※13}	A. I 保修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	1時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長	d. P-10	出力領域中性子束 定格出力の $10 \pm 1.8\%$	モード1(b)及び2	4	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合 ^{※13}	A. I 保修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	1時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長	e. P-13	高压タービン 入口蒸気圧力 定格出力の $10 \pm 0.6\%$	モード1(i)	2	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合 ^{※13}	A. I 保修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	1時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長	<small>※13：インターロックにおける「動作不能である場合」とは、チャンネル故障あるいは出力側の故障により関連するトリップ機能が確保されない場合（手動ブロック許可信号が誤発信した場合を含む）をいう。</small>									(規定なし)	
機能	設定値 1号炉及び2号炉	適用モード	所要チャンネル・系統数					所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}		確認事項																																																																														
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当																																																																															
21. インターロック																																																																																								
a. P-6	中間領域中性子束 $7.5 \times 10^{-11} \sim 1.3 \times 10^{-10}$ A	モード2(d)	2	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合 ^{※13}	A. I 保修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	1時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長																																																																															
b. P-7	d.項及びe.項参照	モード1(f)	2	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合 ^{※13}	A. I 保修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	1時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長																																																																															
c. P-8	出力領域中性子束 定格出力の $40 \pm 1.8\%$	モード1(g)	4	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合 ^{※13}	A. I 保修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	1時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長																																																																															
d. P-10	出力領域中性子束 定格出力の $10 \pm 1.8\%$	モード1(b)及び2	4	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合 ^{※13}	A. I 保修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	1時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長																																																																															
e. P-13	高压タービン 入口蒸気圧力 定格出力の $10 \pm 0.6\%$	モード1(i)	2	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合 ^{※13}	A. I 保修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	1時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長																																																																															
<small>※13：インターロックにおける「動作不能である場合」とは、チャンネル故障あるいは出力側の故障により関連するトリップ機能が確保されない場合（手動ブロック許可信号が誤発信した場合を含む）をいう。</small>																																																																																								

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

		<p>考 備</p> <p>・1号炉及び2号炉の原子炉安全保護盤取替工事に伴う変更</p> <p>表 33-3 工学的安全施設等作動計装</p> <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) P-11 (加圧器圧力) インターロック以上 (b) P-6 (中間領域中性子束) インターロック以上 (c) 全主蒸気隔離弁が閉じている場合は除く (d) P-12 (1次冷却材平均温度) インターロックを超える場合 (e) 主給水隔離弁、主給水制御弁及び主給水バイパス制御弁が閉止又は隔離されている場合は除く (f) 主給水制御弁が閉止又は隔離されている場合は除く <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機能</th> <th>設定値</th> <th rowspan="2">適用モード</th> <th rowspan="2">所要チャンネル・系統数</th> <th colspan="3">所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置^{※2}</th> <th colspan="3">確認事項</th> </tr> <tr> <th>1号炉及び2号炉</th> <th>条件</th> <th>措置</th> <th>完了時間</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="9">1. 非常用炉心冷却系</td> </tr> <tr> <td>a. 非常用炉心冷却系作動論理回路</td> <td>—</td> <td>モード1、2、3及び4</td> <td>2系統^{※14}</td> <td>A. 1系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>A. 1 保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード5にする。</td> <td>6時間 12時間 56時間</td> <td>機能検査を実施する。</td> <td>定期検査時</td> <td>保修課長</td> </tr> <tr> <td>b. 手動起動</td> <td>—</td> <td>モード1、2、3及び4</td> <td>2</td> <td>A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード5にする。</td> <td>48時間 12時間 56時間</td> <td>機能検査を実施する。</td> <td>定期検査時</td> <td>保修課長</td> </tr> <tr> <td>c. 格納容器圧力高</td> <td>22 kPa[gage]以下</td> <td>モード1、2及び3</td> <td>3</td> <td>A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。</td> <td>6時間 12時間 36時間</td> <td>設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。</td> <td>定期検査時 1日に1回</td> <td>保修課長 当直課長</td> </tr> <tr> <td>d. 原子炉圧力異常低</td> <td>11.47 MPa[gage]以上</td> <td>モード1及び2(b)</td> <td>3</td> <td>A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。</td> <td>6時間 12時間 36時間</td> <td>設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。</td> <td>定期検査時 1日に1回</td> <td>保修課長 当直課長</td> </tr> </tbody> </table> <p>※14：原子炉保護系論理回路の機能検査時においては、残りの1系統が動作可能であることを条件に、2時間に限り、1系統をバイパスすることができる。この場合は、バイパスした系統を動作不能とはみなさない（以下、本条において同じ）。</p> <p><附則第4項 従前の例></p>	機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項			1号炉及び2号炉	条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当	1. 非常用炉心冷却系									a. 非常用炉心冷却系作動論理回路	—	モード1、2、3及び4	2系統 ^{※14}	A. 1系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード5にする。	6時間 12時間 56時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長	b. 手動起動	—	モード1、2、3及び4	2	A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード5にする。	48時間 12時間 56時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長	c. 格納容器圧力高	22 kPa[gage]以下	モード1、2及び3	3	A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1日に1回	保修課長 当直課長	d. 原子炉圧力異常低	11.47 MPa[gage]以上	モード1及び2(b)	3	A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1日に1回	保修課長 当直課長
機能	設定値	適用モード		所要チャンネル・系統数			所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項																																																										
	1号炉及び2号炉		条件		措置	完了時間	項目	頻度	担当																																																											
1. 非常用炉心冷却系																																																																				
a. 非常用炉心冷却系作動論理回路	—	モード1、2、3及び4	2系統 ^{※14}	A. 1系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード5にする。	6時間 12時間 56時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長																																																											
b. 手動起動	—	モード1、2、3及び4	2	A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード5にする。	48時間 12時間 56時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長																																																											
c. 格納容器圧力高	22 kPa[gage]以下	モード1、2及び3	3	A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1日に1回	保修課長 当直課長																																																											
d. 原子炉圧力異常低	11.47 MPa[gage]以上	モード1及び2(b)	3	A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1日に1回	保修課長 当直課長																																																											
		<p>前 更 変</p> <p>後 更 変</p> <p>考 備</p> <p>・1号炉及び2号炉の原子炉安全保護盤取替工事に伴う変更</p> <p>表 33-3 工学的安全施設等作動計装</p> <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) P-11 (加圧器圧力) インターロック以上 (b) P-6 (中間領域中性子束) インターロック以上 (c) 全主蒸気隔離弁が閉じている場合は除く (d) P-12 (1次冷却材平均温度) インターロックを超える場合 (e) 主給水隔離弁、主給水制御弁及び主給水バイパス制御弁が閉止又は隔離されている場合は除く (f) 主給水制御弁が閉止又は隔離されている場合は除く <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機能</th> <th>設定値</th> <th rowspan="2">適用モード</th> <th rowspan="2">所要チャンネル・系統数</th> <th colspan="3">所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置^{※2}</th> <th colspan="3">確認事項</th> </tr> <tr> <th>1号炉及び2号炉</th> <th>条件</th> <th>措置</th> <th>完了時間</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="9">1. 非常用炉心冷却系</td> </tr> <tr> <td>a. 非常用炉心冷却系作動論理回路</td> <td>—</td> <td>モード1、2、3及び4</td> <td>2系統^{※14}</td> <td>A. 1系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>A. 1 保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード5にする。</td> <td>6時間 12時間 56時間</td> <td>機能検査を実施する。</td> <td>定期検査時</td> <td>保修課長</td> </tr> <tr> <td>b. 手動起動</td> <td>—</td> <td>モード1、2、3及び4</td> <td>2</td> <td>A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード5にする。</td> <td>48時間 12時間 56時間</td> <td>機能検査を実施する。</td> <td>定期検査時</td> <td>保修課長</td> </tr> <tr> <td>c. 格納容器圧力高</td> <td>22 kPa[gage]以下</td> <td>モード1、2及び3</td> <td>3</td> <td>A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。</td> <td>6時間 12時間 36時間</td> <td>設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。</td> <td>定期検査時 1日に1回</td> <td>保修課長 当直課長</td> </tr> <tr> <td>d. 原子炉圧力異常低</td> <td>11.47 MPa[gage]以上</td> <td>モード1及び2(b)</td> <td>3</td> <td>A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。</td> <td>6時間 12時間 36時間</td> <td>設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。</td> <td>定期検査時 1日に1回</td> <td>保修課長 当直課長</td> </tr> </tbody> </table> <p>※14：原子炉保護系論理回路の機能検査時においては、残りの1系統が動作可能であることを条件に、2時間に限り、1系統をバイパスすることができる。この場合は、バイパスした系統を動作不能とはみなさない（以下、本条において同じ）。</p> <p><附則第4項 従前の例></p>	機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項			1号炉及び2号炉	条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当	1. 非常用炉心冷却系									a. 非常用炉心冷却系作動論理回路	—	モード1、2、3及び4	2系統 ^{※14}	A. 1系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード5にする。	6時間 12時間 56時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長	b. 手動起動	—	モード1、2、3及び4	2	A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード5にする。	48時間 12時間 56時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長	c. 格納容器圧力高	22 kPa[gage]以下	モード1、2及び3	3	A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1日に1回	保修課長 当直課長	d. 原子炉圧力異常低	11.47 MPa[gage]以上	モード1及び2(b)	3	A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1日に1回	保修課長 当直課長
機能	設定値	適用モード		所要チャンネル・系統数			所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項																																																										
	1号炉及び2号炉		条件		措置	完了時間	項目	頻度	担当																																																											
1. 非常用炉心冷却系																																																																				
a. 非常用炉心冷却系作動論理回路	—	モード1、2、3及び4	2系統 ^{※14}	A. 1系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード5にする。	6時間 12時間 56時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長																																																											
b. 手動起動	—	モード1、2、3及び4	2	A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード5にする。	48時間 12時間 56時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長																																																											
c. 格納容器圧力高	22 kPa[gage]以下	モード1、2及び3	3	A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1日に1回	保修課長 当直課長																																																											
d. 原子炉圧力異常低	11.47 MPa[gage]以上	モード1及び2(b)	3	A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1日に1回	保修課長 当直課長																																																											

(規定なし)

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考			
<附則第4項 従前の例>	<附則第4項 従前の例>	・1号炉及び2号炉の原子炉安全保護盤取替工事に伴う変更			
変更	変更	備考			
(規定なし)	(規定なし)	(規定なし)			
変更	変更	備考			
(規定なし)	(規定なし)	(規定なし)			
変更	変更	備考			
(規定なし)	(規定なし)	(規定なし)			
変更	変更	備考			
(規定なし)	(規定なし)	(規定なし)			
変更	変更	備考			
(規定なし)	(規定なし)	(規定なし)			
変更	変更	備考			
(規定なし)	(規定なし)	(規定なし)			
変更	変更	備考			
(規定なし)	(規定なし)	(規定なし)			
変更	変更	備考			
(規定なし)	(規定なし)	(規定なし)			
変更	変更	備考			
(規定なし)	(規定なし)	(規定なし)			
変更	変更	備考			
(規定なし)	(規定なし)	(規定なし)			
変更	変更	備考			
(規定なし)	(規定なし)	(規定なし)			
変更	変更	備考			
(規定なし)	(規定なし)	(規定なし)			
変更	変更	備考			
(規定なし)	(規定なし)	(規定なし)			
変更	変更	備考			
(規定なし)	(規定なし)	(規定なし)			
変更	変更	備考			
(規定なし)	(規定なし)	(規定なし)			
変更	変更	備考			
(規定なし)	(規定なし)	(規定なし)			
変更	変更	備考			
(規定なし)	(規定なし)	(規定なし)			
変更	変更	備考			
(規定なし)	(規定なし)	(規定なし)			
変更	変更	備考			
(規定なし)	(規定なし)	(規定なし)			
変更	変更	備考			
(規定なし)	(規定なし)	(規定なし)			
変更	変更	備考			
(規定なし)	(規定なし)	(規定なし)			
変更	変更	備考			
(規定なし)	(規定なし)	(規定なし)			
変更	変更	備考			
(規定なし)	(規定なし)	(規定なし)			
変更	変更	備考			
(規定なし)	(規定なし)	(規定なし)			
変更	変更	備考			
(規定なし)	(規定なし)	(規定なし)			
変更	変更	備考			
(規定なし)	(規定なし)	(規定なし)			
変更	変更	備考			
(規定なし)	(規定なし)	(規定なし)			
変更	変更	備考			
(規定なし)	(規定なし)	(規定なし)			
変更	変更	備考			
(規定なし)	(規定なし)	(規定なし)			
変更	変更	備考			
(規定なし)	(規定なし)	(規定なし)			
変更	変更	備考			
(規定なし)	(規定なし)	(規定なし)			
変更	変更	備考			
(規定なし)	(規定なし)	(規定なし)			
変更	変更	備考			
(規定なし)	(規定なし)	(規定なし)			
変更	変更	備考			
(規定なし)</					

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

(規定なし)

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

規定なし)

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

(規定なし)

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	考 備 考 備	<ul style="list-style-type: none"> 1号炉及び2号炉の原子炉全保護盤取替工事に伴う変更 																																																																																																		
変更後	<附則第4項 従前の例>	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機能</th> <th>設定値</th> <th rowspan="2">適用モード</th> <th rowspan="2">所要チャンネル・系統数</th> <th colspan="3">所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置^{*2}</th> <th colspan="3">確認事項</th> </tr> <tr> <th>1号炉及び2号炉</th> <th>条件</th> <th>措置</th> <th>完了時間</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="12">5. 給水隔離</td></tr> <tr> <td colspan="2">a. 給水隔離作動論理回路</td><td>—</td><td>モード1、2 (e) 及び3 (e)</td><td>2系統^{*14}</td><td>A. 1系統が動作不能である場合</td><td>A. 1 保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td><td>6時間 12時間 36時間</td><td>機能検査を実施する。</td><td>定期検査時</td><td>保修課長</td></tr> <tr> <td colspan="2">b. 蒸気発生器水位異常高</td><td>計器スパンの 80 %以下</td><td>モード1、2 (e) 及び3 (e)</td><td>1基当たり 3</td><td>A. 1チャンネルが動作不能である場合</td><td>A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td><td>6時間 12時間 36時間</td><td>設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。</td><td>定期検査時 1日に1回</td><td>保修課長 当直課長</td></tr> <tr> <td colspan="12">c. 非常用炉心冷却系作動</td></tr> <tr> <td colspan="2">d. 1次冷却材平均温度低と原子炉トリップの一致</td><td>1次冷却材平均温度低</td><td>286.1 °C以上</td><td>モード1、2 (f) 及び3 (f)</td><td>3</td><td>A. 1チャンネルが動作不能である場合</td><td>A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td><td>6時間 12時間 36時間</td><td>設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。</td><td>定期検査時 1日に1回</td><td>保修課長 当直課長</td></tr> <tr> <td colspan="12">原子炉トリップ</td></tr> </tbody> </table>												機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{*2}			確認事項			1号炉及び2号炉	条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当	5. 給水隔離												a. 給水隔離作動論理回路		—	モード1、2 (e) 及び3 (e)	2系統 ^{*14}	A. 1系統が動作不能である場合	A. 1 保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	6時間 12時間 36時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長	b. 蒸気発生器水位異常高		計器スパンの 80 %以下	モード1、2 (e) 及び3 (e)	1基当たり 3	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	6時間 12時間 36時間	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1日に1回	保修課長 当直課長	c. 非常用炉心冷却系作動												d. 1次冷却材平均温度低と原子炉トリップの一致		1次冷却材平均温度低	286.1 °C以上	モード1、2 (f) 及び3 (f)	3	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	6時間 12時間 36時間	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1日に1回	保修課長 当直課長	原子炉トリップ											
機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{*2}			確認事項																																																																																													
	1号炉及び2号炉			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当																																																																																											
5. 給水隔離																																																																																																				
a. 給水隔離作動論理回路		—	モード1、2 (e) 及び3 (e)	2系統 ^{*14}	A. 1系統が動作不能である場合	A. 1 保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	6時間 12時間 36時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長																																																																																										
b. 蒸気発生器水位異常高		計器スパンの 80 %以下	モード1、2 (e) 及び3 (e)	1基当たり 3	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	6時間 12時間 36時間	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1日に1回	保修課長 当直課長																																																																																										
c. 非常用炉心冷却系作動																																																																																																				
d. 1次冷却材平均温度低と原子炉トリップの一致		1次冷却材平均温度低	286.1 °C以上	モード1、2 (f) 及び3 (f)	3	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	6時間 12時間 36時間	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1日に1回	保修課長 当直課長																																																																																									
原子炉トリップ																																																																																																				
表 33-2 原子炉保護系計装を参照																																																																																																				

(規定なし)

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考																																																																		
<附則第4項 従前の例>	<p>• 1号炉及び2号炉の原子炉安全保護盤取替工事に伴う変更</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機能</th> <th>設定値</th> <th rowspan="2">適用モード</th> <th rowspan="2">所要チャンネル・系統数</th> <th colspan="3">所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2</th> <th colspan="3">確認事項</th> </tr> <tr> <th>1号炉及び2号炉</th> <th>条件</th> <th>措置</th> <th>完了時間</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6. インターロック</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>a. P-6</td><td>中間領域中性子束 $7.5 \times 10^{-11} \sim 1.3 \times 10^{-10}$ A</td><td>モード1及び2(b)</td><td>2</td><td>A. 1 チャンネル以上が動作不能である場合 ※17</td><td>A. 1 保修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。</td><td>1時間</td><td>設定値確認及び機能検査を実施する。</td><td>定期検査時</td><td>保修課長</td></tr> <tr> <td>b. P-11</td><td>加圧器圧力 13.729 ± 0.0325 MPa [gage]</td><td>モード1、2及び3(a)</td><td>3</td><td>A. 1 チャンネル以上が動作不能である場合 ※17</td><td>B. 1 当直課長はモード3にする。</td><td>12時間</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>c. P-12</td><td>1次冷却材平均温度 283.9 ± 0.25 °C</td><td>モード1、2及び3(d)</td><td>3</td><td>A. 1 チャンネル以上が動作不能である場合 ※17</td><td>A. 1 保修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。</td><td>1時間</td><td>設定値確認及び機能検査を実施する。</td><td>定期検査時</td><td>保修課長</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td>B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td><td>B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。</td><td>12時間 36時間</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2			確認事項			1号炉及び2号炉	条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当	6. インターロック									a. P-6	中間領域中性子束 $7.5 \times 10^{-11} \sim 1.3 \times 10^{-10}$ A	モード1及び2(b)	2	A. 1 チャンネル以上が動作不能である場合 ※17	A. 1 保修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	1時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長	b. P-11	加圧器圧力 13.729 ± 0.0325 MPa [gage]	モード1、2及び3(a)	3	A. 1 チャンネル以上が動作不能である場合 ※17	B. 1 当直課長はモード3にする。	12時間				c. P-12	1次冷却材平均温度 283.9 ± 0.25 °C	モード1、2及び3(d)	3	A. 1 チャンネル以上が動作不能である場合 ※17	A. 1 保修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	1時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長					B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。	12時間 36時間				<p>※17：インターロックにおける「動作不能である場合」とは、チャンネル故障あるいは出力側の故障により関連する作動機能が確保されない場合（手動ブロック許可信号が誤発信した場合を含む）をいう。</p> <p>(規定なし)</p>
機能	設定値		適用モード			所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2			確認事項																																																										
	1号炉及び2号炉	条件		措置	完了時間		項目	頻度	担当																																																											
6. インターロック																																																																				
a. P-6	中間領域中性子束 $7.5 \times 10^{-11} \sim 1.3 \times 10^{-10}$ A	モード1及び2(b)	2	A. 1 チャンネル以上が動作不能である場合 ※17	A. 1 保修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	1時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長																																																											
b. P-11	加圧器圧力 13.729 ± 0.0325 MPa [gage]	モード1、2及び3(a)	3	A. 1 チャンネル以上が動作不能である場合 ※17	B. 1 当直課長はモード3にする。	12時間																																																														
c. P-12	1次冷却材平均温度 283.9 ± 0.25 °C	モード1、2及び3(d)	3	A. 1 チャンネル以上が動作不能である場合 ※17	A. 1 保修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	1時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長																																																											
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。	12時間 36時間																																																														

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

		<p>考 考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1号炉及び2号炉の原子炉安全保護盤取替工事に伴う変更
<p>変 更</p> <p><附則第4項 従前の例></p>	<p>備 備</p>	<p>後</p>
<p>変 更 前</p>	<p>前</p>	<p>(規定なし)</p>

表 33-4 事故時監視計装

項目	機能	適用モード	所要チャネル数	所要チャネル数を満足できない場合の措置 ^{*18}			確認事項				
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当		
1次冷却系計装 ^{*19}	1次冷却材圧力(広域)	モード1、2及び3	2	A. 1チャネルの計器が動作不能である場合	A.1 保修課長は、当該チャネルを動作可能な状態にする。	30日	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長		
	加圧器水位		2	各ライン2	B.1 保修課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。	速やかに					
	1次冷却材温度(広域)(高温側)		3		各SG2	C. 1つの機能が動作不能である場合	10日				
	1次冷却材温度(広域)(低温側)		3								
	化学体積制御系計装 ^{*19}		4				動作不能でないことを指示値により確認する。	1か月に1回			
	ほう酸タンク水位		2								
	主蒸気ライン圧力		2								
	復水タンク水位		3								
	蒸気発生器水位(広域)		3								
主蒸気及び給水、補助給水系計装 ^{*19}	蒸気発生器水位(狭域)		3		D. 条件Cの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直課長は、モード3にする。 D.2 当直課長は、モード4にする。	12時間	36時間	当直課長		
	補助給水流量		2								
	燃料取替用水系計装 ^{*19}		2								
	燃料取替用水タンク水位		2								
	格納容器再循環サンプ水位(広域)		2								
	格納容器再循環サンプ水位(狭域)		2								
	格納容器圧力		2								
	格納容器内温度		2								
	格納容器内高レンジエリアモニタ(低レンジ)		2								
原子炉格納容器関連計装 ^{*19}	格納容器内高レンジエリアモニタ(高レンジ)		2								
	原子炉補機冷却系計装 ^{*19}		2								
	原子炉補機冷却水サーバンク水位		2								
	制御用空気系計装		2								
	制御用空気圧力		4								
	非常用炉心冷却系計装 ^{*19}		4								
	高压安全注入流量		4								
	低圧安全注入流量		4								

*18: チャンネルごと、機能ごとに個別の条件が適用される。

*19: 各計装が動作不能時は、第83条(表83-16)の運転上の制限も確認する。

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更備考	<p>・1号炉及び2号炉の原子炉安全保護盤取替工事に伴う変更</p> <p>表 33-6 中央制御室非常用循環系計装</p> <table border="1" data-bbox="428 628 2045 1622"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機能</th><th rowspan="2">設定値 1号炉及び2号炉</th><th rowspan="2">適用モード</th><th rowspan="2">所要チャンネル・系統数</th><th colspan="3">所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置^{※2}</th><th colspan="3">確認事項</th></tr> <tr> <th>条件</th><th>措置</th><th>完了時間</th><th>項目</th><th>頻度</th><th>担当</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 中央制御室非常用循環系作動論理回路</td><td>一</td><td>モード1、2、3、4及び使用済燃料ビットでの照射済燃料移動中</td><td>所要の中央制御室非常用循環系につき2系統^{※14}</td><td>A. 1系統が動作不能である場合 B. 2系統が動作不能である場合 C. モード1、2、3及び4において条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合 D. 使用済燃料ビットでの照射済燃料移動中において条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合</td><td>A. 1 保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。 B. 1 保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。 C. 1 当直課長は、中央制御室非常用循環ファンを起動させる。 D. 1 当直課長は、中央制御室非常用循環ファンを起動させる。 又は D. 2 保修課長は、照射済燃料の移動を中止する^{※10}。</td><td>30日 10日 速やかに 速やかに 速やかに</td><td>機能検査を実施する。</td><td>定期検査時</td><td>保修課長</td></tr> <tr> <td>2. 手動起動</td><td>一</td><td>モード1、2、3、4及び使用済燃料ビットでの照射済燃料移動中</td><td>所要の中央制御室非常用循環系につき2</td><td>A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 2 チャンネルが動作不能である場合 C. モード1、2、3及び4において条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合 D. 使用済燃料ビットでの照射済燃料移動中において条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合</td><td>A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 C. 1 当直課長は、中央制御室非常用循環ファンを起動させる。 D. 1 当直課長は、中央制御室非常用循環ファンを起動させる。 又は D. 2 保修課長は、照射済燃料の移動を中止する^{※10}。</td><td>30日 10日 速やかに 速やかに</td><td>機能検査を実施する。</td><td>定期検査時</td><td>保修課長</td></tr> <tr> <td>3. 非常用炉心冷却系作動</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p><附則第4項 従前の例></p>	機能	設定値 1号炉及び2号炉	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当	1. 中央制御室非常用循環系作動論理回路	一	モード1、2、3、4及び使用済燃料ビットでの照射済燃料移動中	所要の中央制御室非常用循環系につき2系統 ^{※14}	A. 1系統が動作不能である場合 B. 2系統が動作不能である場合 C. モード1、2、3及び4において条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合 D. 使用済燃料ビットでの照射済燃料移動中において条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。 B. 1 保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。 C. 1 当直課長は、中央制御室非常用循環ファンを起動させる。 D. 1 当直課長は、中央制御室非常用循環ファンを起動させる。 又は D. 2 保修課長は、照射済燃料の移動を中止する ^{※10} 。	30日 10日 速やかに 速やかに 速やかに	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長	2. 手動起動	一	モード1、2、3、4及び使用済燃料ビットでの照射済燃料移動中	所要の中央制御室非常用循環系につき2	A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 2 チャンネルが動作不能である場合 C. モード1、2、3及び4において条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合 D. 使用済燃料ビットでの照射済燃料移動中において条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 C. 1 当直課長は、中央制御室非常用循環ファンを起動させる。 D. 1 当直課長は、中央制御室非常用循環ファンを起動させる。 又は D. 2 保修課長は、照射済燃料の移動を中止する ^{※10} 。	30日 10日 速やかに 速やかに	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長	3. 非常用炉心冷却系作動									
機能	設定値 1号炉及び2号炉					適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項																																				
		条件	措置	完了時間	項目			頻度	担当																																						
1. 中央制御室非常用循環系作動論理回路	一	モード1、2、3、4及び使用済燃料ビットでの照射済燃料移動中	所要の中央制御室非常用循環系につき2系統 ^{※14}	A. 1系統が動作不能である場合 B. 2系統が動作不能である場合 C. モード1、2、3及び4において条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合 D. 使用済燃料ビットでの照射済燃料移動中において条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。 B. 1 保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。 C. 1 当直課長は、中央制御室非常用循環ファンを起動させる。 D. 1 当直課長は、中央制御室非常用循環ファンを起動させる。 又は D. 2 保修課長は、照射済燃料の移動を中止する ^{※10} 。	30日 10日 速やかに 速やかに 速やかに	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長																																						
2. 手動起動	一	モード1、2、3、4及び使用済燃料ビットでの照射済燃料移動中	所要の中央制御室非常用循環系につき2	A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 2 チャンネルが動作不能である場合 C. モード1、2、3及び4において条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合 D. 使用済燃料ビットでの照射済燃料移動中において条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 C. 1 当直課長は、中央制御室非常用循環ファンを起動させる。 D. 1 当直課長は、中央制御室非常用循環ファンを起動させる。 又は D. 2 保修課長は、照射済燃料の移動を中止する ^{※10} 。	30日 10日 速やかに 速やかに	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長																																						
3. 非常用炉心冷却系作動																																															

(規定なし)

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考																																						
<附則第4項 従前の例>	<ul style="list-style-type: none"> 1号炉及び2号炉の原子炉安全保護盤取替工事に伴う変更 	<p>表 33-7 中央制御室外原子炉停止装置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">適用モード</th> <th colspan="3">機能を満足できない場合の措置^{※20}</th> <th colspan="3">確認事項</th> </tr> <tr> <th>条件</th> <th>措置</th> <th>完了時間</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ほう酸ポンプ</td> <td>モード1、2及び3</td> <td>A. 1つの機能が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>A. 1 保修課長は、当該機能を動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。</td> <td>30日 12時間 36時間</td> <td>機能検査を実施する。</td> <td>定期検査時</td> <td>保修課長</td> </tr> <tr> <td>充てん／高圧注入ポンプ 抽出オリフィス隔離弁 海水ポンプ 原子炉補機冷却水ポンプ 加圧器後備ヒータ 電動補助給水ポンプ</td> <td>モード1、2、3及び4</td> <td>A. 1つの機能が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>A. 1 保修課長は、当該機能を動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード5にする。</td> <td>30日 12時間 56時間</td> <td>機能検査を実施する。</td> <td>定期検査時</td> <td>保修課長</td> </tr> <tr> <td>余熱除去ポンプ</td> <td>モード4</td> <td>A. 1つの機能が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>A. 1 保修課長は、当該機能を動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード5にする。</td> <td>30日 56時間</td> <td>機能検査を実施する。</td> <td>定期検査時</td> <td>保修課長</td> </tr> </tbody> </table> <p>※20：機能ごとに個別の条件が適用される。</p>	機能	適用モード	機能を満足できない場合の措置 ^{※20}			確認事項			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当	ほう酸ポンプ	モード1、2及び3	A. 1つの機能が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該機能を動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。	30日 12時間 36時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長	充てん／高圧注入ポンプ 抽出オリフィス隔離弁 海水ポンプ 原子炉補機冷却水ポンプ 加圧器後備ヒータ 電動補助給水ポンプ	モード1、2、3及び4	A. 1つの機能が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該機能を動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード5にする。	30日 12時間 56時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長	余熱除去ポンプ	モード4	A. 1つの機能が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該機能を動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード5にする。	30日 56時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長
機能	適用モード	機能を満足できない場合の措置 ^{※20}			確認事項																																			
		条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当																																	
ほう酸ポンプ	モード1、2及び3	A. 1つの機能が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該機能を動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。	30日 12時間 36時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長																																	
充てん／高圧注入ポンプ 抽出オリフィス隔離弁 海水ポンプ 原子炉補機冷却水ポンプ 加圧器後備ヒータ 電動補助給水ポンプ	モード1、2、3及び4	A. 1つの機能が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該機能を動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード5にする。	30日 12時間 56時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長																																	
余熱除去ポンプ	モード4	A. 1つの機能が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該機能を動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード5にする。	30日 56時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長																																	

(規定なし)

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	<附則第4項 従前の例>																																																
		・1号炉及び2号炉の原子炉安全保護盤取替工事に伴う変更																																																
			<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">適用モード</th> <th colspan="3">機能を満足できない場合の措置^{※20}</th> <th colspan="3">確認事項</th> </tr> <tr> <th>条件</th> <th>措置</th> <th>完了時間</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加圧器圧力</td> <td>モード1、2及び3</td> <td>A. 1つの機能が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>A. 1 保修課長は、当該機能を動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。</td> <td>30日 12時間 36時間</td> <td>機能検査を実施する。</td> <td>定期検査時</td> <td>保修課長</td> </tr> <tr> <td>蒸気発生器広域水位 蒸気ライン圧力 加圧器水位</td> <td>モード1、2、3及び4</td> <td>A. 1つの機能が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>A. 1 保修課長は、当該機能を動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード5にする。</td> <td>30日 12時間 56時間</td> <td>機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。</td> <td>定期検査時 1か月に1回</td> <td>保修課長 当直課長</td> </tr> <tr> <td>中性子束(中性子源領域)</td> <td>モード2(P-6イクタック未満)、3及び4</td> <td>A. 1つの機能が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>A. 1 保修課長は、当該機能を動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード5にする。</td> <td>30日 12時間 56時間</td> <td>機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。</td> <td>定期検査時 1か月に1回</td> <td>保修課長 当直課長</td> </tr> <tr> <td>1次冷却材圧力(広域) 1次冷却材温度(広域)(低温側)</td> <td>モード3及び4</td> <td>A. 1つの機能が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>A. 1 保修課長は、当該機能を動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード5にする。</td> <td>30日 56時間</td> <td>機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。</td> <td>定期検査時 1か月に1回</td> <td>保修課長 当直課長</td> </tr> </tbody> </table>	機能	適用モード	機能を満足できない場合の措置 ^{※20}			確認事項			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当	加圧器圧力	モード1、2及び3	A. 1つの機能が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該機能を動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。	30日 12時間 36時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長	蒸気発生器広域水位 蒸気ライン圧力 加圧器水位	モード1、2、3及び4	A. 1つの機能が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該機能を動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード5にする。	30日 12時間 56時間	機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1か月に1回	保修課長 当直課長	中性子束(中性子源領域)	モード2(P-6イクタック未満)、3及び4	A. 1つの機能が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該機能を動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード5にする。	30日 12時間 56時間	機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1か月に1回	保修課長 当直課長	1次冷却材圧力(広域) 1次冷却材温度(広域)(低温側)	モード3及び4	A. 1つの機能が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該機能を動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード5にする。	30日 56時間	機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1か月に1回	保修課長 当直課長	
機能	適用モード	機能を満足できない場合の措置 ^{※20}				確認事項																																												
		条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当																																											
加圧器圧力	モード1、2及び3	A. 1つの機能が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該機能を動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。	30日 12時間 36時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長																																											
蒸気発生器広域水位 蒸気ライン圧力 加圧器水位	モード1、2、3及び4	A. 1つの機能が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該機能を動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード5にする。	30日 12時間 56時間	機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1か月に1回	保修課長 当直課長																																											
中性子束(中性子源領域)	モード2(P-6イクタック未満)、3及び4	A. 1つの機能が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該機能を動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード5にする。	30日 12時間 56時間	機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1か月に1回	保修課長 当直課長																																											
1次冷却材圧力(広域) 1次冷却材温度(広域)(低温側)	モード3及び4	A. 1つの機能が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該機能を動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード5にする。	30日 56時間	機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1か月に1回	保修課長 当直課長																																											
		(規定なし)																																																

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<附則第4項 従前の例>	<p>図 34-1 過大温度ΔT高及び過大出力ΔT高トリップ設定値制限図 変更</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1号炉及び2号炉の原子炉 安全保護盤取替工事に伴う 変更

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<附則第4項 従前の例> (加圧器) 第42条 モード1、2及び3において、加圧器は、表42-1で定める事項を運転上の制限とする。 2 加圧器が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 当直課長は、モード1、2及び3において、12時間に1回、加圧器の水位を確認する。 (2) 当直課長は、モード1、2及び3において、1週間に1回、加圧器ヒータ2系統が所内非常用母線から受電していることを確認する。 3 当直課長は、加圧器が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表42-2の措置を講じる。		<ul style="list-style-type: none"> 1号炉及び2号炉の原子炉安全保護盤取替工事に伴う変更

表42-1

項目	運転上の制限
加圧器	(1) 加圧器の水位が計器スパンの92%以下であること※1 (2) 所内非常用母線から受電している加圧器ヒータ2系統が動作可能であること
※1 : 加圧器気相部消滅操作開始からモード4になるまで、及びモード3となつてから加圧器相部生成操作完了までを除く。	

表42-2

条件	要求される措置	完了時間
A. 加圧器水位が計器スパンの92%を超えた場合	A. 1 当直課長は、モード3にし、原子炉トリップしや断器を開く。 A. 2 当直課長は、モード4にする。	12時間
B. 所内非常用母線から受電している加圧器ヒータ1系統が動作不能である場合	B. 1 当直課長は、当該加圧器ヒータを動作可能な状態に復旧する。	36時間
C. 条件Bの措置を完了時間内に達成できない場合	C. 1 当直課長は、モード3にする。 C. 2 当直課長は、モード4にする。	12時間 36時間

(規定なし)

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考																					
<p><附則第4項 従前の例></p> <p>83-15-4 蓄電池（安全防護系用）及び蓄電池（重大事故等対処用）からの給電</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>蓄電池（安全防護系用）及び蓄電池（重大事故等対処用）からの給電</td> <td>(1) 蓄電池（安全防護系用）からの電源系1系統が動作可能であること (2) 蓄電池（重大事故等対処用）からの電源系1系統が動作可能であること</td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>設備</td> <td>所要数</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5、6 及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td> <td>蓄電池（安全防護系用） 蓄電池（重大事故等対処用）</td> <td>1組 1組</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>蓄電池（安全防護系用）及び蓄電池（重大事故等対処用）</td> <td>蓄電池（安全防護系用）及び蓄電池（重大事故等対処用）が健全であることを確認する。</td> <td>定期検査時</td> <td>保修課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>蓄電池（安全防護系用）及び蓄電池（重大事故等対処用）の蓄電池端子電圧が126.0V以上であることを確認する。 (規定なし)</td> <td>1週間に1回</td> <td>当直課長</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	蓄電池（安全防護系用）及び蓄電池（重大事故等対処用）からの給電	(1) 蓄電池（安全防護系用）からの電源系1系統が動作可能であること (2) 蓄電池（重大事故等対処用）からの電源系1系統が動作可能であること	適用モード	設備	所要数	モード1、2、3、4、5、6 及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	蓄電池（安全防護系用） 蓄電池（重大事故等対処用）	1組 1組	項目	確認事項	頻度	担当	蓄電池（安全防護系用）及び蓄電池（重大事故等対処用）	蓄電池（安全防護系用）及び蓄電池（重大事故等対処用）が健全であることを確認する。	定期検査時	保修課長		蓄電池（安全防護系用）及び蓄電池（重大事故等対処用）の蓄電池端子電圧が126.0V以上であることを確認する。 (規定なし)	1週間に1回	当直課長	<ul style="list-style-type: none"> 1号炉及び2号炉の常設直流水電源設備（3系統目）の設置に伴う変更
項目	運転上の制限																						
蓄電池（安全防護系用）及び蓄電池（重大事故等対処用）からの給電	(1) 蓄電池（安全防護系用）からの電源系1系統が動作可能であること (2) 蓄電池（重大事故等対処用）からの電源系1系統が動作可能であること																						
適用モード	設備	所要数																					
モード1、2、3、4、5、6 及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	蓄電池（安全防護系用） 蓄電池（重大事故等対処用）	1組 1組																					
項目	確認事項	頻度	担当																				
蓄電池（安全防護系用）及び蓄電池（重大事故等対処用）	蓄電池（安全防護系用）及び蓄電池（重大事故等対処用）が健全であることを確認する。	定期検査時	保修課長																				
	蓄電池（安全防護系用）及び蓄電池（重大事故等対処用）の蓄電池端子電圧が126.0V以上であることを確認する。 (規定なし)	1週間に1回	当直課長																				

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考																
<附則第4項 従前の例>		<p>• 1号炉及び2号炉の常設直流水電源設備（3系統目）の設置に伴う変更</p> <p>(3) 要求される措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用モード</th><th>条件</th><th>要求される措置</th><th>完了時間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モード1、2、3及び4</td><td>A. 蓄電池（安全防護系用）又は蓄電池（重大事故等対処用）からの電源系が動作不能である場合</td><td> A. 1 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認する。 及び A. 2 保修課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※₂が動作可能であることを確認する※₃。 </td><td>4時間 72時間</td></tr> <tr> <td></td><td>B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td><td> A. 3 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 及び B. 2 当直課長は、モード5にする。 </td><td>30日 12時間 56時間</td></tr> <tr> <td>モード5、6及び使用済燃料に燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td><td>A. 蓄電池（安全防護系用）又は蓄電池（重大事故等対処用）からの電源系が動作不能である場合</td><td> A. 1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 及び A. 2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行って水抜きを中止する。 A. 3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）又はモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 及び A. 4 保修課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※₂が動作可能であることを確認する※₃。 </td><td>速やかに 速やかに 速やかに 速やかに</td></tr> </tbody> </table>	適用モード	条件	要求される措置	完了時間	モード1、2、3及び4	A. 蓄電池（安全防護系用）又は蓄電池（重大事故等対処用）からの電源系が動作不能である場合	A. 1 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認する。 及び A. 2 保修課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※ ₂ が動作可能であることを確認する※ ₃ 。	4時間 72時間		B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 3 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 及び B. 2 当直課長は、モード5にする。	30日 12時間 56時間	モード5、6及び使用済燃料に燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 蓄電池（安全防護系用）又は蓄電池（重大事故等対処用）からの電源系が動作不能である場合	A. 1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 及び A. 2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行って水抜きを中止する。 A. 3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）又はモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 及び A. 4 保修課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※ ₂ が動作可能であることを確認する※ ₃ 。	速やかに 速やかに 速やかに 速やかに
適用モード	条件	要求される措置	完了時間															
モード1、2、3及び4	A. 蓄電池（安全防護系用）又は蓄電池（重大事故等対処用）からの電源系が動作不能である場合	A. 1 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認する。 及び A. 2 保修課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※ ₂ が動作可能であることを確認する※ ₃ 。	4時間 72時間															
	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 3 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 及び B. 2 当直課長は、モード5にする。	30日 12時間 56時間															
モード5、6及び使用済燃料に燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 蓄電池（安全防護系用）又は蓄電池（重大事故等対処用）からの電源系が動作不能である場合	A. 1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 及び A. 2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行って水抜きを中止する。 A. 3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）又はモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 及び A. 4 保修課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※ ₂ が動作可能であることを確認する※ ₃ 。	速やかに 速やかに 速やかに 速やかに															
(規定なし)		<p>※1：残りのディーゼル発電機1基により動作可能であることを確認する。</p> <p>※2：大容量空冷式発電機をいう。</p> <p>※3：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。</p>																

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考																																										
<附則第4項 従前の例>																																												
<p>表 87-1 関連条文</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th> <th>点検対象外</th> <th>点検対象外の場合は、当該系統が動作可能であることを確認する</th> <th>実施頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 69 条 ・中央制御室・非常用監視系</td> <td>点検時間 第 67 条適用時間</td> <td>点検対象外が第 69 条 の適用モード内</td> <td>点検前※3 その後の 10 日に 1 回</td> </tr> <tr> <td>第 71 条 ・外部電源</td> <td>点検可能なら外部電源について、電圧が維持していることを確認する。</td> <td>・動力可能なら外部電源について、電圧が維持していることを確認する。</td> <td>点検前※3 その後の 1 日に 1 回</td> </tr> <tr> <td>第 83 条 (83-10-2) ・水素発電監視系を構成する弁 ・A カスサンブリング圧縮装置 ・可搬型給水器水素濃度計測装置モード内</td> <td>点検対象外が第 83 条 (83-10-2) の適用モード内</td> <td>・静的燃焼式水素再結合装置が動作可能であることを確認する。 ・所要の 1、2 号炉のディーゼル発電機が動作可能であることを確認する。</td> <td>点検前※3 その後の 1 日に 1 回</td> </tr> <tr> <td>第 83 条 (83-12-1) ・使用燃料ビット水位による使用燃料ビットへの注水系を構成する弁 (SPP) ・使用燃料ビット水位 (注水系を 1 系統確保し実施)</td> <td>点検対象外が第 83 条 (83-10-2) の適用期間</td> <td>・静的燃焼式水素再結合装置が動作可能であることを確認する。 ・使用燃料ビットの水位が日 +12.70m 以上及び水温が 65°C 以下であることを確認する。 ・可搬型電動ポンプ (可搬型電動ポンプによる燃料注入ボンブ) 又は搬型ディーゼル注入ボンブ (可搬型電動ポンプによる燃料注入ボンブ) を確認する。</td> <td>点検前※3 その後の 1 週間に 1 回</td> </tr> <tr> <td>第 83 条 (83-12-3) ・使用燃料ビット温度 (St) (指示監視部含む) ・使用燃料ビット水位 (注水) ・使用燃料ビット水温 (注水) ・使用燃料ビット水温 (システム含む) ・使用燃料ビット水温 (システム含む) 指示監視部</td> <td>使用燃料ビットによる期間</td> <td>・使用燃料ビットの水位が日 +12.70m 以上及び水温が 65°C 以下であることを確認する。 記録による確認する。</td> <td>点検前※3 その後の 1 週間に 1 回</td> </tr> <tr> <td>第 83 条 (83-15-1) ・大容量空冷式発電機 ・大容量空冷式発電機用給油ポンプ (モータ含む) ・大容量空冷式発電機用燃科タンク</td> <td>モード 1、2、3、4、 モード 6 以外</td> <td>・所要のディーゼル発電機が動作可能であることを確認する。 ・中容量発電機車又は高圧発電機車が動作可能であることを至近の記録により確認する。</td> <td>点検前※3 点検前※3 その後の 1 か月に 1 回</td> </tr> <tr> <td>第 83 条 (83-15-4) ・蓄電池 (重大事故等対応用)</td> <td>モード 1、2、3、4、 モード 6 以外</td> <td>・所要のディーゼル発電機が動作可能であることを至近の記録による確認する。</td> <td>点検前※3 その後の 1 か月に 1 回</td> </tr> <tr> <td>第 83 条 (83-15-6) ・重大事故等対応用変圧器鑑定 ・重大事故等対応用変圧器受電盤</td> <td>モード 1、2、3、4、 モード 6 以外</td> <td>・大容量空冷式発電機用給油ポンプによる大容量空冷式発電機への給油系を構成する弁。 ・蓄電池が動作可能であることを至近の記録により確認する。</td> <td>点検前※3 その後の 1 か月に 1 回</td> </tr> <tr> <td>第 83 条 (83-15-8) ・燃料油貯蔵タンク</td> <td>モード 1、2、3、4、 モード 6 以外</td> <td>・中容量発電機車又は高圧発電機車が動作可能であることを確認する。 ・中容量発電機車の燃料油貯蔵タンクが 147t 以上あることを確認する。</td> <td>点検前※3 その後の 1 か月に 1 回</td> </tr> <tr> <td>第 83 条 (83-16-1) ・原子炉下部キャビティ水位 ・可搬型給水器水素濃度計測装置モード内</td> <td>モード 5</td> <td>・代替マスタが動作可能であることを確認する。 ・静的燃焼式水素再結合装置が動作可能であることを確認する。</td> <td>点検前※3 その後の 1 日に 1 回</td> </tr> </tbody> </table> <p>※3：運転上の制限外に移行する前に起動し、その全てが終了した直後から 24 時間に内に運転上の制限外に移行する。なお、移行前に実施した措置については、移行時点で完了したものとみなす。 ※4：動作可能であることを確認」とは、ディーゼル発電機 2 基※*を起動し動作可能であることを確認する。ただし、第 87 条適用初期が使用燃料ビットによる運転可能であることを確認する。 ※5：モード 1、2、3 及び 4 の外ではディーゼル発電機に非常用発電機 1 基を含めることができる。</p>	関連条文	点検対象外	点検対象外の場合は、当該系統が動作可能であることを確認する	実施頻度	第 69 条 ・中央制御室・非常用監視系	点検時間 第 67 条適用時間	点検対象外が第 69 条 の適用モード内	点検前※3 その後の 10 日に 1 回	第 71 条 ・外部電源	点検可能なら外部電源について、電圧が維持していることを確認する。	・動力可能なら外部電源について、電圧が維持していることを確認する。	点検前※3 その後の 1 日に 1 回	第 83 条 (83-10-2) ・水素発電監視系を構成する弁 ・A カスサンブリング圧縮装置 ・可搬型給水器水素濃度計測装置モード内	点検対象外が第 83 条 (83-10-2) の適用モード内	・静的燃焼式水素再結合装置が動作可能であることを確認する。 ・所要の 1、2 号炉のディーゼル発電機が動作可能であることを確認する。	点検前※3 その後の 1 日に 1 回	第 83 条 (83-12-1) ・使用燃料ビット水位による使用燃料ビットへの注水系を構成する弁 (SPP) ・使用燃料ビット水位 (注水系を 1 系統確保し実施)	点検対象外が第 83 条 (83-10-2) の適用期間	・静的燃焼式水素再結合装置が動作可能であることを確認する。 ・使用燃料ビットの水位が日 +12.70m 以上及び水温が 65°C 以下であることを確認する。 ・可搬型電動ポンプ (可搬型電動ポンプによる燃料注入ボンブ) 又は搬型ディーゼル注入ボンブ (可搬型電動ポンプによる燃料注入ボンブ) を確認する。	点検前※3 その後の 1 週間に 1 回	第 83 条 (83-12-3) ・使用燃料ビット温度 (St) (指示監視部含む) ・使用燃料ビット水位 (注水) ・使用燃料ビット水温 (注水) ・使用燃料ビット水温 (システム含む) ・使用燃料ビット水温 (システム含む) 指示監視部	使用燃料ビットによる期間	・使用燃料ビットの水位が日 +12.70m 以上及び水温が 65°C 以下であることを確認する。 記録による確認する。	点検前※3 その後の 1 週間に 1 回	第 83 条 (83-15-1) ・大容量空冷式発電機 ・大容量空冷式発電機用給油ポンプ (モータ含む) ・大容量空冷式発電機用燃科タンク	モード 1、2、3、4、 モード 6 以外	・所要のディーゼル発電機が動作可能であることを確認する。 ・中容量発電機車又は高圧発電機車が動作可能であることを至近の記録により確認する。	点検前※3 点検前※3 その後の 1 か月に 1 回	第 83 条 (83-15-4) ・蓄電池 (重大事故等対応用)	モード 1、2、3、4、 モード 6 以外	・所要のディーゼル発電機が動作可能であることを至近の記録による確認する。	点検前※3 その後の 1 か月に 1 回	第 83 条 (83-15-6) ・重大事故等対応用変圧器鑑定 ・重大事故等対応用変圧器受電盤	モード 1、2、3、4、 モード 6 以外	・大容量空冷式発電機用給油ポンプによる大容量空冷式発電機への給油系を構成する弁。 ・蓄電池が動作可能であることを至近の記録により確認する。	点検前※3 その後の 1 か月に 1 回	第 83 条 (83-15-8) ・燃料油貯蔵タンク	モード 1、2、3、4、 モード 6 以外	・中容量発電機車又は高圧発電機車が動作可能であることを確認する。 ・中容量発電機車の燃料油貯蔵タンクが 147t 以上あることを確認する。	点検前※3 その後の 1 か月に 1 回	第 83 条 (83-16-1) ・原子炉下部キャビティ水位 ・可搬型給水器水素濃度計測装置モード内	モード 5	・代替マスタが動作可能であることを確認する。 ・静的燃焼式水素再結合装置が動作可能であることを確認する。	点検前※3 その後の 1 日に 1 回
関連条文	点検対象外	点検対象外の場合は、当該系統が動作可能であることを確認する	実施頻度																																									
第 69 条 ・中央制御室・非常用監視系	点検時間 第 67 条適用時間	点検対象外が第 69 条 の適用モード内	点検前※3 その後の 10 日に 1 回																																									
第 71 条 ・外部電源	点検可能なら外部電源について、電圧が維持していることを確認する。	・動力可能なら外部電源について、電圧が維持していることを確認する。	点検前※3 その後の 1 日に 1 回																																									
第 83 条 (83-10-2) ・水素発電監視系を構成する弁 ・A カスサンブリング圧縮装置 ・可搬型給水器水素濃度計測装置モード内	点検対象外が第 83 条 (83-10-2) の適用モード内	・静的燃焼式水素再結合装置が動作可能であることを確認する。 ・所要の 1、2 号炉のディーゼル発電機が動作可能であることを確認する。	点検前※3 その後の 1 日に 1 回																																									
第 83 条 (83-12-1) ・使用燃料ビット水位による使用燃料ビットへの注水系を構成する弁 (SPP) ・使用燃料ビット水位 (注水系を 1 系統確保し実施)	点検対象外が第 83 条 (83-10-2) の適用期間	・静的燃焼式水素再結合装置が動作可能であることを確認する。 ・使用燃料ビットの水位が日 +12.70m 以上及び水温が 65°C 以下であることを確認する。 ・可搬型電動ポンプ (可搬型電動ポンプによる燃料注入ボンブ) 又は搬型ディーゼル注入ボンブ (可搬型電動ポンプによる燃料注入ボンブ) を確認する。	点検前※3 その後の 1 週間に 1 回																																									
第 83 条 (83-12-3) ・使用燃料ビット温度 (St) (指示監視部含む) ・使用燃料ビット水位 (注水) ・使用燃料ビット水温 (注水) ・使用燃料ビット水温 (システム含む) ・使用燃料ビット水温 (システム含む) 指示監視部	使用燃料ビットによる期間	・使用燃料ビットの水位が日 +12.70m 以上及び水温が 65°C 以下であることを確認する。 記録による確認する。	点検前※3 その後の 1 週間に 1 回																																									
第 83 条 (83-15-1) ・大容量空冷式発電機 ・大容量空冷式発電機用給油ポンプ (モータ含む) ・大容量空冷式発電機用燃科タンク	モード 1、2、3、4、 モード 6 以外	・所要のディーゼル発電機が動作可能であることを確認する。 ・中容量発電機車又は高圧発電機車が動作可能であることを至近の記録により確認する。	点検前※3 点検前※3 その後の 1 か月に 1 回																																									
第 83 条 (83-15-4) ・蓄電池 (重大事故等対応用)	モード 1、2、3、4、 モード 6 以外	・所要のディーゼル発電機が動作可能であることを至近の記録による確認する。	点検前※3 その後の 1 か月に 1 回																																									
第 83 条 (83-15-6) ・重大事故等対応用変圧器鑑定 ・重大事故等対応用変圧器受電盤	モード 1、2、3、4、 モード 6 以外	・大容量空冷式発電機用給油ポンプによる大容量空冷式発電機への給油系を構成する弁。 ・蓄電池が動作可能であることを至近の記録により確認する。	点検前※3 その後の 1 か月に 1 回																																									
第 83 条 (83-15-8) ・燃料油貯蔵タンク	モード 1、2、3、4、 モード 6 以外	・中容量発電機車又は高圧発電機車が動作可能であることを確認する。 ・中容量発電機車の燃料油貯蔵タンクが 147t 以上あることを確認する。	点検前※3 その後の 1 か月に 1 回																																									
第 83 条 (83-16-1) ・原子炉下部キャビティ水位 ・可搬型給水器水素濃度計測装置モード内	モード 5	・代替マスタが動作可能であることを確認する。 ・静的燃焼式水素再結合装置が動作可能であることを確認する。	点検前※3 その後の 1 日に 1 回																																									

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考																																								
<p style="text-align: center;"><附則第4項 従前の例></p> <p>添付1 異常時の運転操作基準（第90条関連）</p> <p style="text-align: right;">表-8</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">事象ベース運転操作基準</td> <td colspan="2" style="width: 90%;"> <ul style="list-style-type: none"> 4. サポート系の確保 <ul style="list-style-type: none"> (1) 全交流動力電源喪失 </td> </tr> <tr> <td>① 目的</td> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての交流動力電源が喪失した状態でプラントを安定させ、早期に電源を回復させる。 </td> </tr> <tr> <td>② 導入条件</td> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての非常用母線及び常用母線の電圧が零ボルト </td> </tr> <tr> <td>③ 主な監視操作内容</td> <td colspan="2"> <p>原子炉トリップの確認</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 原子炉トリップの確認を行う。 </td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2"> <p>タービン・発電機トリップの確認</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. タービントリップ、発電機トリップの確認を行う。 </td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2"> <p>全交流動力電源喪失判断</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 外部電源喪失、ディーゼル発電機起動不能等により所内電源が喪失したことを確認する。 2. 交流動力電源の早期回復不能を判断し、全交流動力電源喪失時の処置を開始する。 </td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2"> <p>【1次系からの漏えいの有無及び漏えい規模の確認】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 1次冷却材漏えいの有無及び漏えい規模を判断する。 2. 1次冷却材漏えいの規模が小さい場合は、代替電源の確保、代替炉心注入の準備、アニュラス空気浄化系及び中央制御室空調系の準備並びに原子炉格納容器内自然対流冷却の準備を行う。 </td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2"> <p>補助給水流量の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 補助給水流量により補助給水機能が健全であることを確認する。 </td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2"> <p>【2次系による強制冷却】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 補助給水機能が確保されていれば、主蒸気逃がし弁を現場手動にて全開とし、強制冷却を行う。 2. 1次系の減圧により、蓄圧注入系が動作していることを確認する。 </td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2"> <p>使用済燃料ピット冷却状態確認及び保有水確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 使用済燃料ピットの冷却状態を確認し、水位低下が見られれば必要に応じて水補給を行う。 </td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2"> <p>代替電源からの受電</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 代替電源（大容量空冷式発電機等）から受電したことを確認する。 </td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2"> <p>所内直流電源の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 代替電源からの給電が長期にわたり行えない場合は、蓄電池（重大事故等対応用）からの受電や不要な直流負荷を切り離す。 </td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2"> <p>【1次冷却材ポンプ封水系統、原子炉補機冷却水系統の隔離】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 1次冷却材ポンプ封水系統及び原子炉補機冷却水系統の隔離を行う。 </td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2"> <p>蓄圧タンク隔離</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 1次冷却材圧力が蓄圧タンクからの窒素ガスの混入を防止するための圧力となり、代替電源からの給電が可能となれば蓄圧タンクの出口弁を閉止する。 </td> </tr> </table>	事象ベース運転操作基準	<ul style="list-style-type: none"> 4. サポート系の確保 <ul style="list-style-type: none"> (1) 全交流動力電源喪失 		① 目的	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての交流動力電源が喪失した状態でプラントを安定させ、早期に電源を回復させる。 		② 導入条件	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての非常用母線及び常用母線の電圧が零ボルト 		③ 主な監視操作内容	<p>原子炉トリップの確認</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 原子炉トリップの確認を行う。 			<p>タービン・発電機トリップの確認</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. タービントリップ、発電機トリップの確認を行う。 			<p>全交流動力電源喪失判断</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 外部電源喪失、ディーゼル発電機起動不能等により所内電源が喪失したことを確認する。 2. 交流動力電源の早期回復不能を判断し、全交流動力電源喪失時の処置を開始する。 			<p>【1次系からの漏えいの有無及び漏えい規模の確認】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 1次冷却材漏えいの有無及び漏えい規模を判断する。 2. 1次冷却材漏えいの規模が小さい場合は、代替電源の確保、代替炉心注入の準備、アニュラス空気浄化系及び中央制御室空調系の準備並びに原子炉格納容器内自然対流冷却の準備を行う。 			<p>補助給水流量の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 補助給水流量により補助給水機能が健全であることを確認する。 			<p>【2次系による強制冷却】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 補助給水機能が確保されていれば、主蒸気逃がし弁を現場手動にて全開とし、強制冷却を行う。 2. 1次系の減圧により、蓄圧注入系が動作していることを確認する。 			<p>使用済燃料ピット冷却状態確認及び保有水確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 使用済燃料ピットの冷却状態を確認し、水位低下が見られれば必要に応じて水補給を行う。 			<p>代替電源からの受電</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 代替電源（大容量空冷式発電機等）から受電したことを確認する。 			<p>所内直流電源の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 代替電源からの給電が長期にわたり行えない場合は、蓄電池（重大事故等対応用）からの受電や不要な直流負荷を切り離す。 			<p>【1次冷却材ポンプ封水系統、原子炉補機冷却水系統の隔離】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 1次冷却材ポンプ封水系統及び原子炉補機冷却水系統の隔離を行う。 			<p>蓄圧タンク隔離</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 1次冷却材圧力が蓄圧タンクからの窒素ガスの混入を防止するための圧力となり、代替電源からの給電が可能となれば蓄圧タンクの出口弁を閉止する。 	
事象ベース運転操作基準	<ul style="list-style-type: none"> 4. サポート系の確保 <ul style="list-style-type: none"> (1) 全交流動力電源喪失 																																									
① 目的	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての交流動力電源が喪失した状態でプラントを安定させ、早期に電源を回復させる。 																																									
② 導入条件	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての非常用母線及び常用母線の電圧が零ボルト 																																									
③ 主な監視操作内容	<p>原子炉トリップの確認</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 原子炉トリップの確認を行う。 																																									
	<p>タービン・発電機トリップの確認</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. タービントリップ、発電機トリップの確認を行う。 																																									
	<p>全交流動力電源喪失判断</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 外部電源喪失、ディーゼル発電機起動不能等により所内電源が喪失したことを確認する。 2. 交流動力電源の早期回復不能を判断し、全交流動力電源喪失時の処置を開始する。 																																									
	<p>【1次系からの漏えいの有無及び漏えい規模の確認】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 1次冷却材漏えいの有無及び漏えい規模を判断する。 2. 1次冷却材漏えいの規模が小さい場合は、代替電源の確保、代替炉心注入の準備、アニュラス空気浄化系及び中央制御室空調系の準備並びに原子炉格納容器内自然対流冷却の準備を行う。 																																									
	<p>補助給水流量の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 補助給水流量により補助給水機能が健全であることを確認する。 																																									
	<p>【2次系による強制冷却】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 補助給水機能が確保されていれば、主蒸気逃がし弁を現場手動にて全開とし、強制冷却を行う。 2. 1次系の減圧により、蓄圧注入系が動作していることを確認する。 																																									
	<p>使用済燃料ピット冷却状態確認及び保有水確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 使用済燃料ピットの冷却状態を確認し、水位低下が見られれば必要に応じて水補給を行う。 																																									
	<p>代替電源からの受電</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 代替電源（大容量空冷式発電機等）から受電したことを確認する。 																																									
	<p>所内直流電源の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 代替電源からの給電が長期にわたり行えない場合は、蓄電池（重大事故等対応用）からの受電や不要な直流負荷を切り離す。 																																									
	<p>【1次冷却材ポンプ封水系統、原子炉補機冷却水系統の隔離】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 1次冷却材ポンプ封水系統及び原子炉補機冷却水系統の隔離を行う。 																																									
	<p>蓄圧タンク隔離</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 1次冷却材圧力が蓄圧タンクからの窒素ガスの混入を防止するための圧力となり、代替電源からの給電が可能となれば蓄圧タンクの出口弁を閉止する。 																																									

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<p style="text-align: center;"><附則第4項 従前の例></p> <p>添付3 重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準 表-14 電源の確保に関する手順等</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>1 優先順位</p> <p>代替電源の給電手順の優先順位は、大容量空冷式発電機、号炉間融通ケーブル、発電機車（中容量発電機車又は高压発電機車）、予備ケーブル（号炉間電力融通用）の順で使用する。</p> <p>代替電源（直流）による給電</p> <p>1 蓄電池（安全防護系用）による代替電源（直流）からの給電</p> <p>当直課長は、全交流動力電源が喪失した場合は、蓄電池（安全防護系用）により非常用直流母線へ給電する。全交流動力電源喪失発生後8時間以内を目安に現場で不要直流負荷の切離しを行う。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>全交流動力電源喪失により、交流電源から非常用直流母線への給電が母線電圧等にて確認できない場合</p> <p>2 蓄電池（重大事故等対処用）による代替電源（直流）からの給電</p> <p>当直課長は、全交流動力電源が喪失した場合は、蓄電池（安全防護系用）の電圧が許容最低電圧値以下となる前までに、蓄電池（重大事故等対処用）により非常用直流母線へ給電する。全交流動力電源喪失発生後8時間以内を目安に現場で不要直流負荷の切離しを行う。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>全交流動力電源喪失時に直流電源用発電機及び可搬型直流変換器の準備が完了するまでに、直流母線電圧が許容最低電圧値（108V）以上を維持できない場合</p> <p>3 直流電源用発電機及び可搬型直流変換器による代替電源（直流）からの給電</p> <p>当直課長は、蓄電池（重大事故等対処用）の電圧が低下する前までに、直流電源用発電機及び可搬型直流変換器により給電する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>全交流動力電源喪失時に、代替電源（交流）設備による、代替電源（交流）からの給電が母線電圧等にて確認できない場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・1号炉及び2号炉の原子炉安全保護盤取替工事に伴う変更 ・1号炉及び2号炉の常設直流電源設備（3系統目）の設置に伴う変更 	<p style="text-align: center;">(規定なし)</p>

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<p><附則第4項 従前の例></p> <p>表-14 電源の確保に関する手順等 続き</p> <p>3 惡影響防止</p> <p>号炉間電力融通ケーブルは、通常運転中は、遮断器及びケーブルにより他号炉とは隔離し、重大事故等時のみ接続する。</p> <p>大容量空冷式発電機車や発電機車（中容量発電機車又は高圧発電機車）、号炉間電力融通ケーブル又は予備ケーブル（号炉間電力融通用）を使用した号炉間融通により電源を給電する際、中央制御室で受電後の大型補機の自動起動を防止するため、大型補機の操作スイッチを「切りロック」又は「切」にする。</p> <p>受電後の蓄電池の充電による水素発生防止のため、外気取入れ手動ダンパの「開」及び、蓄電池室排気ファン（重大事故等対処用）の起動により、蓄電池室の換気を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1号炉及び2号炉の常設直流水電源設備（3系統目）の設置に伴う変更 	(規定なし)

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考	
<p><附則第4項 従前の例></p> <p>表-15 事故時の計装に関する手順等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; padding: 5px;">計器電源の喪失</td> <td style="width: 90%; padding: 5px;"> <p>1 計器電源の喪失時の対応</p> <p>当直課長は、直流電源が喪失し計測に必要な計器電源が喪失した場合、特に重要なパラメータを計測又は監視する。</p> <p>(1) 全交流動力電源喪失及び直流電源喪失</p> <p>当直課長は、全交流動力電源喪失により計測に必要な計器電源が喪失した場合、大容量空冷式発電機、蓄電池（重大事故等対処用）及び直流電源用発電機等の運転により、計器へ給電する。</p> <p>代替電源の供給ができない場合は、特に重要なパラメータとして、パラメータ選定で選定した重要な監視パラメータ及び重要代替パラメータを計測する計器については、温度、圧力、水位及び流量に係るものについて、可搬型計測器を接続し計測する。ただし、可搬型計測器を用いずに直接確認できるものは現場で確認する。</p> <p>また、可搬型計測器の計測値を工学値に換算する換算表を準備する。</p> <p>可搬型計測器による計測においては、計測の選定を行う際の考え方として、同一パラメータにチャンネルが複数ある場合は、いずれか1つの適切なパラメータを選定し計測又は監視する。同一の物理量について、複数のパラメータがある場合は、いずれか1つの適切なパラメータを選定し計測又は監視する。</p> <p>ア 手順着手の判断基準</p> <p>ア 直流電源が喪失した場合において、中央制御室でのパラメータ監視ができない場合</p> </td> </tr> </table>	計器電源の喪失	<p>1 計器電源の喪失時の対応</p> <p>当直課長は、直流電源が喪失し計測に必要な計器電源が喪失した場合、特に重要なパラメータを計測又は監視する。</p> <p>(1) 全交流動力電源喪失及び直流電源喪失</p> <p>当直課長は、全交流動力電源喪失により計測に必要な計器電源が喪失した場合、大容量空冷式発電機、蓄電池（重大事故等対処用）及び直流電源用発電機等の運転により、計器へ給電する。</p> <p>代替電源の供給ができない場合は、特に重要なパラメータとして、パラメータ選定で選定した重要な監視パラメータ及び重要代替パラメータを計測する計器については、温度、圧力、水位及び流量に係るものについて、可搬型計測器を接続し計測する。ただし、可搬型計測器を用いずに直接確認できるものは現場で確認する。</p> <p>また、可搬型計測器の計測値を工学値に換算する換算表を準備する。</p> <p>可搬型計測器による計測においては、計測の選定を行う際の考え方として、同一パラメータにチャンネルが複数ある場合は、いずれか1つの適切なパラメータを選定し計測又は監視する。同一の物理量について、複数のパラメータがある場合は、いずれか1つの適切なパラメータを選定し計測又は監視する。</p> <p>ア 手順着手の判断基準</p> <p>ア 直流電源が喪失した場合において、中央制御室でのパラメータ監視ができない場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・1号炉及び2号炉の常設直流水電源設備（3系統目）の設置に伴う変更
計器電源の喪失	<p>1 計器電源の喪失時の対応</p> <p>当直課長は、直流電源が喪失し計測に必要な計器電源が喪失した場合、特に重要なパラメータを計測又は監視する。</p> <p>(1) 全交流動力電源喪失及び直流電源喪失</p> <p>当直課長は、全交流動力電源喪失により計測に必要な計器電源が喪失した場合、大容量空冷式発電機、蓄電池（重大事故等対処用）及び直流電源用発電機等の運転により、計器へ給電する。</p> <p>代替電源の供給ができない場合は、特に重要なパラメータとして、パラメータ選定で選定した重要な監視パラメータ及び重要代替パラメータを計測する計器については、温度、圧力、水位及び流量に係るものについて、可搬型計測器を接続し計測する。ただし、可搬型計測器を用いずに直接確認できるものは現場で確認する。</p> <p>また、可搬型計測器の計測値を工学値に換算する換算表を準備する。</p> <p>可搬型計測器による計測においては、計測の選定を行う際の考え方として、同一パラメータにチャンネルが複数ある場合は、いずれか1つの適切なパラメータを選定し計測又は監視する。同一の物理量について、複数のパラメータがある場合は、いずれか1つの適切なパラメータを選定し計測又は監視する。</p> <p>ア 手順着手の判断基準</p> <p>ア 直流電源が喪失した場合において、中央制御室でのパラメータ監視ができない場合</p>		

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<p><附則第4項 従前の例></p> <p>表-15 事故時の計装に関する手順等 続き</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>1 パラメータの選定</p> <p>炉心損傷防止対策及び原子炉格納容器破損防止対策を成功させたために把握することが必要な原子炉施設の状態を監視する主要パラメータは、事象の判別を行う運転手順書の判断基準、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器破損を防止する運転手順書の適用条件、炉心の著しい損傷が発生した場合に対処する運転手順書の適用条件及び技術的能力に係る審査基準1.1～1.10、1.13、1.14を満足するために必要なパラメータを選定する。</p> <p>選定した主要パラメータ(パラメータの分類：原子炉容器内の温度、圧力及び水位、原子炉容器及び原子炉格納容器への注水量、原子炉格納容器内の温度、圧力、水位、水素濃度、放射線量率、未臨界の維持又は監視、最終ヒートシンクの確保、原子炉格納容器バイパスの監視、水源の確保及びアニュラス内の水素濃度)は、以下のとおり分類する。</p> <p style="text-align: right;"><中略></p> <p>(規定なし)</p> <p>2 原子炉施設の状態把握</p> <p>設計基準を超える状態における原子炉施設の状態を把握する能力として、重要な監視パラメータ及び重要代替パラメータを計測する計器の計測範囲、計器の個数を規定文書に明確に定める。</p> <p>3 確からしさの考慮</p> <p>圧力のパラメータと温度のパラメータを水の飽和状態の関係から推定する場合は、水が飽和状態にないとパラメータに不確かさが生じるため、計器が故障するまでの原子炉施設の状況及び事象進展状況を踏まえ、複数の関連パラメータを確認し、有効な情報を得た上で推定する。</p> <p>原子炉格納容器内の水素濃度を装置の動作特性を用いて推定する場合は、間接的な情報により推定するため、不確かさが生じることを考慮する。</p> <p>アニュラス内の水素濃度を推定する場合は、パラメータの相関関係を用いて、間接的な情報により推定するため、不確かさが生じることを考慮する。</p> <p>なお、代替パラメータによる推定に当たっては、代替パラメータの誤差による影響を考慮する。</p> <p>4 電源確保</p> <p>全交流動力電源及び直流電源喪失時は、大容量空冷式発電機、蓄電池(重大事故等対応用)及び直流電源用発電機等の運転により、計器へ給電する。</p> <p>給電の手順は、表-14「電源の確保に関する手順等」参照</p>		

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

添付1 異常時の運転操作基準（第90条関連）	変 更 前	変 更 後							
<p>表-8</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">添付1 異常時の運転操作基準（第90条関連）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 10%; vertical-align: top; padding-right: 10px;"> 事象ベース運転操作基準 4. サポート系の確保 (1) 全交流動力電源喪失 </td><td style="width: 90%;"> <p>① 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての交流動力電源が喪失した状態でプラントを安定させ、早期に電源を回復させる。 <p>② 導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての非常用母線及び常用母線の電圧が零ボルト <p>③ 主な監視操作内容</p> <p>原子炉トリップの確認</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 原子炉トリップの確認を行う。 <p>タービン・発電機トリップの確認</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. タービントリップ、発電機トリップの確認を行う。 <p>全交流動力電源喪失判断</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 外部電源喪失、ディーゼル発電機起動不能等により所内電源が喪失したことを確認する。 2. 交流動力電源の早期回復不能を判断し、全交流動力電源喪失時の処置を開始する。 <p>1次系からの漏えいの有無及び漏えい規模の確認</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 1次冷却材漏えいの有無及び漏えい規模を判断する。 2. 1次冷却材漏えいの規模が小さい場合は、代替電源の確保、代替炉心注入の準備、アニユラス空気浄化系及び中央制御室空調系の準備並びに原子炉格納容器内自然対流冷却の準備を行う。 <p>補助給水流量の確認</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 機械的強制給水機能が健全であることを確認する。 <p>2次系による強制冷却</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 補助給水機能が確保されていれば、主蒸気逃がし弁を現場手動にて全開とし、強制冷却を行う。 2. 1次系の減圧により、蓄圧注入系が動作していることを確認する。 <p>使用済燃料ピット冷却状態確認及び保有水確保</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 使用済燃料ピットの冷却状態を確認し、水位低下が見られれば必要に応じて水補給を行う。 <p>代替電源からの受電</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 代替電源（大容量空冷式発電機等）から受電したことを確認する。 <p>所内直流電源の確保</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 代替電源からの給電が長期にわたり行えない場合は、蓄電池（重大事故等対処用）からの受電や不要な直流負荷を切り離す。 2. 蓄電池（重大事故等対処用）の電圧が低下する前に、蓄電池（3系統目）からの受電を実施する。 <p>1次冷却材ポンプ封水系統、原子炉補機冷却水系統の隔離</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 1次冷却材ポンプ封水系統及び原子炉補機冷却水系統の隔離を行う。 <p>蓄圧タンク隔離</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 1次冷却材圧力が蓄圧タンクからの窒素ガスの混入を防止するための圧力となり、代替電源からの給電が可能となれば蓄圧タンクの出口弁を開止する。 </td></tr> </tbody> </table>	添付1 異常時の運転操作基準（第90条関連）		事象ベース運転操作基準 4. サポート系の確保 (1) 全交流動力電源喪失	<p>① 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての交流動力電源が喪失した状態でプラントを安定させ、早期に電源を回復させる。 <p>② 導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての非常用母線及び常用母線の電圧が零ボルト <p>③ 主な監視操作内容</p> <p>原子炉トリップの確認</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 原子炉トリップの確認を行う。 <p>タービン・発電機トリップの確認</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. タービントリップ、発電機トリップの確認を行う。 <p>全交流動力電源喪失判断</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 外部電源喪失、ディーゼル発電機起動不能等により所内電源が喪失したことを確認する。 2. 交流動力電源の早期回復不能を判断し、全交流動力電源喪失時の処置を開始する。 <p>1次系からの漏えいの有無及び漏えい規模の確認</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 1次冷却材漏えいの有無及び漏えい規模を判断する。 2. 1次冷却材漏えいの規模が小さい場合は、代替電源の確保、代替炉心注入の準備、アニユラス空気浄化系及び中央制御室空調系の準備並びに原子炉格納容器内自然対流冷却の準備を行う。 <p>補助給水流量の確認</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 機械的強制給水機能が健全であることを確認する。 <p>2次系による強制冷却</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 補助給水機能が確保されていれば、主蒸気逃がし弁を現場手動にて全開とし、強制冷却を行う。 2. 1次系の減圧により、蓄圧注入系が動作していることを確認する。 <p>使用済燃料ピット冷却状態確認及び保有水確保</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 使用済燃料ピットの冷却状態を確認し、水位低下が見られれば必要に応じて水補給を行う。 <p>代替電源からの受電</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 代替電源（大容量空冷式発電機等）から受電したことを確認する。 <p>所内直流電源の確保</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 代替電源からの給電が長期にわたり行えない場合は、蓄電池（重大事故等対処用）からの受電や不要な直流負荷を切り離す。 2. 蓄電池（重大事故等対処用）の電圧が低下する前に、蓄電池（3系統目）からの受電を実施する。 <p>1次冷却材ポンプ封水系統、原子炉補機冷却水系統の隔離</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 1次冷却材ポンプ封水系統及び原子炉補機冷却水系統の隔離を行う。 <p>蓄圧タンク隔離</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 1次冷却材圧力が蓄圧タンクからの窒素ガスの混入を防止するための圧力となり、代替電源からの給電が可能となれば蓄圧タンクの出口弁を開止する。 	<p>表-8</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">添付1 異常時の運転操作基準（第90条関連）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 10%; vertical-align: top; padding-right: 10px;"> 事象ベース運転操作基準 4. サポート系の確保 (1) 全交流動力電源喪失 </td><td style="width: 90%;"> <p>① 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての交流動力電源が喪失した状態でプラントを安定させ、早期に電源を回復させる。 <p>② 導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての非常用母線及び常用母線の電圧が零ボルト <p>③ 主な監視操作内容</p> <p>原子炉トリップの確認</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 原子炉トリップの確認を行う。 <p>タービン・発電機トリップの確認</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. タービントリップ、発電機トリップの確認を行う。 <p>全交流動力電源喪失判断</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 外部電源喪失、ディーゼル発電機起動不能等により所内電源が喪失したことを確認する。 2. 交流動力電源の早期回復不能を判断し、全交流動力電源喪失時の処置を開始する。 <p>1次系からの漏えいの有無及び漏えい規模の確認</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 1次冷却材漏えいの有無及び漏えい規模を判断する。 2. 1次冷却材漏えいの規模が小さい場合は、代替電源の確保、代替炉心注入の準備、アニユラス空気浄化系及び中央制御室空調系の準備並びに原子炉格納容器内自然対流冷却の準備を行う。 <p>補助給水流量の確認</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 機械的強制給水機能が健全であることを確認する。 <p>2次系による強制冷却</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 補助給水機能が確保されていれば、主蒸気逃がし弁を現場手動にて全開とし、強制冷却を行う。 2. 1次系の減圧により、蓄圧注入系が動作していることを確認する。 <p>使用済燃料ピット冷却状態確認及び保有水確保</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 使用済燃料ピットの冷却状態を確認し、水位低下が見られれば必要に応じて水補給を行う。 <p>代替電源からの受電</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 代替電源（大容量空冷式発電機等）から受電したことを確認する。 <p>所内直流電源の確保</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 代替電源からの給電が長期にわたり行えない場合は、蓄電池（重大事故等対処用）からの受電や不要な直流負荷を切り離す。 2. 蓄電池（重大事故等対処用）の電圧が低下する前に、蓄電池（3系統目）からの受電を実施する。 <p>1次冷却材ポンプ封水系統、原子炉補機冷却水系統の隔離</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 1次冷却材ポンプ封水系統及び原子炉補機冷却水系統の隔離を行う。 <p>蓄圧タンク隔離</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 1次冷却材圧力が蓄圧タンクからの窒素ガスの混入を防止するための圧力となり、代替電源からの給電が可能となれば蓄圧タンクの出口弁を開止する。 </td></tr> </tbody> </table>	添付1 異常時の運転操作基準（第90条関連）		事象ベース運転操作基準 4. サポート系の確保 (1) 全交流動力電源喪失	<p>① 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての交流動力電源が喪失した状態でプラントを安定させ、早期に電源を回復させる。 <p>② 導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての非常用母線及び常用母線の電圧が零ボルト <p>③ 主な監視操作内容</p> <p>原子炉トリップの確認</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 原子炉トリップの確認を行う。 <p>タービン・発電機トリップの確認</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. タービントリップ、発電機トリップの確認を行う。 <p>全交流動力電源喪失判断</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 外部電源喪失、ディーゼル発電機起動不能等により所内電源が喪失したことを確認する。 2. 交流動力電源の早期回復不能を判断し、全交流動力電源喪失時の処置を開始する。 <p>1次系からの漏えいの有無及び漏えい規模の確認</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 1次冷却材漏えいの有無及び漏えい規模を判断する。 2. 1次冷却材漏えいの規模が小さい場合は、代替電源の確保、代替炉心注入の準備、アニユラス空気浄化系及び中央制御室空調系の準備並びに原子炉格納容器内自然対流冷却の準備を行う。 <p>補助給水流量の確認</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 機械的強制給水機能が健全であることを確認する。 <p>2次系による強制冷却</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 補助給水機能が確保されていれば、主蒸気逃がし弁を現場手動にて全開とし、強制冷却を行う。 2. 1次系の減圧により、蓄圧注入系が動作していることを確認する。 <p>使用済燃料ピット冷却状態確認及び保有水確保</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 使用済燃料ピットの冷却状態を確認し、水位低下が見られれば必要に応じて水補給を行う。 <p>代替電源からの受電</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 代替電源（大容量空冷式発電機等）から受電したことを確認する。 <p>所内直流電源の確保</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 代替電源からの給電が長期にわたり行えない場合は、蓄電池（重大事故等対処用）からの受電や不要な直流負荷を切り離す。 2. 蓄電池（重大事故等対処用）の電圧が低下する前に、蓄電池（3系統目）からの受電を実施する。 <p>1次冷却材ポンプ封水系統、原子炉補機冷却水系統の隔離</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 1次冷却材ポンプ封水系統及び原子炉補機冷却水系統の隔離を行う。 <p>蓄圧タンク隔離</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 1次冷却材圧力が蓄圧タンクからの窒素ガスの混入を防止するための圧力となり、代替電源からの給電が可能となれば蓄圧タンクの出口弁を開止する。
添付1 異常時の運転操作基準（第90条関連）									
事象ベース運転操作基準 4. サポート系の確保 (1) 全交流動力電源喪失	<p>① 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての交流動力電源が喪失した状態でプラントを安定させ、早期に電源を回復させる。 <p>② 導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての非常用母線及び常用母線の電圧が零ボルト <p>③ 主な監視操作内容</p> <p>原子炉トリップの確認</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 原子炉トリップの確認を行う。 <p>タービン・発電機トリップの確認</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. タービントリップ、発電機トリップの確認を行う。 <p>全交流動力電源喪失判断</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 外部電源喪失、ディーゼル発電機起動不能等により所内電源が喪失したことを確認する。 2. 交流動力電源の早期回復不能を判断し、全交流動力電源喪失時の処置を開始する。 <p>1次系からの漏えいの有無及び漏えい規模の確認</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 1次冷却材漏えいの有無及び漏えい規模を判断する。 2. 1次冷却材漏えいの規模が小さい場合は、代替電源の確保、代替炉心注入の準備、アニユラス空気浄化系及び中央制御室空調系の準備並びに原子炉格納容器内自然対流冷却の準備を行う。 <p>補助給水流量の確認</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 機械的強制給水機能が健全であることを確認する。 <p>2次系による強制冷却</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 補助給水機能が確保されていれば、主蒸気逃がし弁を現場手動にて全開とし、強制冷却を行う。 2. 1次系の減圧により、蓄圧注入系が動作していることを確認する。 <p>使用済燃料ピット冷却状態確認及び保有水確保</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 使用済燃料ピットの冷却状態を確認し、水位低下が見られれば必要に応じて水補給を行う。 <p>代替電源からの受電</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 代替電源（大容量空冷式発電機等）から受電したことを確認する。 <p>所内直流電源の確保</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 代替電源からの給電が長期にわたり行えない場合は、蓄電池（重大事故等対処用）からの受電や不要な直流負荷を切り離す。 2. 蓄電池（重大事故等対処用）の電圧が低下する前に、蓄電池（3系統目）からの受電を実施する。 <p>1次冷却材ポンプ封水系統、原子炉補機冷却水系統の隔離</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 1次冷却材ポンプ封水系統及び原子炉補機冷却水系統の隔離を行う。 <p>蓄圧タンク隔離</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 1次冷却材圧力が蓄圧タンクからの窒素ガスの混入を防止するための圧力となり、代替電源からの給電が可能となれば蓄圧タンクの出口弁を開止する。 								
添付1 異常時の運転操作基準（第90条関連）									
事象ベース運転操作基準 4. サポート系の確保 (1) 全交流動力電源喪失	<p>① 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての交流動力電源が喪失した状態でプラントを安定させ、早期に電源を回復させる。 <p>② 導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての非常用母線及び常用母線の電圧が零ボルト <p>③ 主な監視操作内容</p> <p>原子炉トリップの確認</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 原子炉トリップの確認を行う。 <p>タービン・発電機トリップの確認</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. タービントリップ、発電機トリップの確認を行う。 <p>全交流動力電源喪失判断</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 外部電源喪失、ディーゼル発電機起動不能等により所内電源が喪失したことを確認する。 2. 交流動力電源の早期回復不能を判断し、全交流動力電源喪失時の処置を開始する。 <p>1次系からの漏えいの有無及び漏えい規模の確認</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 1次冷却材漏えいの有無及び漏えい規模を判断する。 2. 1次冷却材漏えいの規模が小さい場合は、代替電源の確保、代替炉心注入の準備、アニユラス空気浄化系及び中央制御室空調系の準備並びに原子炉格納容器内自然対流冷却の準備を行う。 <p>補助給水流量の確認</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 機械的強制給水機能が健全であることを確認する。 <p>2次系による強制冷却</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 補助給水機能が確保されていれば、主蒸気逃がし弁を現場手動にて全開とし、強制冷却を行う。 2. 1次系の減圧により、蓄圧注入系が動作していることを確認する。 <p>使用済燃料ピット冷却状態確認及び保有水確保</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 使用済燃料ピットの冷却状態を確認し、水位低下が見られれば必要に応じて水補給を行う。 <p>代替電源からの受電</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 代替電源（大容量空冷式発電機等）から受電したことを確認する。 <p>所内直流電源の確保</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 代替電源からの給電が長期にわたり行えない場合は、蓄電池（重大事故等対処用）からの受電や不要な直流負荷を切り離す。 2. 蓄電池（重大事故等対処用）の電圧が低下する前に、蓄電池（3系統目）からの受電を実施する。 <p>1次冷却材ポンプ封水系統、原子炉補機冷却水系統の隔離</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 1次冷却材ポンプ封水系統及び原子炉補機冷却水系統の隔離を行う。 <p>蓄圧タンク隔離</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 1次冷却材圧力が蓄圧タンクからの窒素ガスの混入を防止するための圧力となり、代替電源からの給電が可能となれば蓄圧タンクの出口弁を開止する。 								

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<p>添付3 重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準 表-14 電源の確保に関する手順等</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>1 優先順位 代替電源の給電手順の優先順位は、大容量空冷式発電機、号炉間融通ケーブル、発電機車（中容量発電機車又は高圧発電機車）、予備ケーブル（号炉間電力融通用）の順で使用する。</p> <p>代替電源（直流）による給電</p> <p>1 蓄電池（安全防護系用）による代替電源（直流）からの給電 当直課長は、全交流動力電源が喪失した場合は、蓄電池（安全防護系用）により非常用直流母線へ給電する。全交流動力電源喪失発生後、1時間を目安に中央制御室及び隣接する1次系继电器室で不要直流負荷の切り離しを行い、8時間以内を現場で不要直流負荷の切離しを行う。 (1) 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失により、交流電源から非常用直流母線への給電が母線電圧等にて確認できぬ場合</p> <p>2 蓄電池（重大事故等対処用）による代替電源（直流）からの給電 当直課長は、全交流動力電源が喪失した場合は、蓄電池（安全防護系用）の電圧が許容最低電圧値以下となる前までに、蓄電池（重大事故等対処用）により非常用直流母線へ給電する。全交流動力電源喪失発生後8時間以内を現場で不要直流負荷の切離しを行う。 (1) 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失時に直流電源用発電機及び可搬型直流変換器の準備が完了するまでに、直流母線電圧が許容最低電圧値（108V）以上を維持できない場合</p> <p>2 蓄電池（重大事故等対処用）による代替電源（直流）からの給電 当直課長は、全交流動力電源が喪失した場合は、蓄電池（安全防護系用）の電圧が許容最低電圧値以下となる前までに、蓄電池（重大事故等対処用）により非常用直流母線へ給電する。全交流動力電源喪失発生後8時間以内を現場で不要直流負荷の切離しを行う。 (1) 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失時に直流電源用発電機及び可搬型直流変換器の準備が完了するまでに、直流母線電圧が許容最低電圧値（108V）以上を維持できない場合</p> <p>3 蓄電池（3系統目）による代替電源（直流）からの給電 当直課長は、全交流動力電源喪失発生後、蓄電池（安全防護系用）及び蓄電池（重大事故等対処用）の電圧が許容最低電圧値以下となる前までに、蓄電池（3系統目）により非常用直流母線へ給電する。 (1) 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失時に直流電源用発電機及び可搬型直流変換器の準備が完了するまでに、直流母線電圧が蓄電池（安全防護系用）及び蓄電池（重大事故等対処用）の故障等により許容最低電圧値（108V）以上を維持できない場合</p> <p>4 直流電源用発電機及び可搬型直流変換器による代替電源（直流）からの給電 当直課長は、蓄電池（重大事故等対処用）の電圧が低下する前までに、直流電源用発電機及び可搬型直流変換器により給電する。 (1) 手順着手の判断基準</p>	<p>添付3 重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準 表-14 電源の確保に関する手順等</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>1 優先順位 代替電源の給電手順の優先順位は、大容量空冷式発電機、号炉間融通ケーブル、発電機車（中容量発電機車又は高圧発電機車）、予備ケーブル（号炉間電力融通用）の順で使用する。</p> <p>代替電源（直流）による給電</p> <p>1 蓄電池（安全防護系用）による代替電源（直流）からの給電 当直課長は、全交流動力電源が喪失した場合は、蓄電池（安全防護系用）により非常用直流母線へ給電する。全交流動力電源喪失発生後、1時間を目安に中央制御室及び隣接する1次系继电器室で不要直流負荷の切り離しを行い、8時間以内を現場で不要直流負荷の切離しを行う。 (1) 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失により、交流電源から非常用直流母線への給電が母線電圧等にて確認できぬ場合</p> <p>2 蓄電池（重大事故等対処用）による代替電源（直流）からの給電 当直課長は、全交流動力電源が喪失した場合は、蓄電池（安全防護系用）の電圧が許容最低電圧値以下となる前までに、蓄電池（重大事故等対処用）により非常用直流母線へ給電する。全交流動力電源喪失発生後8時間以内を現場で不要直流負荷の切離しを行う。 (1) 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失時に直流電源用発電機及び可搬型直流変換器の準備が完了するまでに、直流母線電圧が許容最低電圧値（108V）以上を維持できない場合</p> <p>2 蓄電池（重大事故等対処用）による代替電源（直流）からの給電 当直課長は、全交流動力電源が喪失した場合は、蓄電池（安全防護系用）の電圧が許容最低電圧値以下となる前までに、蓄電池（重大事故等対処用）により非常用直流母線へ給電する。全交流動力電源喪失発生後8時間以内を現場で不要直流負荷の切離しを行う。 (1) 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失時に直流電源用発電機及び可搬型直流変換器の準備が完了するまでに、直流母線電圧が許容最低電圧値（108V）以上を維持できない場合</p> <p>3 蓄電池（3系統目）による代替電源（直流）からの給電 当直課長は、全交流動力電源喪失発生後、蓄電池（安全防護系用）及び蓄電池（重大事故等対処用）の電圧が許容最低電圧値以下となる前までに、蓄電池（3系統目）により非常用直流母線へ給電する。 (1) 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失時に直流電源用発電機及び可搬型直流変換器の準備が完了するまでに、直流母線電圧が蓄電池（安全防護系用）及び蓄電池（重大事故等対処用）の故障等により許容最低電圧値（108V）以上を維持できない場合</p> <p>4 直流電源用発電機及び可搬型直流変換器による代替電源（直流）からの給電 当直課長は、蓄電池（重大事故等対処用）の電圧が低下する前までに、直流電源用発電機及び可搬型直流変換器により給電する。 (1) 手順着手の判断基準</p>	<p style="text-align: right;"><中略></p>

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

表-14 電源の確保に関する手順等 続き	変 前	変 更	後	備 考
		表-14 電源の確保に関する手順等 続き		

3 惠影響防止
号炉間電力融通ケーブルは、通常運転中は、遮断器及びケーブルにより他号炉とは隔離し、重大事故等時のみ接続する。
大容量空冷式発電機車（中容量発電機車又は高圧発電機車）、号炉間電力融通ケーブル又は予備ケーブル（号炉間電力融通用）を使用した号炉間融通により電源を給電する際、中央制御室で受電後の大型補機の自動起動を防止するため、大型補機の操作スイッチを「切引ロック」又は「切」にする。
受電後の蓄電池による水素発生防止のため、外気取入れ手動ダンパの「開」及び、蓄電池室排気ファン（重大事故等対処用）の起動により、蓄電池室の換気を行う。また、蓄電池（3系統目）室の換気に必要なダンパの切替えを行い、蓄電池室給気ファン（3系統目蓄電池用）及び蓄電池室排気ファン（3系統目蓄電池用）の起動により、蓄電池（3系統目）室の換気を行う。

3 惠影響防止
号炉間電力融通ケーブルは、通常運転中は、遮断器及びケーブルにより他号炉とは隔離し、重大事故等時のみ接続する。
大容量空冷式発電機車や発電機車（中容量発電機車又は高圧発電機車）、号炉間電力融通ケーブル又は予備ケーブル（号炉間電力融通用）を使用した号炉間融通により電源を給電する際、中央制御室で受電後の大型補機の自動起動を防止するため、大型補機の操作スイッチを「切引ロック」又は「切」にする。
受電後の蓄電池の充電による水素発生防止のため、外気取入れ手動ダンパの「開」及び、蓄電池室排気ファン（重大事故等対処用）の起動により、蓄電池室の換気を行う。また、蓄電池（3系統目）室の換気に必要なダンパの切替えを行い、蓄電池室給気ファン（3系統目蓄電池用）及び蓄電池室排気ファン（3系統目蓄電池用）の起動により、蓄電池（3系統目）室の換気を行う。

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

表-15 事故時の計装に関する手順等		変 前	更 後	備 考
表-15 事故時の計装に関する手順等				
<p>計器電源の喪失</p> <p>1 計器電源の喪失時の対応 当直課長は、直流電源が喪失し計測に必要な計器電源が喪失した場合、特に重要なパラメータを計測又は監視する。</p> <p>(1) 全交流動力電源喪失及び直流電源喪失 当直課長は、全交流動力電源喪失により計測に必要な計器電源が喪失した場合、大容量空冷式発電機、蓄電池（重大事故等対処用）及び直流電源用発電機等の運転により、計器へ給電する。</p> <p>代替電源の供給ができる場合は、特に重要なパラメータとして、パラメータ選定で選定した重要な監視パラメータ及び重要代替パラメータを計測する計器については、温度、圧力、水位及び流量に係るものについて、可搬型計測器を接続し計測する。ただし、可搬型計測器を用いて直接確認できるものは現場で確認する。</p> <p>また、可搬型計測器の計測値を工学値に換算する換算表を準備する。</p> <p>可搬型計測器による計測においては、計測の選定を行う際の考え方として、同一パラメータにチャンネルが複数ある場合は、いざれか1つの適切なパラメータを選定し計測又は監視する。同一の物理量について、複数のパラメータがある場合は、いざれか1つの適切なパラメータを選定し計測又は監視する。</p> <p>ア 手順着手の判断基準 直流電源が喪失した場合において、中央制御室でのパラメータ監視ができない場合</p>	<p>計器電源の喪失</p> <p>1 計器電源の喪失時の対応 当直課長は、直流電源が喪失し計測に必要な計器電源が喪失した場合、特に重要なパラメータを計測又は監視する。</p> <p>(1) 全交流動力電源喪失及び直流電源喪失 当直課長は、全交流動力電源喪失により計測に必要な計器電源が喪失した場合、大容量空冷式発電機、蓄電池（重大事故等対処用）、蓄電池（3系統目）及び直流電源用発電機等の運転により、計器へ給電する。</p> <p>代替電源の供給ができる場合は、特に重要なパラメータとして、パラメータ選定で選定した重要な監視パラメータ及び重要代替パラメータを計測する計器については、温度、圧力、水位及び流量に係るものについて、可搬型計測器を接続し計測する。ただし、可搬型計測器を用いて直接確認できるものは現場で確認する。</p> <p>また、可搬型計測器の計測値を工学値に換算する換算表を準備する。</p> <p>可搬型計測器による計測においては、計測の選定を行いう際の考え方として、同一パラメータにチャンネルが複数ある場合は、いざれか1つの適切なパラメータを選定し計測又は監視する。同一の物理量について、複数のパラメータがある場合は、いざれか1つの適切なパラメータを選定し計測又は監視する。</p> <p>ア 手順着手の判断基準 直流電源が喪失した場合において、中央制御室でのパラメータ監視ができない場合</p>	<p>・ 1号炉及び2号炉の常設直流電源設備（3系統目）の設置に伴う変更</p>		
表-15 事故時の計装に関する手順等				

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
表-15 事故時の計装に関する手順等 続き	表-15 事故時の計装に関する手順等 続き	
(配慮すべき事項) <ol style="list-style-type: none"> 1 パラメータの選定 <p>炉心損傷防止対策及び原子炉格納容器破損防止対策を成功させたために把握することが必要な原子炉施設の状態を監視する主要パラメータは、事象の判別を行う運転手順書の判断基準、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器破損を防止する運転手順書の適用条件、炉心の著しい損傷が発生した場合に対処する運転手順書の適用条件及び技術的能力に係る審査基準1.1～1.10、1.13、1.14を満足するために必要なパラメータを選定する。</p> <p>選定した主要パラメータ(パラメータの分類：原子炉容器内の温度、圧力及び水位、原子炉容器及び原子炉格納容器への注水量、原子炉格納容器内の温度、圧力、水位、水素濃度、放射線量率、未臨界の維持又は監視、最終ヒートシンクの確保、原子炉格納容器バイパスの監視、水源の確保及びアニュラス内の水素濃度)は、以下のとおり分類する。</p> 2 原子炉施設の状態把握 <p>設計基準を超える状態における原子炉施設の状態を把握する能力として、重要な監視パラメータ及び重要代替パラメータを計測する計器の計測範囲、計器の個数を規定文書に明確に定める。</p> 3 確からしさの考慮 <p>圧力のパラメータと温度のパラメータを水の飽和状態の関係から推定する場合は、水が飽和状態にないとパラメータに不確かさが生じるため、計器が故障するまでの原子炉施設の状況及び事象進展状況を踏まえ、複数の関連パラメータを確認し、有効な情報を得た上で推定する。</p> <p>原子炉格納容器内の水素濃度を装置の動作特性を用いて推定する場合は、間接的な情報により推定するため、不確かさが生じることを考慮する。</p> <p>アニュラス内の水素濃度を推定する場合は、パラメータの相関関係を用いて、間接的な情報により推定するため、不確かさが生じることを考慮する。</p> <p>なお、代替パラメータによる推定に当たっては、代替パラメータの誤差による影響を考慮する。</p> 4 電源確保 <p>全交流動力電源及び直流電源喪失時は、大容量空冷式発電機、蓄電池(重大事故等対応用)及び直流電源用発電機等の運転により、計器へ給電する。</p> <p>給電の手順は、表-14「電源の確保に関する手順等」参照</p> 	(配慮すべき事項) <ol style="list-style-type: none"> 1 パラメータの選定 <p>炉心損傷防止対策及び原子炉格納容器破損防止対策を成功させたために把握することが必要な原子炉施設の状態を監視する主要パラメータは、事象の判別を行う運転手順書の判断基準、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器破損を防止する運転手順書の適用条件、炉心の著しい損傷が発生した場合に対処する運転手順書の適用条件及び技術的能力に係る審査基準1.1～1.10、1.13、1.14を満足するために必要なパラメータを選定する。</p> <p>選定した主要パラメータ(パラメータの分類：原子炉容器内の温度、圧力及び水位、原子炉容器及び原子炉格納容器への注水量、原子炉格納容器内の温度、圧力、水位、水素濃度、放射線量率、未臨界の維持又は監視、最終ヒートシンクの確保、原子炉格納容器バイパスの監視、水源の確保及びアニュラス内の水素濃度)は、以下のとおり分類する。</p> 2 原子炉施設の状態把握 <p>設計基準を超える状態における原子炉施設の状態を把握する能力として、重要な監視パラメータ及び重要代替パラメータを計測する計器の計測範囲、計器の個数を規定文書に明確に定める。</p> 3 確からしさの考慮 <p>圧力のパラメータと温度のパラメータを水の飽和状態の関係から推定する場合は、水が飽和状態にないとパラメータに不確かさが生じるため、計器が故障するまでの原子炉施設の状況及び事象進展状況を踏まえ、複数の関連パラメータを確認し、有効な情報を得た上で推定する。</p> <p>原子炉格納容器内の水素濃度を装置の動作特性を用いて推定する場合は、間接的な情報により推定するため、不確かさが生じることを考慮する。</p> <p>アニュラス内の水素濃度を推定する場合は、パラメータの相関関係を用いて、間接的な情報により推定するため、不確かさが生じることを考慮する。</p> <p>なお、代替パラメータによる推定に当たっては、代替パラメータの誤差による影響を考慮する。</p> 4 電源確保 <p>・1号炉及び2号炉の常設直流水源設備(3系統目)の 蓄電池(3系統目)及び直流電源用発電機等の運転により、計器へ給電する。</p> <p>給電の手順は、表-14「電源の確保に関する手順等」参照</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・1号炉及び2号炉の常設直流水源設備(3系統目)の 蓄電池(3系統目)及び直流電源用発電機等の運転により、計器へ給電する。

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 前

表-20 重大事故等対策における操作の成立性（4／5）

操作手順No	対応手段		要員		想定時間	備考	
	操作手順No	対応手段	操作手順No	対応手段		要員	要員数
13	移動式大容量ポンプ車及び放水砲による使用済燃料ピットへの放水	修理対応要員 修理対応要員	6 6	1時間20分 1時間20分	No.12にて整備する。	移動式大容量ポンプ車及び放水砲による使用済燃料ピットへの放水	No.12にて整備する。
	取水用水中ポンプ用発電機への燃料補給※ 使用済燃料ピット及び復水タンク補給用水中ポンプ用発電機への燃料補給※	修理対応要員 修理対応要員	6 6	1時間20分 1時間20分		取水用水中ポンプ用発電機への燃料補給※ 使用済燃料ピット及び復水タンク補給用水中ポンプ用発電機への燃料補給※	修理対応要員 修理対応要員
	大容量空冷式発電機による代替電源（交流）からの給電※	修理対応要員 運転員等	1 2	15分		大容量空冷式発電機による代替電源（交流）からの給電※	修理対応要員 運転員等
	号炉間電力融通ケーブルを使用した号炉間融通による代替電源（交流）からの給電	修理対応要員 運転員等	6 4	1時間25分		号炉間電力融通ケーブルを使用した号炉間融通による代替電源（交流）からの給電	修理対応要員 運転員等
	発電機車（高压発電機車）による代替電源（交流）からの給電	修理対応要員 運転員等	3 2	1時間50分		発電機車（高压発電機車）による代替電源（交流）からの給電	修理対応要員 運転員等
	発電機車（中容量発電機車）による代替電源（交流）からの給電	修理対応要員 運転員等	5 2	2時間40分		発電機車（中容量発電機車）による代替電源（交流）からの給電	修理対応要員 運転員等
	予備ケーブルを使用した号炉間融通による代替電源（交流）からの給電	修理対応要員 運転員等	20 4	3時間		予備ケーブルを使用した号炉間融通による代替電源（交流）からの給電	修理対応要員 運転員等
14	充電器盤の受電操作（充電器盤（重大事故等対処用蓄電池用及び安全防護系用の受電操作）※ の受電操作）※	修理対応要員 運転員等	2 2	52分		充電器盤（重大事故等対処用蓄電池用、安全防護系用及び3系統目蓄電池用）の受電操作）※	修理対応要員 運転員等
	蓄電池（重大事故等対処用）による代替電源（直流）からの給電※	修理対応要員 運転員等	2 2	25分		蓄電池（安全防護系用）による代替電源（直流）からの給電※	修理対応要員 運転員等
	直流電源用発電機及び可搬型直流変換器による代替電源（直流）からの給電	修理対応要員 運転員等	5 2	2時間		蓄電池（重大事故等対処用）による代替電源（直流）からの給電※	修理対応要員 運転員等
	代替所内電気設備による給電（大容量空冷式発電機）	修理対応要員 運転員等	5 1	40分		蓄電池（3系統目）による代替電源（直流）からの給電	修理対応要員 運転員等
	大容量空冷式発電機用燃料タンクへの燃料補給※	修理対応要員 修理対応要員	6 6	1時間55分 1時間20分		直流水源用発電機及び可搬型直流変換器による代替電源（直流）からの給電	修理対応要員 運転員等
	高压発電機車への燃料補給	修理対応要員 修理対応要員	6 6	1時間20分		代替所内電気設備による給電（大容量空冷式発電機）	修理対応要員 運転員等
	中容量発電機車への燃料補給	修理対応要員 修理対応要員	6 6	1時間20分		代替所内電気設備による給電（発電機車）	修理対応要員 修理対応要員
	直流電源用発電機への燃料補給	修理対応要員 修理対応要員	6 6	1時間20分		大容量空冷式発電機用燃料タンクへの燃料補給※	修理対応要員 修理対応要員
	燃料油貯油そうへの燃料補給	修理対応要員	6	1時間55分		高压発電機車への燃料補給	修理対応要員 修理対応要員
	中容量発電機車への燃料補給					中容量発電機車への燃料補給	修理対応要員

※有効性評価の重要事故シーケンスに係る対応手段

表-20 重大事故等対策における操作の成立性（4／5）

変 更				後			